

浦添市 都市計画 マスタープラン



平成25年1月 浦添市

浦添市
都市計画
マスタープラン

は じ め に



浦添市長 儀間 光 男

1990 年前後のバブル経済崩壊後における国内外の厳しい社会経済情勢や、グローバル化の進展、少子高齢化などに加え、多様化する価値観やライフスタイル、地方分権社会の到来などにより、持続的発展が可能で、地域の実情に応じた個性あるまちづくりが求められております。

このような中、本市においては、まちづくりの基本的な指針として、平成 11 年 3 月に都市計画法に基づく浦添市都市マスタープランを策定し（平成 16 年 3 月に一部見直し）、持続可能で、安定した自治確立の基盤となる望ましい都市像を目指してまいりました。

一方で、現在本市においては、最上位計画である浦添市第 4 次総合計画が策定（平成 23 年 3 月）され、また、牧港補給地区跡地利用基本計画、沖縄都市モノレールの延長計画、西海岸における開発動向など、本市の都市構造に大きな影響が想定されるプロジェクトが進行していることを踏まえ、今後 20 年間の新たなまちづくりの指針となるマスタープランの見直しを行いました。

計画策定にあたっては、市民アンケート調査や、延べ 21 回にわたる地域別ワークショップの開催、インターネットを活用した計画案に対する意見募集など、市民参画の機会を設け、数多くのご意見やご提言を頂きました。

また、浦添市都市計画マスタープラン策定協議会や都市計画審議会においては、熱心なご審議とともに、貴重なご助言を賜りました。

ご協力頂きました市民の皆様をはじめ、策定協議会委員、都市計画審議会委員の皆様や多くの関係各位に、心から感謝を申し上げます。

今後は、本市の将来像である「太陽とみどりにあふれた国際性豊かな文化都市」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆さま、国・県ならびに関係機関の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 25 年 1 月

目 次

第Ⅰ章 はじめに

1. 都市計画マスタープランの位置付け 1
2. 都市計画マスタープランの経緯 4
3. 浦添市の現況 6
4. 上位関連計画 11
5. まちづくりの基本的課題 21

第Ⅱ章 都市の目標

1. 都市づくりの理念 27
2. 将来都市像 27
3. 目標年次及び人口フレーム 28
4. 将来都市構造 31

第Ⅲ章 まちづくり 部門別方針

1. 土地利用に関する方針 37
2. 市街地整備に関する方針 42
3. 道路交通に関する方針 46
4. 下水道・河川に関する方針 51
5. 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針 52
6. 景観形成に関する方針 56
7. 防災まちづくりに関する方針 62
8. 福祉のまちづくりに関する方針 65
9. その他のまちづくりに関する方針 67

第Ⅳ章 まちづくり 地域別方針

1. 地域区分について 69
2. 北地域まちづくり方針 70
3. 中央北地域まちづくり方針 76
4. 東地域まちづくり方針 82
5. 中央南地域まちづくり方針 88
6. 中央西地域まちづくり方針 94
7. 南地域まちづくり方針 100
8. 西地域まちづくり方針 106
9. 新都市形成地域まちづくり方針 112

第Ⅴ章 計画の実現 に向けて

1. まちづくりに対する社会的要請 119
2. 今後のまちづくりの進め方 119
3. 都市計画マスタープランの活用 120
4. 都市計画マスタープラン進行管理と見直し 120

参考資料

1. 策定体制 121
2. 浦添市都市計画マスタープラン策定協議会規約 121
3. 地域別ワークショップ・住民説明会 124
4. 策定の流れ 125

第Ⅰ章 はじめに

1. 都市計画マスタープランの位置付け

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画であり、住民の意見を反映させつつ、20年後の都市の目標や、将来像、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

本市における今後20年間の市街地整備や道路整備、景観形成など都市計画の基本となる計画である。

(2) 都市計画マスタープランの目的及び役割

都市計画マスタープランは、長期的・総合的視点から、都市施設の整備及び土地利用の方針を定め、都市づくりを効果的に進めることを目的としており、目指すべき都市の将来像を住民・事業者等と行政が共有し、まちづくりの目標と方針を明らかにすることで、住民の都市計画に対する理解と参加を促進する役割を担う。

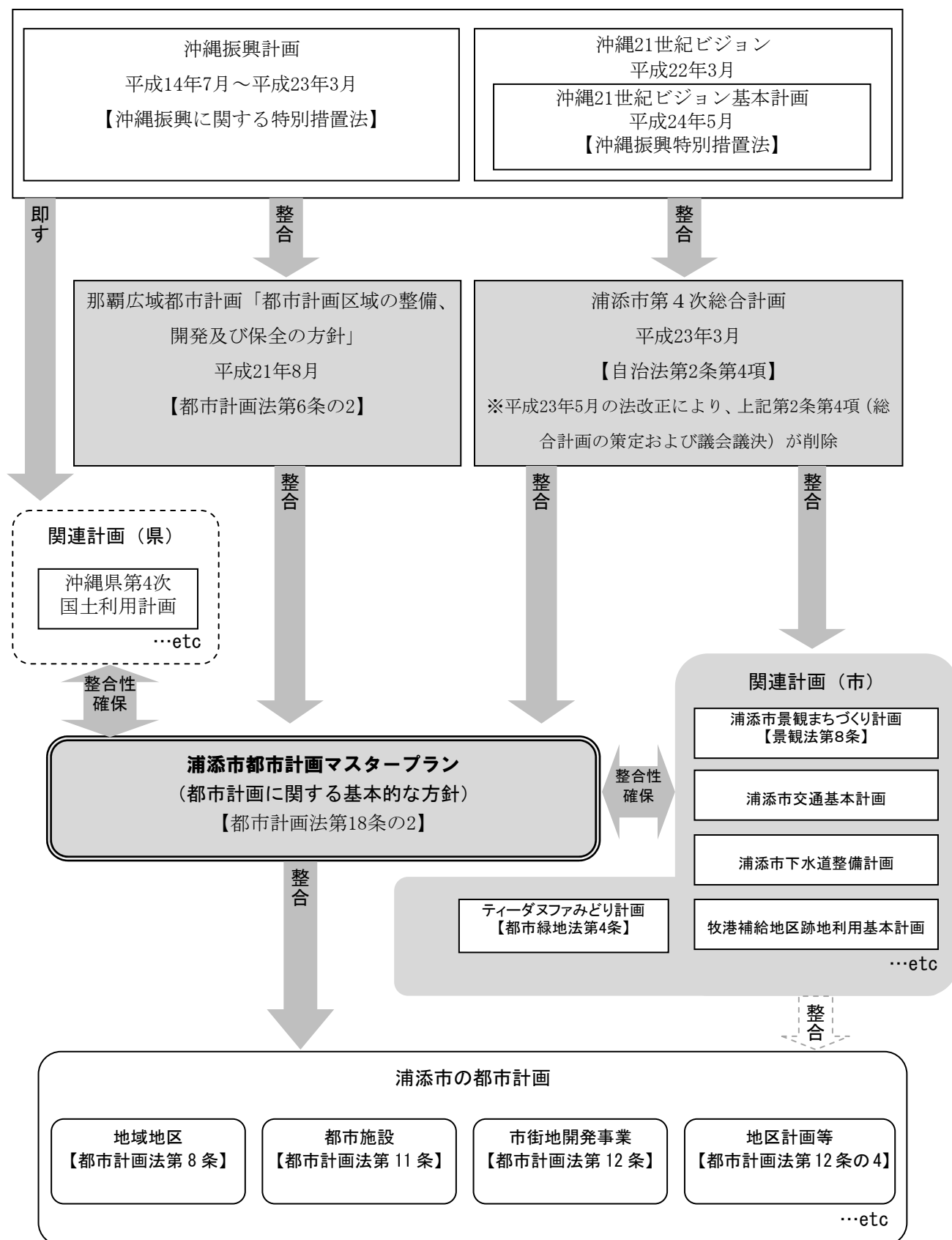
(3) 都市計画マスタープランの体系

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村の建設に関する基本構想（本市においては第4次浦添市総合計画）および都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（本市の属する那覇広域都市計画区域マスタープラン）に即した内容とされている。

その他関連計画との整合性についても、可能な限り確保することが求められる。

体系図を次頁に示す。

■都市計画マスタープランの体系図



■都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、概ね以下のような構成となる。

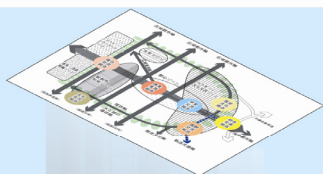
大きく分けて、浦添市の将来像や将来人口を定める「都市の目標」、土地利用や市街地整備、道路交通など、それぞれの部門別に基本方針を定める「まちづくり部門別方針」、市内を地域区分し、それぞれの地域における方針を定めた「まちづくり地域別方針」、および「実現化方策」となる。

第Ⅰ章はじめに

- 都市計画の位置付け
- 浦添市の現状と動向
- まちづくりの課題 など

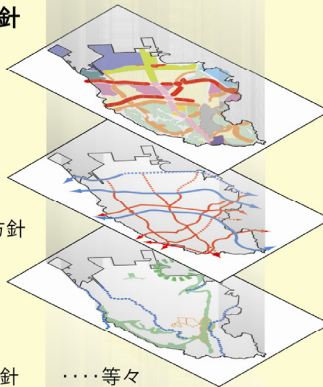
第Ⅱ章都市の目標

- 将来都市像
- 将来人口
- 将来都市構造 など



第Ⅲ章まちづくり部門別方針

- 土地利用に関する方針
- 道路交通に関する方針
- 自然環境保全に関する方針
- その他には
 - 市街地整備の方針
 - 景観形成に関する方針
 - 福祉のまちづくり
 - 防災まちづくりに関する方針……等々



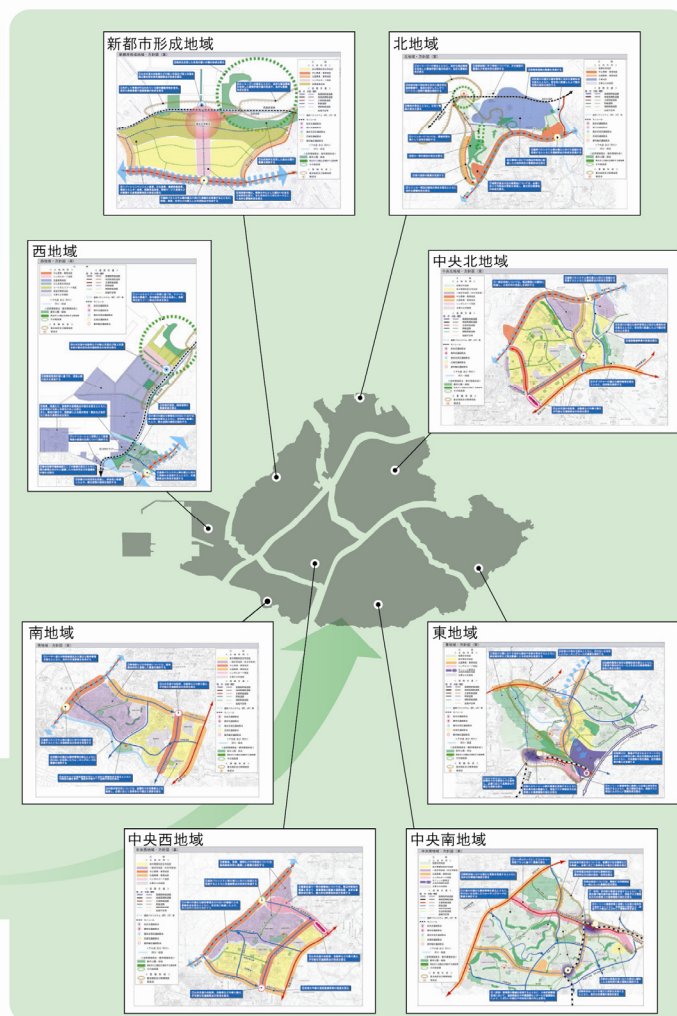
第Ⅳ章まちづくり地域別方針

市内を8地域に区分し、地域別の方針を定める



第Ⅴ章実現方策

- まちづくりの実現化に向けた方策



2. 都市計画マスタープランの経緯

本市においては、平成11年3月に浦添市都市マスタープランを策定し、その後の社会情勢等の変化に対応するため、計2回の見直しを実施している。

計画策定、見直しの理由やその当時の社会情勢については、以下の通りとなっている。



■平成 11 年 3 月策定

【策定の主な理由】

- ・ 平成 4 年の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）、いわゆる都市計画マスタープランが制度化
- ・ 本市における今後のまちづくりの指針となる計画づくりの必要性

【当時の社会情勢やまちづくりへの取り組み状況等】

- ・ 人口が 10 万人を突破（平成 10 年）
- ・ 第 1 回まちづくりプラン賞（平成 11 年）
- ・ 地方分権一括法（平成 12 年）



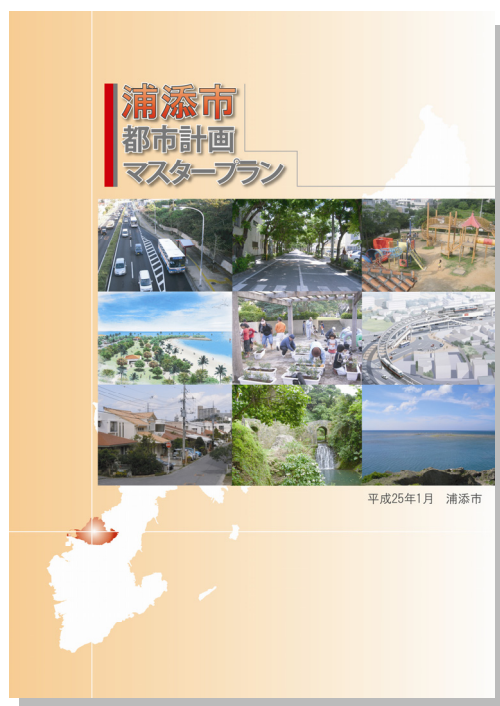
■平成 16 年 6 月見直し

【見直し理由】

- ・ 都市計画マスタープランの上位計画である、那覇広域都市計画区域マスタープラン（平成 12 年 3 月）および第 3 次浦添市総合計画（平成 13 年 4 月）の策定

【当時の社会情勢やまちづくりへの取り組み状況等】

- ・ 国立劇場おきなわ開場（平成 16 年）
- ・ 景観法制定（平成 16 年）
- ・ ようどれ修復完了（平成 17 年）
- ・ 人口約 10 万 6 千人（平成 17 年国勢調査）



■平成 25 年 1 月見直し

【見直し理由】

- ・ 沖縄 21 世紀ビジョンが策定された
- ・ 下記のような本市の都市基盤整備に関連する計画策定や事業進捗が見られた
 - 沖縄都市モノレール延長の決定
 - 那覇港港湾計画に基づく西海岸開発（公有水面埋立、コースタルリゾート計画など）
 - 浦添市景観まちづくり計画
 - 牧港補給地区跡地利用計画 等

【当時の社会情勢やまちづくりへの取り組み状況等】

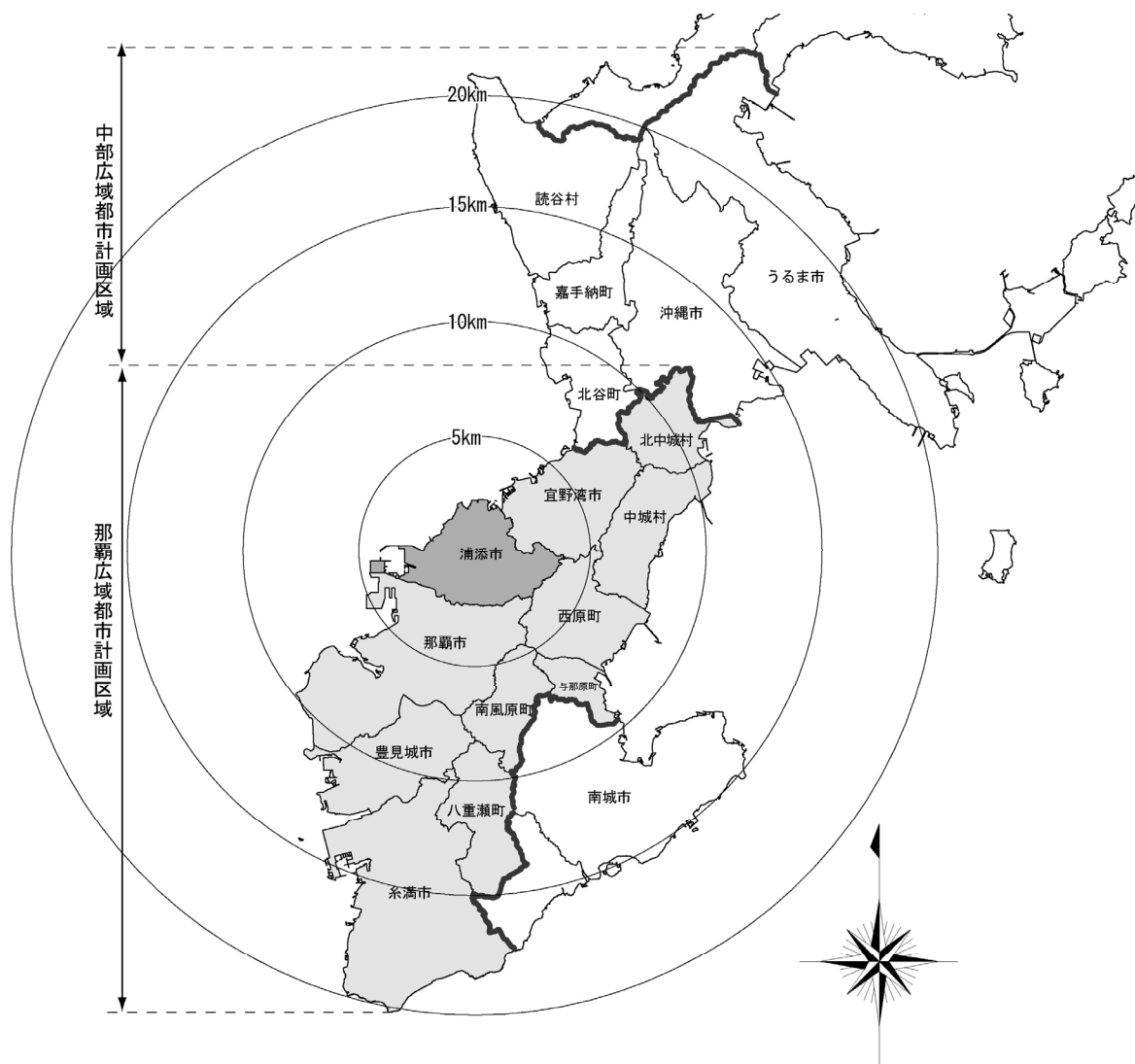
- ・ てだこホール開館（平成 19 年）
- ・ 人口約 11 万人（平成 22 年国勢調査）
- ・ 東日本大震災（平成 23 年）

3. 浦添市の現況

(1) 位置及び面積

浦添市（以下、本市）は、沖縄本島南部に位置し、西は東シナ海に面する海岸沿いにあり、南は県都那覇市、東は西原町、北は宜野湾市に面している。市域（飛地を含む）は、東西8.4km、南北4.6kmで、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、面積1,927haを有する都市である。

市域全域が近隣5市4町2村とともに那覇広域都市計画区域に指定されている。（那覇広域都市計画区域：那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、西原町、与那原町、南風原町、北中城村、中城村の全域及び八重瀬町の旧東風平町域）

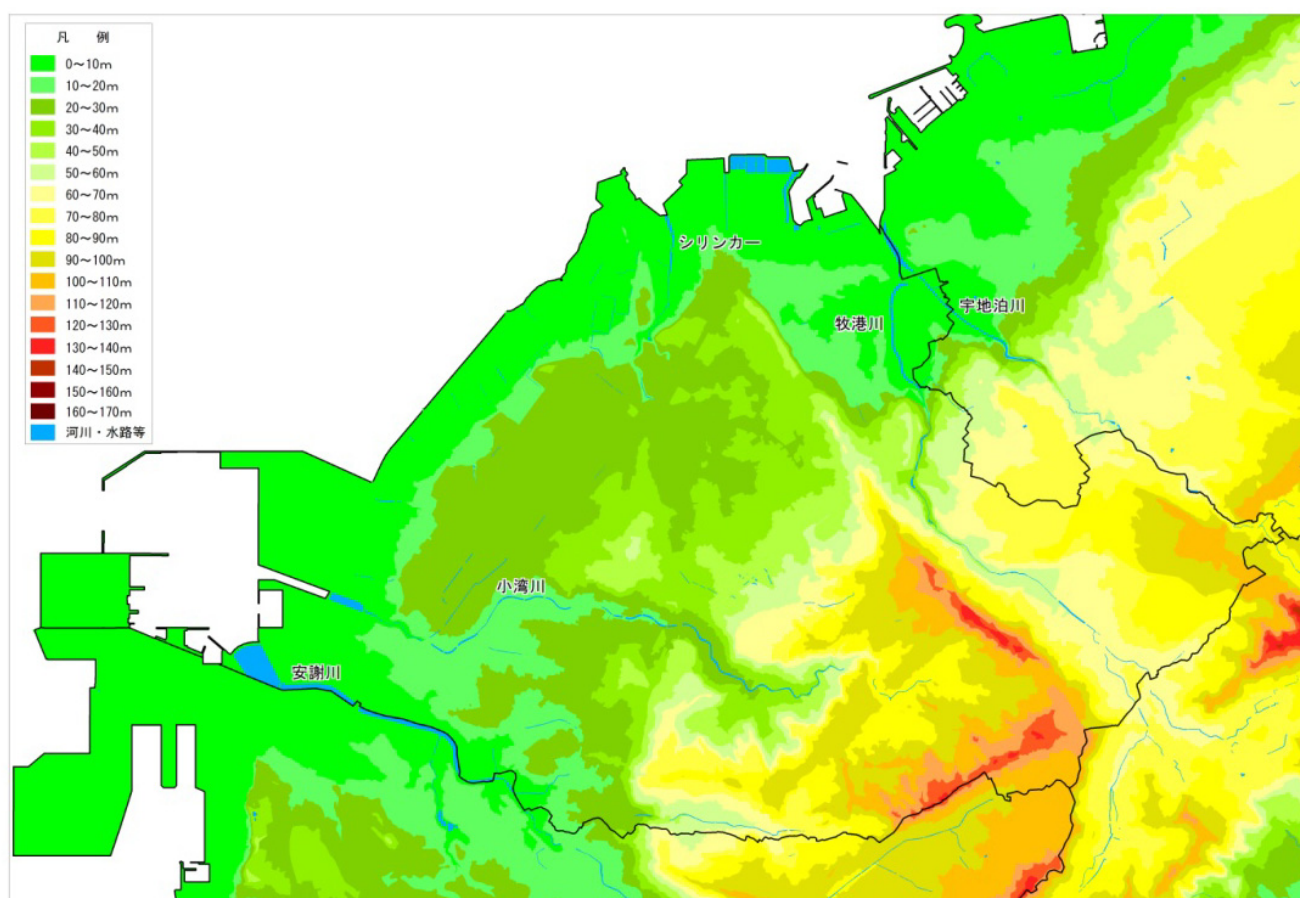


(2) 地形及び水系

本市の地形は、東から西にかけて緩やかに傾斜しており、東部の仲間、安波茶、経塚、西原、沢峠一帯は標高約100mの丘陵地帯、西部の勢理客から仲西、宮城、屋富祖、城間、港川に至る国道58号沿いは標高20～30mの台地となっている。また、東部と西部の中間部分は台地に挟まれて窪地となっている。

市域を流れる牧港川、小湾川、安謝川、宇地泊川、シリンカー等の中小河川は東側丘陵部を上流とし、西流して東シナ海に注ぎ込んでいる。こうした河川は、丘陵部では小さな谷をつくり、小起伏地形を発達させ、変化に富んだ地形をつくり出している。

港川から伊祖・仲間にかけての牧港川に沿うように位置する石灰岩堤一帯は、浦添城跡・伊祖城跡が立地し、浦添断層崖の急斜面から南部一帯にかけて緑地が分布するなど、本市の骨格となる地形を形成している。さらに、東シナ海に面した一部には自然海岸が残る。



（３）沿革

本市には、首里に統一王府ができる15世紀以前に、琉球最初の王統が発祥したといわれる。12世紀後半、浦添王統の初代舜天王が浦添城を拠点に一帯を支配したとされ、以降およそ220年間、英祖王統、察度王統と引き継がれた。察度王時代には中国への進貢が始まり、王統は繁栄を極めたとされている。その後、尚巴志の出現により、王府は首里に移され、浦添は一間切となった。その間、17世紀から18世紀にかけて宜野湾間切が新設され、さらに棚原村が西原間切に分離され現在の市域の原形が形成された。

（４）市街地の形成

本市は戦後の昭和20年代後半から30年代にかけて、米軍基地建設労働者の移住及び軍雇用員の増加や基地に関わる商業地域の発達により、一挙に人口が増加した。この人口増加は、特に国道58号を挟んだ米軍基地に沿う地域（屋富祖・宮城・城間・仲西・牧港・港川・勢理客など）で顕著であった。その後もさらに、那覇市のベッドタウンとして人口は上昇し続けた。昭和45（1970）年の浦添村から浦添市への昇格は、このような都市化の進展を象徴的に表している。

急激な人口増加のために、都市はスプロール的に開発され、公害や環境基盤整備の遅れなど様々な問題が顕在化してきた。こうした都市問題に対処するため、昭和40（1965）年3月に浦添都市計画区域が決定、昭和43（1968）年3月には都市計画用途地域が決定した。さらに、沖縄の本土復帰をうけて、昭和47（1972）年4月、本市を含む4市1町8村（当時）での那覇広域都市区域が決定した。浦添市は基地を除く全域が都市計画区域で、市街化区域75.8%、市街化調整区域24.2%で、市街化区域内の用途地域は、住居地域80%、商業地域3.8%、工業地域16.2%が指定された。

急激な都市化を宅地開発の状況からみると、昭和39（1964）年から58（1983）年にかけて47件、約113.8ha、団地が開発され、約1万5千人の人口を吸収したことになる。その3分の2の34団地が民間開発で、地域別でみると、住宅団地は本市全域に広がっているが、初期の段階では国道58号沿いの北部地域に立地が多く、その後、東南部周辺地域と港川などでの立地が多くなっている。

さらに、土地区画整理事業については、復帰直前の昭和47（1972）年1月に伊祖地区で初めて着手され、その後、宮城仲西地区、城間伊祖地区、大宮地区、西原地区、北経塚地区が完了し、現在浦添南第一地区及び浦添南第二地区が施行中である。

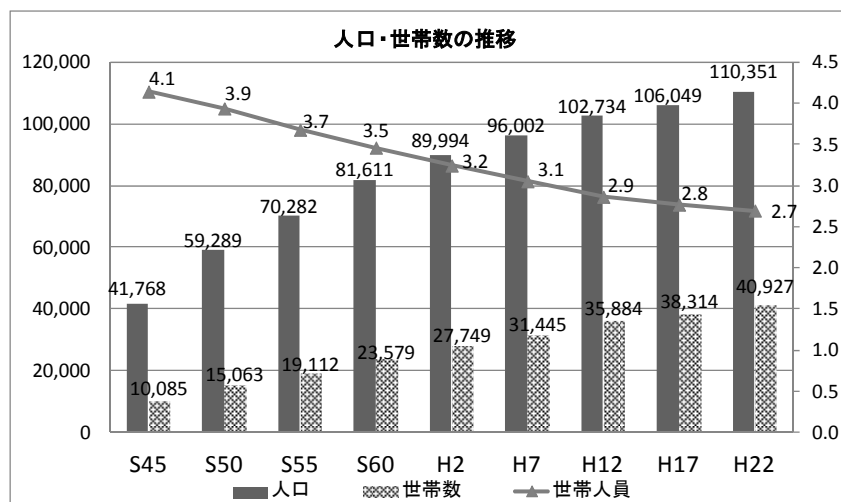
このように、本市は様々な土地開発事業を経て、都市化の一途を辿ってきた。

* スプロール…市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。スプロールの弊害として次の問題がある。①道路、下水道の都市基盤が未整備のまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題が生じる。②市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。③形成された低質市街地を良好な環境に改善するには、社会的に困難が伴うだけでなく経済的に膨大な経費を必要とする。

(5) 人口動態等

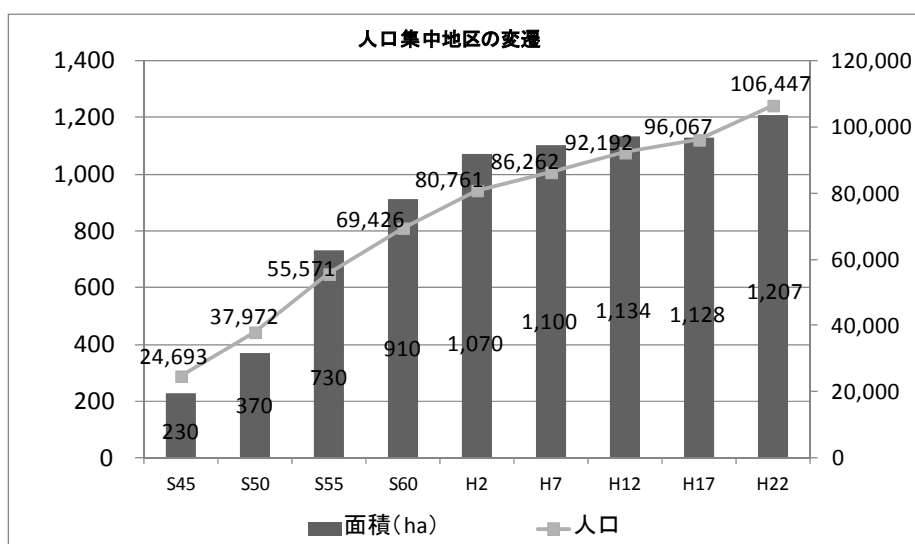
①人口、世帯数の推移

市政を施行した昭和45年、人口は41,768人、世帯数は10,085世帯であったが、市街地の拡大により着実に増加し、平成22年には人口110,351人、世帯数40,927世帯となっている。昭和45年から平成22年の40年間で、人口は約7万人、世帯数は約3万世帯増加している。



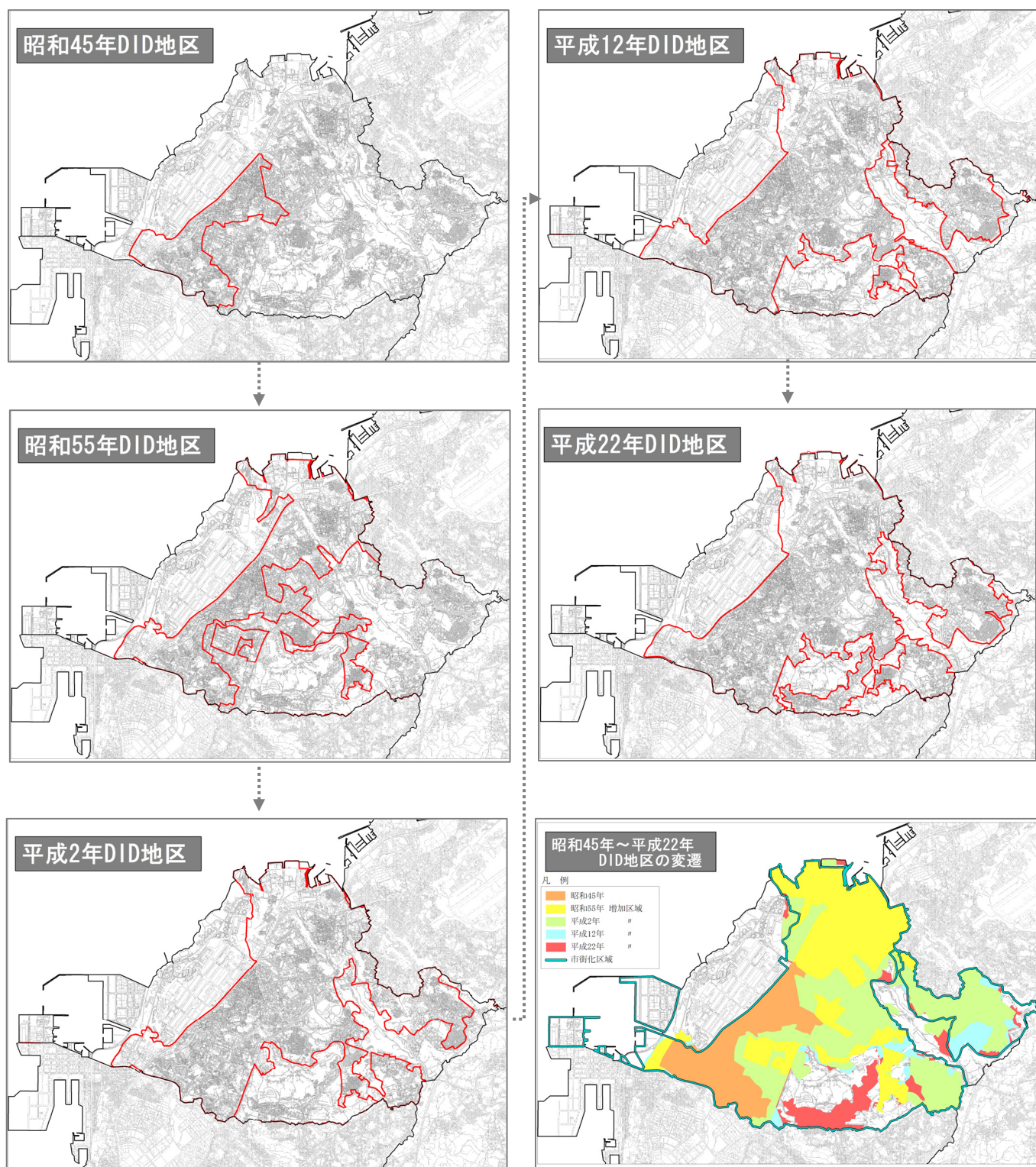
②人口集中地区（DID*）の変遷

人口集中地区（DID）は、平成22年時点で1,207ha（市面積の約63%）、人口106,447人（市総人口の約97%）となっており、昭和60年と比較すると、DID面積が約33%、DID人口が約53%増加している。



*人口集中地区（D I D）…国勢調査において設定される人口度が1haあたり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を表す。

■人口集中地区の変遷



4. 上位関連計画

(1) 沖縄振興計画（平成 14 年 7 月）

計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度

1) 振興の基本方向

①安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現

自然環境の保全・創造に努め、環境共生型社会の構築に向け取り組むほか、上下水道、公園、緑地、住宅の整備等の生活環境基盤の整備を図りつつ、健康福祉社会の実現に向け、健康保養の場などの保健医療基盤の充実や人材の育成等に努める。

②持続的発展のための人づくりと基盤づくり

交通通信体系については、国際交流拠点である空港や港湾の整備を図るとともに、沖縄都市モノレールと連携した公共交通サービスと道路網の一層の体系的整備を進め、さらにバリアフリー*整備などはソフト施策との連携を図り、住民やNPOとの連携等に努める。

2) 振興施策の展開

①陸上交通

- ・ 総合的な交通ネットワークを強化し、質的充実を図るため、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、名護東道路等、規格の高い道路の整備を推進し、これらと一体的に機能する広域的な幹線道路の整備を推進する。
- ・ 都市部においては、放射道路、環状道路、交差点等の整備を進めるほか、渋滞対策の推進を図るとともに、沖縄都市モノレールについては、他の交通機関との結節機能の充実を図るため、さらに整備を推進する。
- ・ 地域間の連携を強化するため、県道・市町村道等の整備と公共交通の維持・確保とともに、米軍施設・区域の返還に対応した交通ネットワークの整備を図る。

②都市・農山漁村の総合的整備

- ・ 市街地の効率的な整備のため、既成市街地における都市機能の更新、中心市街地の再構築、市街地内低・未利用地の活用を図り、また、駐留軍用地跡地と市街地との一体的な再開発を促進するため、住民参加のもと地区計画を積極的に定め、きめ細かなまちづくりに努めるとともに、土地区画整理事業や市街地の再開発等を推進し、道路、公園、宅地等を一体的に整備して土地の有効高度利用など良好な住環境整備に努め、中心市街地の活性化を図り、魅力あるまちづくりを推進する。
- ・ 既成市街地の都市再生においては、民間のノウハウや資金等を活用し、新たな需要を喚起することが重要であることから、民間から提案される都市再開発に対しては迅速な対応、適切な誘導を行い、民間施行市街地再開発等の事業を積極的に支援するとともに、都市基盤施設を整備し、良好な市街地形成や土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の維持増進を図る。

* バリアフリー…障害をなくすことを表し、高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関わる障害等を取り除いていくこと

③駐留軍用地跡地の有効利用

- ・ 米軍施設・区域については、全面返還を希求する県民の意向に配慮して、その整備縮小を促進するとともに、跡地利用基本計画の策定等を推進し、返還跡地については、公共的な利用を含め、生活環境の整備、健全な都市形成、産業振興、自然環境の保全等を図るとともに、周辺の土地利用との調整を図りつつその有効利用を進める。

④国際交流・協力拠点の形成を目指した基盤整備

- ・ 国際交流・協力拠点の形成に向け、交通アクセスの拡充等の環境整備を図るため、那覇空港・旧国内線ターミナル地区・貨物ターミナル地区については整備拡充を図り、那覇・泊・新港・浦添の4ふ頭地区の機能再編を促進し、国際航空航路ネットワークの拡充を図る。
- ・ 国際コンベンション拠点をめざし、国際会議の誘致とコンベンション施設の整備を促進し、加えて那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路等高規格道路と本島東西間や南北幹線の道路網の整備を図るとともに、国際的な情報通信ハブの形成に向けた基盤整備を図る。

(2) 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24 年 5 月）

計画期間：平成 24 年～平成 33 年

1) 施策展開の基軸的な考え

- (1) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築
- (2) 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築

2) 圏域別展開の基本方向（南部圏域抜粋）

個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成

(ア) 人的・物的交流拠点の機能強化

人や物の広域的な交流の活発化に向けて、那覇空港や那覇港の結節機能の強化・拡充を図るとともに、これらと各地域とを広域的に結ぶ骨格道路の整備やこれを支える体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築します。

本県の移出入貨物の大部分が集中する那覇港において、港湾貨物輸送等の円滑化を図るため、臨港道路などの港湾施設の整備やロジスティクスセンターを含む背後地の基盤整備による物流の効率化を促進するほか、内貿機能の強化を図るため、各ふ頭の機能再編を推進します。また、大型クルーズ船や大型コンテナ船に対応した大水深岸壁などを整備するとともに、国内外の航路誘致活動の強化を促進します。

陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、南部東道路などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。

さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道（西原入口）まで延長するとともに、自動車から公共交通への転換を促すパークアンドライド駐車場等を整備します。あわせて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進するとともに時差出勤、公共交通の利用促進等によるTDM（交通需要マネジメント）施策を推進します。

(イ) 南部都市圏の機能高度化

国際通りなど中心市街地においては、市街地整備や街路、公園、広場等の公共施設の整備を推進するとともに、街なかにおけるにぎわい空間の創出、居住環境の整備を促進します。また、沖縄都市モノレール駅周辺の再開発や、延長区間での駅を中心とした市街地整備を図り、コンパクトなまちづくりと個性豊かで魅力あふれる風景づくりを促進します。

都市基盤が未整備なまま形成された住宅市街地については、温暖化防止対策や自然環境の保全など環境との共生及び防災・防犯の観点を踏まえ、地域特性に応じた安全で快適かつ個性豊かで魅力あふれる風景づくりを推進します。また、都市近郊地域では、秩序ある都市的土地利用に向けた取組を促進し、住環境の整備を図ります。あわせて、地域ごとの特色に応じた良好な景観形成を促進します。さらに、都市地域の人口増加、市街地の拡大に伴う水需要や汚水量の増大に対処するため、引き続き上下水道に係る施設整備を推進するほか、再生水の供給地域の拡大を図ります。

イ圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業の振興

糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進します。また、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図ります。

世界遺産の所在地（那覇市、南城市）を中心として、他圏域との連携のもと、琉球王国のグスク及び関連遺産群や自然及び文化を生かした体験・滞在型観光等、地域産業と密接に連携した新たな観光スタイルの創出を図るとともに、歴史的景観の保全に配慮しつつ、当該景観に調和したまちなみ等の周辺整備や歴史的遺産群等を結ぶ観光ルートの整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図ります。

(イ) 情報通信関連産業の振興

アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るため、情報通信産業振興地域制度等の活用促進、国内外からの企業立地及び立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保を図るとともに、情報通信基盤の整備を推進します。また、雇用吸収力の高いコンタクトセンター、BPO業務の更なる集積に加え、コンテンツ制作やソフトウェア開発など高付加価値のビジネスモデルへの転換を促進します。

(ウ) 臨空・臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進

那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点の形成を図り、臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業として育成します。このため、国際物流拠点産業集積地域等の活用により、空港及び港湾の機能強化、航路及び航空路のネットワークの拡充、物流関連施設の整備及び積極的な企業誘致等に取り組みます。

また、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、那覇空港・那覇港の物流機能などを生かし、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

(エ) 農林水産業の振興

地方卸売市場の統合と高度衛生管理型流通関連施設の再整備を促進し、流通体制の強化に努めるとともに老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持更新を推進します。

ウ国際交流・貢献等の推進

沖縄国際センターとの連携を強化し、国際協力各分野における支援体制の充実を図ります。

工駐留軍用地跡地利用の推進

牧港補給地区の跡地については、県都那覇市に隣接し、約274haの広大な面積を有しており、その開発のあり方が本県の発展に大きく影響することから、国及び浦添市と連携し、広域的かつ計画的な開発整備を進め、文化産業、リゾートコンベンション関連産業等の集積や臨空・臨港型産業との連携による産業の振興を図ります。

（３）那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」（平成22年8月）

計画期間：平成17年～平成37年

1）都市づくりについての基本理念

かつての琉球の歴史文化の中心であり、かつ多様な都市機能が集積する本区域においては、歴史や文化、自然環境の保全と活用に積極的に取り組むとともに、地理的・自然的特性を生かした産業の振興を図りつつ、本県の中核管理機能をはじめ国際交流及び物流機能を強化した拠点を形成し、国際的規模の観光・保養地域にふさわしい高次の都市機能を備えた広域都市圏の形成を目標とする。

そのため、市街地では、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもとで、円滑な交通網の形成を推進するとともに、高齢化、国際化、情報化等の進展への対応、優れた景観の保全及び育成並びに身近な生活環境の改善、質的向上等、自然環境と調和のとれた総合的な整備を促進する。

また、ユニバーサルデザイン*の考えのもと「すべての人にやさしいまちづくり」を進めるとともに、より実効性の高い都市計画を展開するための住民参画による地域からのまちづくりを促進する。

2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

- 住宅地：中心市街地やその周辺部に住宅地を配置してまちなか居住を推進するとともに、既成市街地には、居住環境を改善しつつ地域商業拠点としての機能を併せ持つ良好な住宅市街地の形成を図る。さらに、既成市街地周縁部における住宅地も引き続きその維持に努める。
- 商業地：那覇市おもろまち、浦添市屋富祖一帯、宜野湾市普天間一帯及び糸満市の既存商業地区は、中心商業地に準ずる商業地として機能維持に努める。また、駐留軍用地跡地等における新たな商業地の形成においては、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置する。
- 工業地：既存の工場の集積度の高い浦添市勢理客及び牧港発電所一帯、南風原町印刷団地一帯並びに宜野湾市大山地区は、環境の保全に努めながら、工業生産の維持増進を図る。
- 流通業務地：浦添ふ頭地区背後地は、県卸商業団地として卸売機能の集中立地に伴う物流機能の充実を図る。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

戦後の基地建設に伴い自然発生的に形成された密集市街地では、道路、公園の重点整備と沿道不燃化の促進による防災環境軸の形成や、遊休地等を積極的に活用した防災性の向上、敷地の細分化防止策等を講じ、総合的な居住環境の改善に努める。

本区域内の密集市街地は以下の通りとする。

- ・那覇市：松尾、牧志、壺屋や樋川、松川、三原等の中心部等
- ・宜野湾市：普天間、大謝名、大山等
- ・浦添市：城間、屋富祖、宮城、勢理客等

③駐留軍用地の土地利用方針

牧港補給地区においては、都市的課題の解決に寄与し、都市構造の転換を促す貴重な種地としての役割を担う必要があり、沖縄県及び浦添市の発展に寄与する都市機能の導入を図る。

* ユニバーサルデザイン…障がいのある人や高齢者のために特別の対策を行うのではなく、まちづくりやものづくりの最初の段階から「誰にでも使いやすい」ように計画・設計すること。

3) 交通施設に関する都市計画の決定の方針

①道路

沖縄本島の南北軸を結ぶ国道58号、国道329号及び国道330号に加え、沖縄西海岸道路、中部縦貫道路及び国道329号バイパスの整備を進める。中部横断道路、宜野湾北中城線、宜野湾横断道路、浦添西原線については、放射道路を連結する横軸の道路として整備を推進する。

②公共交通機関

今後の市街地の状況や需要動向等を勘案して沖縄都市モノレール的高速西原IC付近への延長整備を推進する。併せて、軌道系を含む新たな公共交通システムの導入については、基地跡地利用を含めた市街地展開や需要動向等も勘案しつつ総合的に検討する。

③ターミナル

都市拠点における様々な交流の中心となる地域や新たな公共交通システム、各種バス交通網、自動車交通など多様な交通が連結する地域においては、公共交通の乗継やパークアンドライド等の機能を確保した交通結節点の整備を推進する。

4) 下水道及び河川に関する都市計画の決定の方針

下水道の普及により、河川・海域等の水質は改善されつつあるが、依然として環境基準に達していない水域があるため、今後とも下水道の整備を推進する。また、高度処理された下水道処理水を雑用水として利用する等、循環型社会の形成に資する事業を推進する。

河川については、都市河川の整備と総合的な雨水対策の推進とともに、河川の上流から下流に至る流域市町村の広域的・総合的な河川浄化対策を推進し、河川の浄化を図る。

5) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

廃棄物処理施設については、ごみの排出抑制、リサイクルやダイオキシン類削減対策を推進するとともに処理の広域化に努め、立地に際しては、住民の合意形成や周辺環境との調和に配慮する。

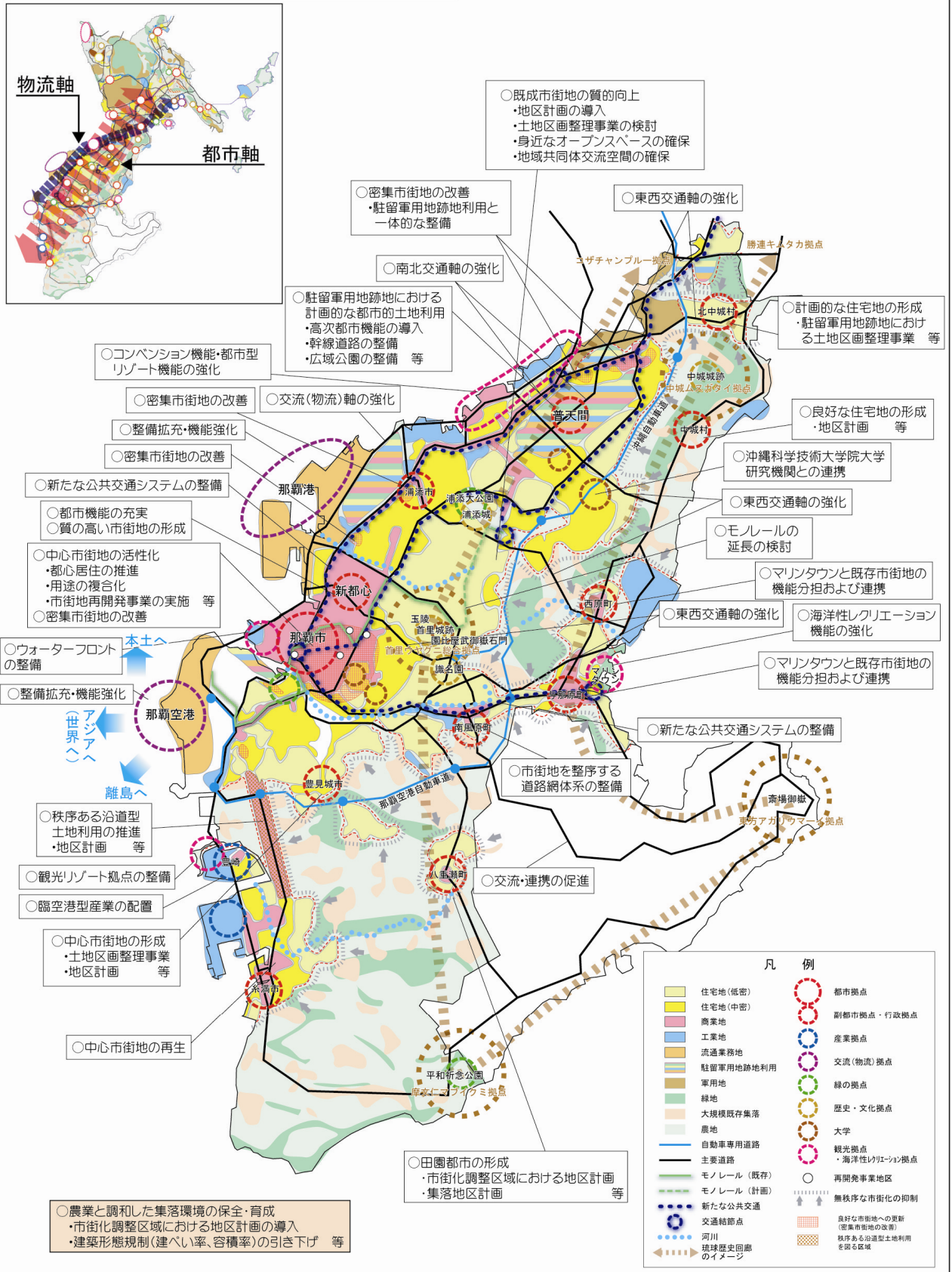
6) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

浦添城跡公園及び中城公園の緑地環境は、自然共生の森の拠点として維持し、島尻の水系流域に森の公園を配置する。また、世界遺産や点在するグスク、御嶽や歴史の道などの緑地的環境の保全に努める。海岸部の既設公園及び埋立地等に整備する公園には、津波対策緑地帯の整備を推進する。

7) 都市景観形成に関する方針

首里城一帯、壺屋やちむん通り一帯、宜野湾海浜公園一帯、浦添城跡一帯、浦添西海岸など景観上優れた地区においては、歴史的街並みの保全や自然景観との調和を図る。

将来都市構造附図(詳細図)-那覇広域都市計画区域-



(5) 第4次浦添市総合計画（平成23年3月）

計画期間：平成23年～平成32年

まちづくりの目標：太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市

将来人口：おおよそ12万人（平成32年）

1) まちづくりの方向

①希望と活力にあふれた生活創造都市～ 新たな魅力の創造と市民生活を支えるまち ～

市民生活を支える産業の振興や、社会・経済活動を支える都市基盤の充実を図り、西海岸地域をはじめ、本市の有する資源と可能性を活かした、物流・生産・産業交流などの経済活動が展開される、“希望と活力にあふれた生活創造都市”をめざす。

②世界へ翼を広げる交流文化都市～ 豊かな心と人を育むまち ～

まちづくりの主体である市民の明るい未来を展望し、市民主体のまちづくりを進め、自らの地域の歴史・文化への深い認識と、国際的な広い視野をもち、主体的な交流と活動の和を広げていく、“世界へ翼を広げる交流文化都市”をめざす。

③ともに支え合う健康福祉都市～ 心がかよい、夢がつながるいたわりのまち ～

保健・医療・福祉の連携によるサービスの充実と、生活全般にわたる環境の整備が行き届いた、誰もが安心して健やかに、夢をもって暮らし続けることのできる“ともに支え合う健康福祉都市”をめざす。

④安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市～ 自然と共生するやさしいまち ～

安全で安心して快適に暮らせる質の高い生活環境をつくり、世代をこえてその恩恵を安定して享受することができるよう、私たちが住み、働き、憩い、学んでいる身近なところから、“安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市”をめざす。

⑤ひと・まち・未来が輝く市民協働都市～みんなでつくるてだこのまち～

まちづくりの主体である市民（自治会、NPO、企業等）と行政の協働体制を確立し、互いに対等な立場で理解を深め合い、自ら考え、行動するまちづくりを展開するとともに、市民サービスの向上や持続的で計画的な行政運営を進めるなど、協働社会の実現と適切な行政運営を推進する、“ひと・まち・未来が輝く市民協働都市”をめざす。

2) まちづくりリーディングプラン

「地域力」を高める「ひとづくり・ものづくり・まちづくり」を基調とした第四次浦添市総合計画のまちづくりの目標を実現するための戦略的なプランとして位置づけられる。

①いきいき自己実現プラン

②支え合い・安心プラン

③子育て健やかプラン

④浦添ものづくりプラン（※以上①～④は省略）

⑤ウラオソイ廻廊プラン：

世界遺産追加登録を目指した浦添グスク等の拠点形成をはじめ、歴史文化の普及啓発活動の推

進に取り組み、浦添の歴史文化とふれあえる環境を整備する。

⑥カルチャー発信プラン

浦添西原線を親しみのあるシンボルロードとしての整備を促進し、地域特性を活かした交流・にぎわいを創出する。

⑦マリントピア浪漫プラン

西海岸地区と牧港補給地区は、自然と共生した優れた海浜リゾート空間として、市民をはじめ来訪者も自然や伝統・文化とふれあえる環境づくりを進める。また、都市機能用地等への企業誘致や段階的なまちづくり計画等による新たな産業拠点の形成に取り組む。

3) 土地利用計画

①土地利用ゾーン

ア) 都心ゾーン

浦添城跡から国道58号に至る浦添西原線沿いは、「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、それぞれの拠点の整備を図るとともに、ゾーンへのアクセスを整備する。本市のシンボルロードの一端を担う浦添西原線は、豊かな緑陰で被われたゆとりある歩道を確保する。

イ) ウラオソイ文化・交流ゾーン

浦添城跡、伊祖城跡、浦添大公園一帯の歴史・文化拠点、沖縄国際センターを中心とし、さまざまな市民活動が展開する交流空間として整備する。

ウ) 生産ゾーン

港川から牧港の臨海部の工場集積地域と牧港漁港や車海老養殖場については、工業と水産業の双方の調和ある発展が図られるよう、生産基盤の拡充を図る。

エ) リゾート・レクリエーションゾーン

那覇港港湾計画において、浦添ふ頭コースタルリゾート地区として位置づけられ、沖縄県の国際観光交流拠点の形成を目指しており、豊かな自然海域環境を保全しつつ、マリーナ、ホテル等の施設を配置し、アーバンリゾート空間の形成を図る。

オ) 港湾・流通・情報ゾーン

浦添ふ頭の拡充を図り、国際航路ネットワークの形成により国際流通港湾として整備する。

カ) 新都市形成ゾーン

牧港補給地区の返還を促進し、西海岸埋立区域等と連携した本市のまちづくりを牽引する地域として、観光交流産業等の集積や、都市的利便性を活かした快適な居住空間の形成を図る。

②都市の軸

ア) 浦添都市軸

本市の東西を横断する浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、ゾーンごとにさまざまな表情を演出する、本市の顔となるシンボルロードとして整備する。

イ) 交通の軸

・広域都市軸

市域を南北に縦断する国道58号、国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路等は、各ゾーンにおける都市活動を支援し、中南部都市圏の市街地を支える軸線として整備を促進する。

・環状軸

沢岬石嶺線、国際センター線、（仮称）国際センター線延伸、県道153号線バイパス及び国道58号宜野湾バイパスの環状道路は、整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化し、市民の利便性の向上を図る。

・軌道交通軸

沖縄都市モノレールの延長路線は、沖縄国際センター、浦添城跡、総合交通拠点の主要拠点などを結ぶ新たな広域公共交通の軸であり、浦添グスク観光や浦添中心部と連携した浦添都市軸の形成、国際交流や沖縄の文化が感じられる緑の街道を形成する。

ウ) 歴史文化軸

県道153号線は「琉球歴史廻廊」としての活用を基本に、歴史文化の交流を通して浦添市の活性化への寄与に努める。

エ) 水と緑の環状軸

市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・育成するとともに、公園、河川、学校、道路等の公共施設や海岸線の緑化など、緑の保全・創出及び水辺空間と一体となった安らぎと潤いのある空間を創出し、水と緑のネットワークを形成する。

5. まちづくりの基本的課題

(1) ひとにやさしい都市基盤の形成

21世紀を迎え、少子高齢化の動向はますます顕著に現れてきており、社会的に子育て環境の充実や交通弱者への対応、生活環境のバリアフリー化が強く望まれている。しかしながら本市は、複雑な地形や交通手段の不十分さのため、子どもや高齢者や障がい者が自由に社会参加するための環境整備が十分ではないため、誰もが移動しやすい公共交通網の整備、歩行者空間や公共施設のバリアフリー化、地域コミュニティの再構築など、ユニバーサルデザインの考え方を基調にしたひとにやさしい都市基盤の形成が必要である。

(2) 西海岸域における広域拠点の形成

本市の西海岸埋立地区では、西洲商業団地を中心に運輸業・卸売業・食品製造業等が立地し、本県の物流と生産機能の拠点地区として発展してきた。今後とも物流・生産機能の拡充及び新産業の拠点形成が望まれる。さらに、このような本市の機能拠点を、都市計画区域、或いは沖縄全域での位置づけと捉え、市域を超えた近隣市町村等との広域的な連携とネットワークの形成を図ることが重要である。

(3) 牧港補給地区跡地利用開発の推進

本県における駐留軍用地は、開発ポテンシャルを持つ重要な位置に所在し、土地利用を図る上で大きな制約条件となっている。本市には、市面積の約14%を占める牧港補給地区があり、当該地は、本県の大動脈である国道58号と、海の玄関口である那覇港に囲まれるなど、有効活用が期待できるため、本県ならびに本市の振興に資するよう、跡地利用開発の推進を図ることが重要である。

(4) 安全で利便性の高い道路交通体系の確立

本市においては、沖縄都市モノレールの延長や、西海岸道路など大規模なプロジェクトが進行中である。一方で、市民に身近な道路については、狭隘道路や歩道の不足等の問題がある。よって、モノレールや西海岸道路など広域的な道路交通網の整備促進はもとより、モノレール・バスを中心に誰もが移動しやすい公共交通網の充実、狭隘道路の解消、歩行者空間の確保などにより、安全で利便性の高い道路交通体系の確立が重要である。

(5) モノレール駅周辺における新たなまちづくりの検討

本市においては、沖縄都市モノレールの整備に伴い、(仮称)経塚駅、(仮称)前田駅、(仮称)浦西駅の3駅の整備が予定される。これにより、通勤・通学時間の短縮や交通渋滞の緩和などの効果が期待されるばかりでなく、周辺市街地における波及効果も期待され、良好な景観形成や、観光機能、交流機能の充実等により、モノレール駅周辺における市街地の質の向上や賑わいの創出など、新たなまちづくりの検討が重要である。

（６）歴史環境、伝統文化の保全・整備・活用

本市はこれまで、文化財指定とその保全・整備・活用に努めてきたが、市民に広く琉球王国を生み出した浦添の歴史と文化を伝えるまでには至っていない。今後とも、浦添城跡を中心とした歴史・文化資源の保全・整備・活用を継続的に推進するとともに、歴史・文化を活かした景観形成とまちづくりを推進するため、ウラオソイ廻廊プランに基づいた歴史廻廊等の整備に努めることが重要である。

（７）浦添都市軸の形成

本市の都市軸である浦添西原線については、道路拡幅や、都市モノレールの整備、良好な沿道景観の形成などとともに、沿道商業地の活性化や賑わいの創出などを図り、都市軸の形成を推進することが重要である。

（８）公園・緑地の整備と維持管理

市民の憩いの場やレクリエーションの場、災害時の避難場所、都市における潤いの提供など、多様な機能を持つ公園・緑地については、整備推進とともに適正な維持管理を図ることが重要である。

（９）中心市街地活性化

屋富祖一帯の中心市街地については、浦添都市軸の形成を合わせた整備や、空き店舗対策などハード、ソフトを含めた対策を検討し、中心市街地活性化を推進することが重要である。

（１０）自然環境の保全・再生

環境の健全性が損なわれつつある現代においては、自然環境の保全が重要な課題となっている。本市においては、浦添断層崖を中心とした緑地帯や、牧港川、安謝川、小湾川、シリンカーなどの河川、カーミージー周辺の海浜環境等があり、これら豊かな自然環境の保全と再生が重要である。

（１１）循環型・低炭素社会*の構築

近年深刻化する環境問題に対応するため、循環型・低炭素社会の構築を図ることが重要である。循環型社会の構築に向けて、下水道整備、河川の再生、廃棄物の抑制等が求められるとともに、低炭素社会構築に向けては、誰もが移動しやすい公共交通体系や、コンパクトな市街地など環境にやさしい都市構造の形成、建築物や都市における省エネルギー化、緑地の確保などが望まれる。

*循環型・低炭素社会…循環型社会と低炭素社会を組み合わせた造語。循環型社会は、廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的利用、および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。低炭素社会は、経済活動を維持しながら、温室効果ガス（特に二酸化炭素（CO₂））の排出を出来る限り削減する社会のこと。都市計画分野においては、運輸部門のCO₂排出量の９割を占める自動車交通からの脱却を図るため、公共交通を中心としたコンパクトな市街地の形成を推進することなどが挙げられる。

(12) 災害に強い都市の形成

2011年3月に発生した東日本大震災は、地震や津波への対策の重要性を再認識させることとなり、密集市街地の改善や、津波対策、避難路、避難場所の確保、避難体制の強化、災害時の自助・共助が可能なコミュニティの形成など、災害に強い都市の形成が望まれる。また、本県は台風の常襲地であることから、風水害対策についても充実が望まれる。

(13) 国際的な交流機能の充実

アジアに開かれた国際交流都市を形成するとともに、広域的な交流の活発化を図るため、那覇港浦添ふ頭の拡充による国際航路ネットワークの強化や、西海岸道路、臨港道路など基盤整備の推進などが重要である。

また、沖縄都市モノレールを含めた公共交通体系の整備を促進し、沖縄国際センターを中心とした、国際交流を促進することが求められる。

(14) 密集市街地の改善

本市はこれまで、快適な都市環境形成のため道路・公園等の生活基盤整備を進めてきた。しかしながら、市内には未だ無秩序に形成された密集市街地が存在する。狭隘な生活道路、袋小路、スプロールした墓地などが、災害等に対して劣悪な環境となっているため、密集市街地の改善は本市の重要課題の1つであり、適正な住環境整備が望まれる。

(15) 墓地の適正な規制誘導

従来家族形態の変化や、墓地利用が可能な土地の不足等により、自然地や市街地において、墓地開発が進行しており、適正な規制誘導、公営墓地の検討などが望まれる。

(16) 市民参加による協働のまちづくりの推進

本市は、都市化の進行に伴う自治会加入率の低下などの課題がある一方で、地域においては様々なコミュニティ活動による自主的な地域づくり活動が実践されており、市民の主体的なまちづくりの展開が期待できる。そのため、市民の地域コミュニティ活動に対する支援を充実させるとともに、地域・まちづくりへの参加を促進し、市民・NPO・企業・行政等の協働によるまちづくりの推進が必要である。

課題から将来都市像、方針等への整理

市民意向

- ①居住地に
対する評価
- 高い評価…病院など医療施設の利便性、日頃の買物の便利さ・楽しさ等
 - 低い評価…防犯に対する安全性、子どものあそび場や公園の整備管理状況
- ②今後の
まちづくり
の方向性
- ・【住宅地】既存の住宅地の改善、未利用地の有効利用を図る
 - ・【商業地】既存商店街の整備及び活用を図る
 - ・【基地跡地利用】海浜公園等、市民の憩いの場の確保を図る
 - ・【緑地など自然環境】貴重な緑地の保全にむけた開発規制も必要である
 - ・【道路整備】子どもや高齢者、障害者にやさしい道路整備を図る
 - ・【公共交通】沖縄都市モノレール延長計画を促進する 等

社会動向

- 環境にやさしい社会づくり
- 観光立国の実現と、美しい国づくり
- 人口減少、少子高齢化社会への対応
- 東日本大震災を経て防災への意識の高まり 等

浦添市都市計画マスタープラン

浦添市の現況と動向（第Ⅰ章）

- A. 地形・水系**
- ・東から西にかけて緩やかに傾斜し台地・段丘と二分される
 - ・県都那覇市に隣接し、西海岸に面している
 - ・地形や河川を活用したまちづくりの必要性
- B. 人口**
- ・人口、世帯ともに増加傾向にある
 - ・少子高齢化社会への対応
- C. 産業**
- ・農業は農家数、耕地面積、生産額ともに減少傾向にある
 - ・商業は店舗数は減少傾向にあり、販売額はH6年以降横ばい
 - ・工業は事業所数、製造品出荷額ともに減少傾向にある
- D. 土地利用**
- ・本市は都市的土地利用の割合が高い
 - ・自然環境の保全が求められる
 - ・西海岸埋立地区では、運輸業・卸売業・食品製造業等が立地し、物流と生産機能の拠点地区として発展している
 - ・墓地開発が進行している
- E. 市街地整備**
- ・現在、浦添南第一、第二土地区画整理事業が施工中
 - ・前田、西原地区において、沖縄都市モノレール第4駅（仮称）浦西駅の整備が想定される
- F. 密集市街地**
- ・商業・業務・工業・住宅が混在する密集市街地がある
 - ・建て詰まりや狭隘道路、袋小路、スプロール等が見られ、住環境の改善や防災性の向上が求められる
- G. 道路交通**
- ・広域幹線道路として国道58号、国道330号が南北を縦断
 - ・沖縄都市モノレールの延伸や、西海岸道路など大規模なプロジェクトが進行中
 - ・身近な道路については、狭隘道路や歩道の不足等の問題がある
 - ・バス、モノレールなど公共交通の利用率が比較的低い
- H. 公園整備**
- ・浦添大公園や浦添運動公園を含め計87箇所の公園が計画されている
 - ・1人当たりの公園面積（都市計画決定）は8.94㎡と、那覇広域より高いものの、未整備の公園もあり整備促進が求められる
- I. 駐留軍用地（牧港補給地区）**
- ・跡地利用計画が検討されている
 - ・牧港補給地区は、国道58号線と、海の玄関口である那覇港に囲まれた区域であり、ポテンシャルが高い
- J. 西海岸地域の開発**
- ・現在、第1ステージが施工中である
- K. 歴史・文化、景観**
- ・平成19年に「浦添市景観まちづくり計画」を策定
 - ・琉球王国を生み出した浦添の歴史と文化の活用
- L. 国際交流**
- ・諸外国との交流事業等を進めている
 - ・国際交流都市の形成
- M. 地域コミュニティ、市民参加によるまちづくり**
- ・様々なコミュニティ活動による自主的な地域づくり活動が実践されている
 - ・自治会加入率の低下

まちづくりの課題（第Ⅱ章）

【カッコ内アルファベットは現況・動向との対応を示す】

- ① **ひとにやさしい都市基盤の形成** 【B, D, E, G, M】
- ・公共交通網の整備
 - ・歩行者空間や公共施設のバリアフリー化
 - ・地域コミュニティの再構築
- ② **西海岸域における広域拠点の形成** 【A, C, D, H, J, L】
- ・西海岸開発地区の拠点の形成
 - ・広域的なネットワークの形成
- ③ **牧港補給地区跡地利用の推進** 【C, D, I】
- ・跡地利用事業の推進
- ④ **安全で利便性の高い道路交通体系の確立** 【G, I, J】
- ・狭隘道路や歩道の不足等の解消
 - ・広域的な道路交通網の整備促進
 - ・モノレール整備促進と誰もが移動しやすい公共交通網の充実
- ⑤ **モノレール駅周辺における新たなまちづくりの検討** 【D, E, G, M】
- ・利便性の高い交通結節拠点、周辺市街地への展開
- ⑥ **歴史環境、伝統文化の保全・整備・活用** 【K】
- ・歴史文化を活かした景観形成とまちづくりを推進
 - ・ウラオソイ廻廊プランに基づいた歴史廻廊等の整備
- ⑦ **浦添都市軸の形成** 【G, M】
- ・県道浦添西原線の拡幅および良好な沿道景観の形成
 - ・賑わいの創出
- ⑧ **公園・緑地の整備推進** 【H, J, M】
- ・市民の憩いの場として公園・緑地の整備推進
 - ・防災機能、レクリエーション機能など公園の質の向上
- ⑨ **中心市街地活性化** 【C, D, M】
- ・屋富祖など、中心市街地の活性化
- ⑩ **自然環境の保全** 【A, D, G, J】
- ・緑地、河川、海浜など自然環境の保全と再生
- ⑪ **循環型・低炭素社会の構築** 【A, D, G, J】
- ・公共交通中心、コンパクトな市街地の形成
 - ・ごみの減量化と廃棄物の適正処理
- ⑫ **災害に強い都市の形成** 【A, F, G, H, I, J, M】
- ・津波対策、避難路、避難場所の確保、避難体制の強化
- ⑬ **国際的な交流機能の充実** 【J, L】
- ・国際化・情報化への対応
 - ・国内外の航路ネットワークを有した港湾整備
 - ・沖縄国際センターを通した国際交流の促進
- ⑭ **密集市街地の改善** 【D, F, G, J】
- ・狭隘な生活道路、袋小路の解消等、快適な住環境整備
- ⑮ **墓地の適正な規制誘導** 【D】
- ・民間墓地開発の適正な規制誘導
- ⑯ **市民参加による協働のまちづくりの推進** 【M】
- ・市民の地域コミュニティ活動に対する支援の充実
 - ・協働によるまちづくりの推進

上位計画等

■沖縄21世紀ビジョン基本計画
計画期間：平成24年～平成33年

■那覇広域都市計画
「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」
計画期間：平成17年～平成37年

■第4次浦添市総合計画

『太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市』

- 希望と活力にあふれた生活創造都市
- 世界へ翼を広げる交流文化都市
- ともに支え合う健康福祉都市
- 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市
- ひと・まち・未来が輝く市民協働都市

将来都市像(第Ⅱ章)【カッコ内数字は課題との対応を示す】

まちづくりの目標：『太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市』

- 都市の将来像
1. まちなみに優れ歴史の薫る文化都市【⑤、⑥、⑦、⑩、⑬】
 2. 緑・海・川など自然にあふれた環境調和都市【⑧、⑩、⑪】
 3. 活気にあふれた産業・交流都市【②、③、④、⑤、⑨、⑬、⑭】
 4. 安心安全で安らぎに満ちた快適環境都市【①、④、⑫、⑮、⑯】

将来都市構造(第Ⅱ章)【カッコ内数字は課題との対応を示す】

土地利用ゾーン	都心ゾーン	浦添城跡から国道58号に至る浦添西原線沿いは、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、それぞれの拠点整備を図る【①、④、⑦、⑧、⑨、⑪、⑮】
	ウオライフ文化・交流ゾーン	浦添城跡、伊祖城跡、浦添大公園一帯の歴史・文化拠点、沖縄国際センターを中心とし、さまざまな市民活動が展開する交流空間として整備する【①、⑥、⑦、⑧、⑬、⑮】
	生産ゾーン	港川から牧港の臨海部については、工業と水産業の双方の調和ある発展や周辺住環境との共生を図る【①、②、④、⑩、⑫、⑮】
	リゾート・レクリエーションゾーン	浦添ふ頭コースタルリゾート地区として位置づけられ、アーバンリゾート空間の形成を図る【①、②、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬】
	港湾・流通・情報ゾーン	浦添ふ頭の拡充を図り、人、物、情報等多様な交流が促進されるゾーンの形成を図る【②、④、⑦、⑫、⑬】
	新都市形成ゾーン	牧港補給地区の返還を促進し、西海岸埋立区域等と連携した本市のまちづくりを牽引する地域として新都市の形成を図る【①、③、④、⑦、⑨、⑩、⑫、⑭、⑮】
主要都市機能の配置	交流ゲートゾーン	(仮称)浦西駅周辺は、沖縄自動車道との交通結節点としての利便性を活かした都市機能の展開を図る【④、⑤、⑦】
	学習交流拠点	各種行政サービスや文化活動を行える、快適で利便性の高い学習交流環境を整備する【⑦、⑮】
都市の軸	商業・業務拠点	浦添都市軸と国道58号で構成され、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進する【⑦、⑨、⑪、⑭】
	歴史・文化拠点	浦添大公園、浦添城跡や伊祖公園一帯は、史跡と緑地空間を活かし、歴史文化を学ぶ場として整備・活用する【⑥、⑧、⑩、⑮】
	国際交流拠点	沖縄国際センターを中心に、各国文化の総合理解と人的交流が日常的に展開されるゆとりある空間の確保を図る【⑬】
	文化交流拠点	国立劇場おきなわや浦添市産業振興センター・結の街などが立地し、浦添市民の文化活動・交流活動拠点の形成を図る【②、⑥】
	総合交通拠点	(仮称)浦西駅と沖縄自動車道とを結ぶ交通結節拠点を形成する【④、⑤、⑦、⑪】
	複合交流拠点	牧港補給地区跡地利用計画を先導する商業・業務の集積を図る【②、③、⑦】
	暮らしの交流拠点	国道58号屋富祖交差点付近は、生活利便施設や住宅等が集積した暮らしの拠点の形成を図る。【③、⑦、⑨、⑭】
環境学習拠点	環境学習拠点	カーミージーや空寿崎周辺は、豊かな海浜環境を活用し、環境学習の場や市民の憩いの空間の形成を図る。【⑧、⑩】
	浦添都市軸	県道浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、本市の顔となるシンボルロードとして整備する【⑦】
	広域都市軸	国道58号、国道330号、沖縄西海岸道路等の南北軸及び、港川道路からサンパーク通り、浦添西原線に至る東西軸の整備を促進する【④】
	環状軸	環状道路は、整備を促進し市民の利便性の向上を図る【④、⑤】
	軌道交通軸	沖縄都市モノレールの延長路線は、主要拠点などを結ぶ新たな広域公共交通軸の形成を図る【④】
	歴史・文化軸	県道153号線は「琉球歴史廻廊」としての活用を基本に、歴史文化の交流を通して浦添市の活性化への寄与に努める【⑥】
水と緑の環境軸	水と緑の環境軸	市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・育成するとともに、公園、河川の緑化など、水と緑のネットワークを形成する【⑧、⑩】

まちづくり部門別方針(第Ⅲ章)

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 道路交通の方針
4. 下水道・河川の方針
5. 自然環境の保全、都市環境の形成の方針
6. 景観形成の方針
7. 防災まちづくりの方針
8. 福祉のまちづくりの方針
9. その他まちづくりの方針

まちづくり地域別方針(第Ⅳ章)

1. 北地域まちづくり方針
2. 中央北地域まちづくり方針
3. 東地域まちづくり方針
4. 中央南地域まちづくり方針
5. 中央西地域まちづくり方針
6. 南地域まちづくり方針
7. 西地域まちづくり方針
8. 新都市形成地域まちづくり方針

景観の実現に向けて(第Ⅴ章)

1. まちづくりに対する社会的要請
2. 今後のまちづくりの進め方
3. 都市計画マスタープランの活用
4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

第Ⅱ章 都市の目標

1. 都市づくりの理念

第4次浦添市総合計画（以下「総合計画」という）は、その基本理念を人間尊重、自立、平和とし、「てだこの^{まち}都市・浦添」を理想都市像としている。これは、全ての市民が太陽のように光輝く、活力あふれる平和で豊かな住み良いまちの実現を目指し、掲げたものである。

都市計画マスタープランでは、これらを踏まえて、都市づくりに関わる理念を以下の5つとする。

1. 『先代から受け継いだ歴史・文化遺産を守り育て継承する。』
2. 『優れた自然環境を保全育成し、豊かな都市環境形成に向けて活用する。』
3. 『住、商、工、観光、交流など高次機能を備えた都市への成長を図る。』
4. 『住民が誇りと愛着をもてる街づくりを推進する。』
5. 『全ての人に優しく安心して住める街づくりを推進する。』

2. 将来都市像

都市計画マスタープランにおける将来都市像は、これまで本市の総合計画で示されてきたまちづくりの目標「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」を踏襲するとともに、4つの将来像を明示し、その実現に向けて各施策を展開するものとする。

まちづくりの目標

「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」

都市の将来像

- ① まちなみに優れ歴史の薫る文化都市
- ② 緑・海・川など自然にあふれた環境調和都市
- ③ 活気にあふれた産業・交流都市
- ④ 安心安全で安らぎに満ちた快適安全都市

3. 目標年次及び人口フレーム

(1) 将来人口の推計方法

都市計画マスタープランの将来人口の推計は、上位計画との整合性を確保するため、第4次浦添市総合計画および那覇広域都市計画区域マスタープランにおける算出方法を参考とする。

また、都市計画マスタープランにおいては、概ね20年後の将来像に向けて方針を示すものであり、将来人口についても、概ね20年後である平成42年を目標年次とする。

■都市計画マスタープラン将来人口（平成42年）

人口フレーム算出については、以下のとおり、コーホート要因法*によるすう勢的な人口と政策的な取組みによる人口増加を加算したものとする。

すう勢的な人口

（統計的手法に基づく人口の推計）

※コーホート要因法

+

政策的な取組みによる人口増加
（見込み）

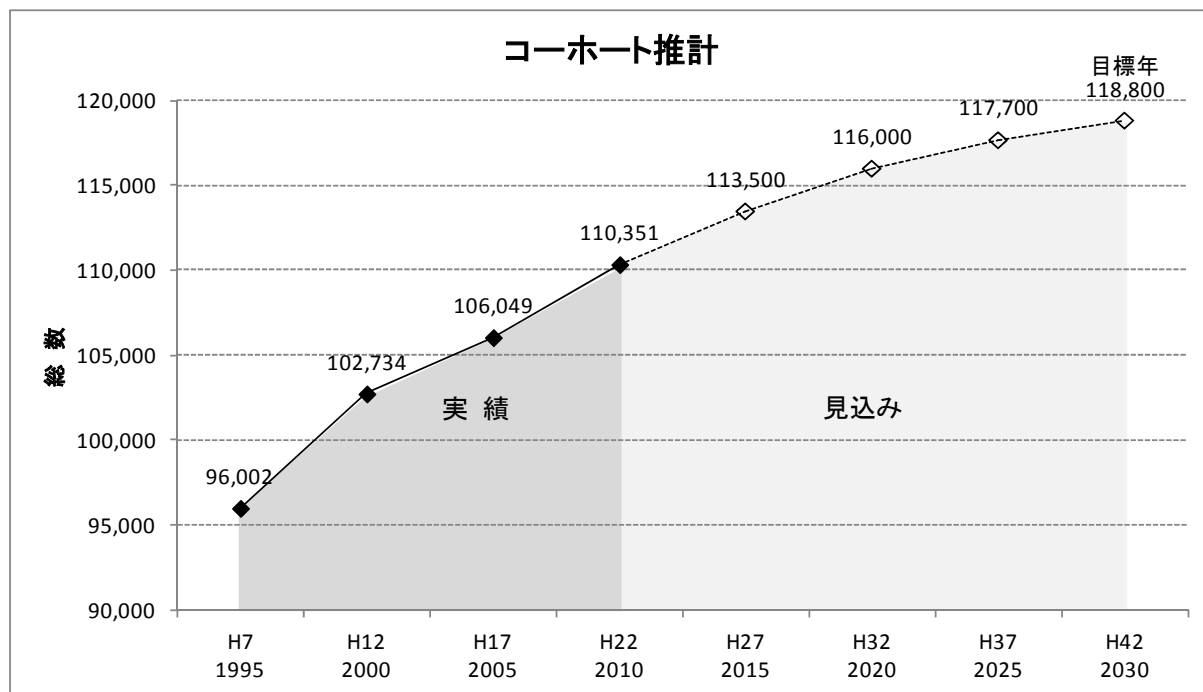
※浦添第一土地区画整理事業、浦添第二土地区画整理事業、牧港補給地区跡地利用、（仮称）浦西駅周辺地区市街地整備の計画人口を扱う

* コーホート要因法…国立社会保障人口問題研究所や市町村などで広く用いられている人口推計の手法である。コーホートとは、ある年（またはある期間）に出生した集団のことであり、コーホート要因法は、その集団ごとの時間変化を4つの要因（出生率、生残率、純移動率、出生比率）をあてはめて、人口の変化を推計する方法である。

（２）すう勢的な人口推計（コーホート結果）

以上の設定条件のもと、コーホート推計を行ったところ、以下の結果となった。

目標年次である平成 42 年時点においては、平成 22 年人口から約 8,500 人増加し、118,800 人とする。



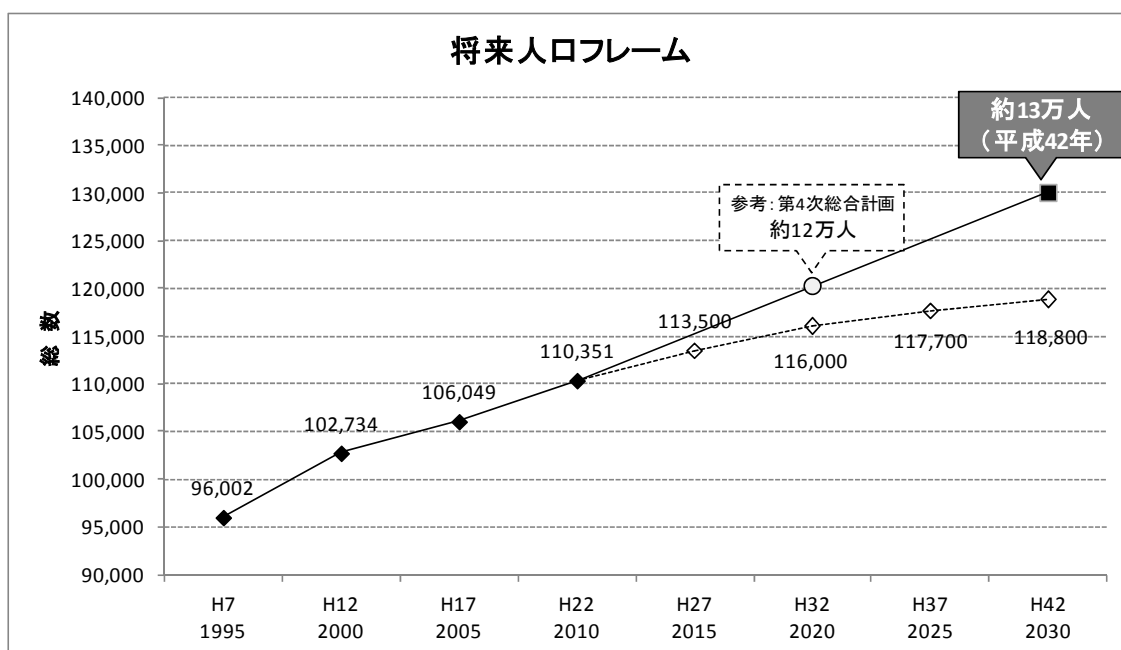
（３）政策的な取組みによる人口増加の推計について

政策的な取組みによる人口の増加については、浦添第一土地区画整理事業、浦添第二土地区画整理事業、牧港補給地区跡地利用、（仮称）浦西駅周辺地区市街地整備の計画人口を勘案し、**14,700 人**とする。

(4) 将来人口推計

以上より、すう勢的な人口推計と政策的な取組みによる人口増加を合計し、浦添市都市計画マスタープランにおける将来人口を下記の通り、**約 13 万人**とする。

	平成 42 年時点
①すう勢的な人口	118,800 人 ※コーホート要因法による
②政策的な取組みによる 人口増加（見込み）	14,500 人
③将来人口（①+②）	約 13 万人



4. 将来都市構造

将来都市構造は、“面”としての広がりを持つ「土地利用ゾーン」と、“点”として商業・業務や歴史文化、交通などの各種機能が集積する「主要都市機能」、さらに、“線”として市域の土地利用ゾーンと主要都市機能や近隣市町村を結び、都市活動を支える「都市軸」の3つで構成される。

土地利用ゾーンとして、上記の国道58号や国道330号を中心とする中南部都市圏の広域都市軸（南北都市軸）と浦添都市軸（東西都市軸）の結節点にあり、今後の浦添の中心地として位置づけられる都心ゾーン、西海岸におけるリゾート・レクリエーションゾーンや港湾・流通・情報ゾーン、浦添城跡、伊祖城跡を中心としたウラオソイ交流ゾーン、牧港補給地区における新都市形成ゾーンなどを配置する。

また、商業・業務拠点や歴史・文化拠点、総合交通拠点など、これら各ゾーンを補完する主要都市機能の配置を行う。

さらに、上記、南北都市軸と東西都市軸以外の都市軸として、県道153号などにおける歴史・文化軸、本市の丘陵地に広がる緑地帯（クサティ森*）などで構成される水と緑の環状軸を位置付けする。

（1）土地利用ゾーン

①都心ゾーン

（仮称）前田駅から国道58号に至る浦添西原線沿いは、行政、文化、商業、スポーツ・レクリエーション等の施設が数多く立地し、市役所やカルチャーパークなどの中枢機能が集積する学習交流拠点、屋富祖通りなど商店街や近隣商業施設が立地する商業業務拠点、浦添城跡を中心とした歴史文化拠点、（仮称）前田駅が位置するゾーンである。

このゾーンにおいては、「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、それぞれの拠点の整備を図るとともに、（仮称）前田駅の整備を促進し、ゾーンへのアクセスの向上に努める。本市のシンボルロードの一端を担う浦添西原線は、良好な景観形成を図るとともに、賑わい空間の創出や、豊かな緑陰で被われたゆとりある歩道の確保などを促進する。

②ウラオソイ文化交流ゾーン

浦添城跡、伊祖城跡、浦添大公園一帯の歴史文化拠点、沖縄国際センターを中心とした国際交流拠点、及びカルチャーパークが立地する学習交流拠点が位置するゾーンである。

このゾーンにおいては、さまざまな市民活動が展開する交流空間として位置付けられ、交通結節点として（仮称）経塚駅、（仮称）前田駅の整備促進を図るとともに、駅周辺市街地の質の向上を促進する。また、世界遺産登録に向けて、浦添グスクの復元に向けた取り組みを推進するとともに、浦添城跡や伊祖城跡周辺の緑地や市街地をバッファゾーン*とし、良好な景観形成と、緑と水の環状軸と一体となった豊かな緑地の保全・育成を図る。

* クサティ森…安心してよりかかれるものという方言の意。かつて私たちの祖先は、集落を台風から守り、飲料水を確保することなどを考えて、小高い森を背後とした傾斜地に村を形成した。自然の森に守られ、その恩恵に浴して日常生活が営まれていたことから、先人たちはこの森を「クサティ森」と称し大切にしてきた

* 世界遺産におけるバッファゾーン（緩衝地帯）…世界遺産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む地域に、開発規制などを敷くことにより設けられるもの。（出典：世界遺産条約履行のための作業指針 ver.2005/ユネスコ/文化庁訳）

③生産ゾーン

港川から牧港の臨海部にあり、工場が集積する地域と、牧港漁港や養殖場など水産業を中心としたゾーンである。このゾーンについては、工業や水産業の生産基盤の向上を図るとともに、周辺住環境や自然環境との共生が図られるようゾーン南西側に位置する緑地帯の保全を図り、水と緑の環状軸を補強する。

④リゾート・レクリエーションゾーン

屋富祖、城間地先の海岸域から空寿崎までのサンゴ礁の発達した海域ゾーンである。このゾーンは、那覇港港湾計画において、浦添ふ頭コースタルリゾート地区として位置づけられており、本県の国際観光交流拠点の形成に向けて、牧港補給地区跡地利用と連携を図るとともに、豊かな海域環境を保全しつつ、マリナ、緑地、ホテル等の施設を配置し、国内外に通用する長期滞在型リゾート拠点の形成を図る。また、空寿崎一体については、豊かな海域環境を活用した環境学習の場や市民の憩いの場の形成を図る。

⑤港湾・流通・情報ゾーン

那覇港浦添ふ頭を中心としたゾーンである。このゾーンにおいては、浦添ふ頭の拡充による国際航路ネットワークの強化や、西海岸道路、臨港道路の整備促進などにより、人、物、情報等多様な交流が促進されるゾーンの形成を図る。

⑥新都市形成ゾーン

牧港補給地区と国立劇場おきなわを中心とした文化交流拠点を含むゾーンである。牧港補給地区の返還を促進し、西海岸埋立区域等と連携した本市のまちづくりを牽引する地域として、隣接する海や国立劇場おきなわを活かしたリゾートコンベンション産業、文化産業、健康・医療産業等の集積や、都市的利便性を活かした快適な居住空間の形成、シンボルロードの形成などを図る。

⑦交流ゲートゾーン

(仮称) 浦西駅を中心とし、浦添都市軸である浦添西原線と沖縄自動車道が交差するゾーンである。このゾーンにおいては、沖縄自動車道西原ICや整備が想定される新たなICとの交通結節点としての利便性を活かし、パークアンドライドなど交通施策を展開し、隣接市町村や中北部圏域、周辺大学との連携強化を図るとともに、観光サービス機能をはじめ、防災機能や交流機能の充実、良好な景観形成により、本市の新たなゲートゾーンの形成を図る。

(2) 主要都市機能

①学習交流拠点

市役所をはじめ、図書館、美術館、てだこホール等が立地するカルチャーパークと、運動公園などが集積する拠点であり、各種行政サービスや文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを行える、快適で利便性の高い学習交流環境を整備する。

②商業・業務拠点

浦添都市軸と国道58号で構成され、業務施設や、ロードサイド型商業施設、近隣商業施設など商業・業務機能が集積しており、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進する。

③歴史・文化拠点

浦添大公園、浦添城跡や伊祖公園一帯は、浦添市の歴史と文化を象徴する機能を有し、浦添城跡

と伊祖城跡などの史跡と緑地空間を活かし、浦添の歴史文化を学び、語る場として整備・活用する。

浦添城跡一帯については、浦添グスク復元など世界遺産登録に向けた取り組みを促進するとともに、仲間地区、茶山地区、当山地区など周辺市街地や緑地を世界遺産登録に向けたバッファゾーンとして位置付け、良好な景観形成を推進する。また、（仮称）前田駅や駅前交流広場については、本市の新たな顔として、周辺の景観に配慮した整備を促進する。

④国際交流拠点

沖縄国際センターを中心に、各国文化の相互理解と人的交流が日常的に展開されるゆとりのある空間の確保を図るとともに、（仮称）経塚駅の整備を促進する。

⑤文化交流拠点

国立劇場おきなわや浦添市産業振興センター・結の街などが立地し、沖縄県の伝統芸能の継承・発展に資する広域的な文化施設と浦添市民の交流活動拠点としての活用を進める。

⑥総合交通拠点

（仮称）浦西駅と沖縄自動車道とを結ぶ交通結節拠点を形成するとともに、交通サービス関連施設等の整った総合的な交通拠点を形成する。

⑦複合交流拠点

浦添都市軸と西海岸道路、地区内幹線道路が交差し、牧港補給地区跡地利用計画を先導する商業・業務の集積を図り、産業・経済活動の拠点の形成に努める。また、海上交通や陸上交通の交流拠点、本島中南部の広域的な交流拠点であり、本市の新たな顔として、良好な商業景観の形成を図る。

⑧暮らしの交流拠点

国道58号屋富祖交差点付近は、交通結節点の形成を図るとともに、生活利便施設や住宅等が集積した暮らしの拠点の形成を図る。

⑨人と自然の交流拠点

カーミージーや空寿崎周辺においては、豊かな海浜環境を活用し、環境学習の場や、市民の憩える海浜空間の形成を図る。

（３）都市の軸

①浦添都市軸

本市の東西を横断する浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、景観重要公共施設の指定に向けた検討を行うなど、ゾーンごとにさまざまな表情を演出する、本市の顔となるシンボルロードとして整備する。

②交通の軸

・広域都市軸

市域を南北に縦断する国道58号、国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路等は、各ゾーンにおける都市活動を支援し、中南部都市圏の市街地を支える軸線として整備を促進する。また、港川道路からサンパーク通りを経て、浦添西原線に至る路線を広域的な東西軸として位置付け、整備を促進する。

・環状軸

沢峠石嶺線、国際センター線、（仮称）国際センター線延伸、県道153号線バイパス及び国道58

号宜野湾バイパスの環状道路は、整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化し、市民の利便性の向上を図る。

・軌道交通軸

沖縄都市モノレールの延長路線は、沖縄国際センター、浦添城跡、総合交通拠点の主要拠点などを結ぶ新たな広域公共交通の軸であり、浦添グスク観光や浦添中心部と連携した浦添都市軸の形成、国際交流や沖縄の文化が感じられる緑の街道を形成する。

③歴史文化軸

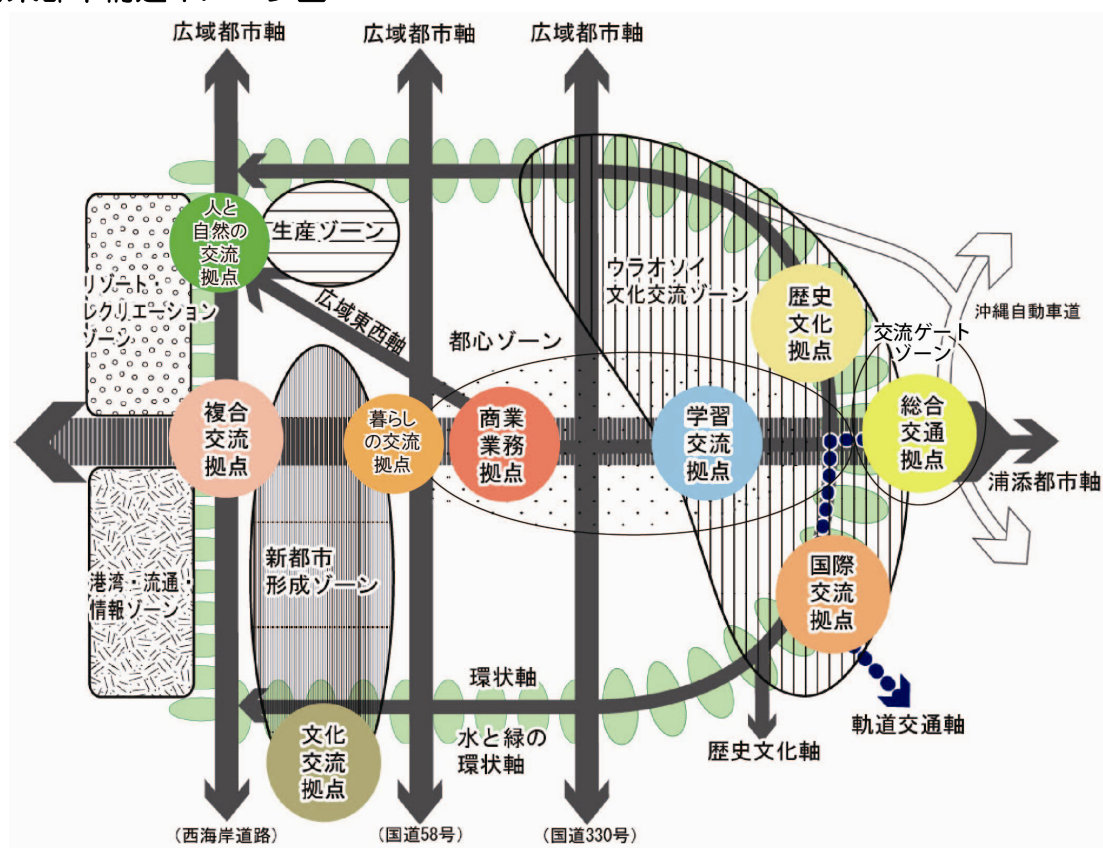
県道153号線は、浦添グスク周辺と那覇市首里地区をつなぐ歴史の道として、良好な景観形成や、国指定文化財中頭方西海道など歴史文化資源等を活用した連絡機能の強化を図り、歴史文化とのふれあいや地域間交流を促進する琉球歴史回廊を形成する。

④水と緑の環状軸

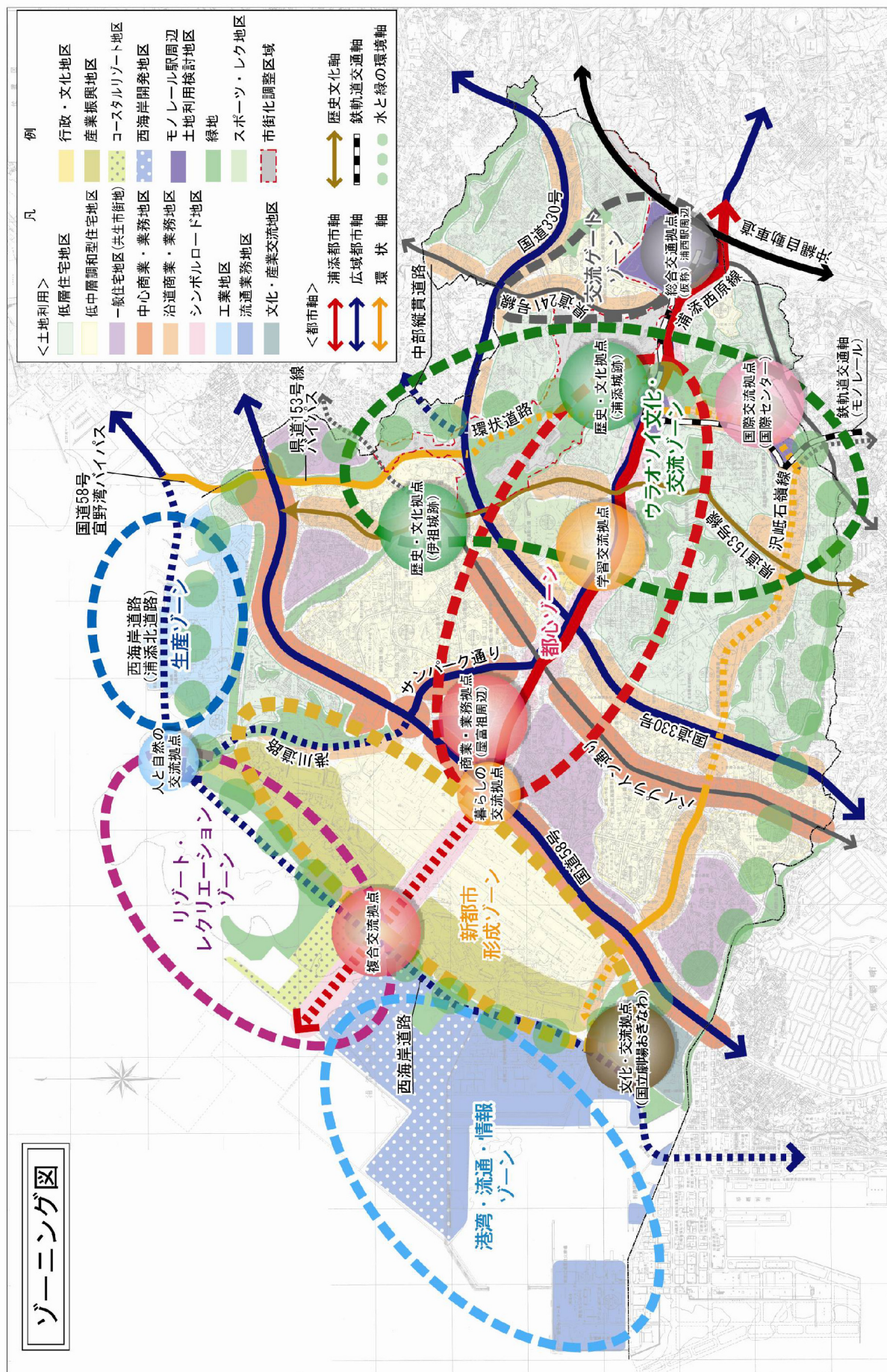
本市北側に位置する空寿崎から、シリンカー一带の緑地、伊祖グスク、浦添グスクまで続く緑の軸と、南側の安謝川から内間西公園、クニンドーの森公園まで続く緑の軸、西側の自然海岸域等を結ぶ馬蹄形の環状帯を本市の水と緑の環状軸として位置付ける。

水と緑の環状軸においては、河川、海浜における自然環境の保全や生物多様性の確保、良好な景観形成、環境学習や市民の憩いの場の確保等を促進するとともに、市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・再生する。また、公園、河川、学校、道路等の主要な公共施設の緑化を推進するなど、水辺空間と一体となった安らぎと潤いのある緑のネットワークの形成を図る。

■将来都市構造イメージ図



■土地利用ゾーニング図



第Ⅲ章 まちづくり部門別方針

1. 土地利用に関する方針

■基本方針

本市は、行政区域1,927haのうち76%にあたる1,455haが市街化区域であり、その土地利用を概観すると、市域の東側に位置する低層住宅を主体とする住宅地、公営住宅団地や中高層の集合住宅を中心とした地区、国道58号と国道330号にはさまれた密集市街地、国道58号沿線牧港一帯の商業地、浦添西原線を中心とする商業・業務地、西海岸北側の埋立地に位置する工業地、西海岸南側埋立地の流通業務地などに分類される。市街化調整区域は、仲間、当山一帯の浦添大公園や浦添墓地公園等が位置する斜面緑地、港川一帯の斜面緑地及び牧港補給地区などに指定されている。

市街化区域では、昭和47年より土地区画整理事業が行われ（6地区が事業完了、2地区は施工中）、秩序ある市街地の整備が進められた。浦添ニュータウンや浦添グリーンハイツなど民間開発団地は本市の都市形成の特徴のひとつであり、低層の良好な住宅地が形成され、自治会活動も盛んであるが、建て詰まりや人口減少等の問題を抱えている。戦後形成された既成市街地では、土地区画調整区域を除いて、狭隘道路や行き止まり道路、建築物の老朽化などの問題を抱えている。また、市域を取り囲むように位置する斜面緑地や河川などの自然的環境や、琉球王統の歴史資産などは都市に潤いと安らぎを与える貴重な存在であり、その保全や活用を図る。

平成16年には国立劇場おきなわが整備され、また、那覇港湾における国際物流拠点や国際リゾートの形成という計画が位置づけられるなど、これらの新たな都市機能を効果的に都市づくりに位置づけていくことが求められている。

今後の土地利用の展開に向けては、都市形成の経緯や現状および将来の位置づけをふまえて、安らぎのある住宅地、利便性の高い中心市街地、活力を生み出す産業用地など、それぞれの都市機能が、歴史・文化資産や水・緑などの自然的環境と調和し、総合的にバランスのとれた都市空間の形成を目指すものとする。

また、牧港補給地区跡地利用や、那覇港湾計画に基づく公有水面埋立事業など、西海岸部の新市街地については、本県の海の玄関として、広域的な位置付けや人口密度構成のあり方を視野に入れた適正な土地利用を検討するとともに、沖縄都市モノレールの整備と連携して各拠点形成などを図り、東西を横断する本市の都市軸の強化を推進する。

（1）低層住宅地区

国道330号東側一帯の低層住宅を主体とした地区で、集落的環境が残る地区、住宅開発団地、土地区画整理事業予定地等に分類される。

集落的環境が残る地区及び住宅開発団地など低層住宅を中心とした地区においては、緑の保全・創出、周辺環境と調和したまちなみ景観の創出などにより、市街地の質の向上を推進する。

土地区画整理事業等の基盤整備予定地区においては、事業の推進を図るとともに、重要な環境要素であるクサティ森の保全に配慮する等、自然環境を活かした良好な住環境の形成を図る。

また、戦後開発が行われた住宅団地においては、世代交代が進行する一方で、建替え等が困難な事例がみられ、市街地の適正な更新に向けた方策の検討を行うとともに、コミュニティの維持と良好な住宅地の形成に努める。

（２）低中層調和型住宅地区

国道58号とパイプラインに囲まれた基盤整備済地区、パイプラインと国道330号に囲まれた地区などの第一種中高層住居専用地域を主体とした地区である。

戸建住宅とともに中層や高層の集合住宅も多く、人口集積も比較的高くなっていることから、良好な居住環境の保全、育成とともに、身近な生活利便施設等が立地したゆとりと潤いある住宅地の形成を図る。特に、大規模な集合住宅に関しては、周辺戸建住宅地の住環境との調和を図るとともに、良好なコミュニティの形成を図る。牧港補給地区については、跡地利用開発の促進を図るとともに、地区の高台を中心に、快適で潤いのある良好な住宅地を形成する。

（３）一般住宅地区（共生市街地）

主に屋富祖、城間、勢理客などで第一種住居地域が指定された、いわゆるスプロールにより形成された地区である。

商業、業務、工業、住宅の混在する地区であり、牧港補給地区跡地利用と連携した市街地整備や、用途地域の見直し等により、住宅地とその他の用途が調和した土地利用を図るとともに、隣接する河川などの自然環境の保全・活用等により、良好な住環境の形成を図る。

（４）中心商業・業務地区

国道58号、浦添西原線（屋富祖通り）及びサンパーク通りに囲まれたトライアングル地域は、牧港補給地区跡地利用と連携した土地利用を図るとともに、空き店舗対策や交通利便性の向上、バリアフリー等を促進し、歩行者を優先した快適で魅力ある中心商業・業務地の形成を図る。

国道58号沿線は、広域幹線道路の持つポテンシャルを活かした土地利用を図るため、広域的な商業・業務施設の立地を促進する。また、必要に応じて商業地の適正な更新を促進し、賑わいと活力のある魅力的な商業・業務地の形成を図る。

公有水面埋立事業が行われている都市機能用地については、浦添都市軸の延長線上と西海岸道路の交差点に位置しており、臨海部である立地特性を活かし、本市の新たな顔として良好な景観形成を図るとともに、賑わいのある商業・業務地を形成する。

パイプライン沿線は、商店のほか、郵便局、銀行、学校等多くの公共公益施設が立地している。今後も、商業・業務機能の立地を促進するとともに、商業活動と公共公益サービスの調和を図り、地域の生活に根差した地域密着型の商業・業務地を形成する。

（５）沿道商業・業務地区

国道330号、県道153号線、県道241号線の一部、沢岨石嶺線及び神森線の沿線については周辺地区サービス型の商業・業務地として既存の集積を維持するとともに、背後地の住宅地に配慮し、地域の商業・業務サービス機能及び住宅機能が調和した土地利用を図る。

（６）シンボルロード地区

本市を東西に走る浦添西原線および西海岸までの延長線上は、浦添都市軸として、沿線における商業・業務施設や文化・交流施設等の施設立地を促進するとともに、景観重要公共施設指定に向けた検討を行うなど、本市の「顔」に相応しい都市空間の創出を図る。

特に、（仮称）前田駅から浦添警察署までの区間においては、世界遺産登録を目指す浦添グスク周辺のバッファゾーンとして、景観地区等の指定に向けた検討を行い、本市の新たな顔として、歴史文化資源や緑地等と調和した土地利用を促進する。

（７）工業地区

港川及び牧港の臨海部については、本市の生産拠点としての役割を担っており、敷地内緑化の推進や緩衝緑地帯の確保などにより隣接する住宅地への環境に配慮しつつ、生産機能の充実を図る。

（８）流通業務地区

流通業などが集積する西洲商業団地は、特別用途地区が指定され、適正な土地利用の誘導が行われていることから、就業環境の向上を図るとともに、今後も流通業務地としての土地利用に努める。

（９）文化・産業交流地区

国道58号、西海岸道路に挟まれた勢理客及び小湾地区については、伝統文化を発信する国立劇場おきなわ等を中心とした結の街を創出し、文化、産業、業務及び居住空間が調和した土地利用の促進を図る。

（１０）行政・文化地区

市役所、市民会館、図書館、美術館などの公共施設が集積した地区であり、カルチャーパーク構想に基づき、生涯学習拠点として機能充実を図る。

（１１）産業振興地区

牧港補給地区跡地利用のうち、西海岸道路や地区内幹線道路沿線を含む跡地西側については、MICE*機能や宿泊機能を中心としたリゾートコンベンション産業、芸術文化やエンターテインメント等を活かした文化産業のほか、健康・医療産業、環境エネルギー産業、国際流通産業、情報サービス産業などが集積する産業振興地区の形成を図る。

また、同地区のうち、浦添都市軸から北側部分については、隣接するコースタルリゾート地区と一体的な土地利用により、産業振興に向けた相乗効果の発揮に努める。

（１２）コースタルリゾート地区

屋富祖、城間地先の自然海域においては、優れた環境資源である海をテーマとしたコースタルリ

* MICE…Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、Convention/Conference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の略であり、会議、報奨旅行、イベントや展示会の総称。MICEに関する旅行は目的地への経済利益が大きく見込まれることから、近年注目されている分野である。

ゾート地区として、マリーナ、緑地の整備や宿泊機能の充実などにより国内外に通用する長期滞在型リゾート拠点を形成するとともに、市民が憩える海浜空間の形成を図る。

また、リゾートコンベンション産業や文化産業等の集積を図る産業振興地区北側部分と一体的な土地利用により、長期滞在型リゾート拠点を形成に向けた相乗効果の発揮に努める。

(13) 西海岸開発地区

西海岸開発地区については、浦添ふ頭の拡充や、西海岸道路、臨港道路等の整備、海上交通および陸上交通の結節機能の充実などにより、人、物、情報等多様な交流を促進する土地利用を図る。

(14) モノレール駅周辺土地利用検討地区

(仮称) 経塚駅、(仮称) 前田駅、(仮称) 浦西駅の3駅周辺においては、都市機能の充実等により、モノレール駅周辺の賑わいを創出する土地利用の検討を行う。

① (仮称) 経塚駅周辺地区

(仮称) 経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業が事業中となっており、賑わいの創出や隣接する沖縄国際センターを活用した交流促進を図る土地利用を検討する。

② (仮称) 前田駅周辺地区

(仮称) 前田駅周辺においては、商業業務、行政、文化施設などが集積しており、本市の新たな玄関口として、浦添グスクなど歴史文化資源と調和に配慮しつつ、賑わいの創出と観光客・地域住民を含めた交流促進を図る土地利用を検討する。

③ (仮称) 浦西駅周辺地区

(仮称) 浦西駅の整備が想定される前田・西原地区においては、沖縄自動車道西原ICや整備が予定される新たなICを活用するとともに、隣接市町村や中北部都市圏、周辺大学と連携した、利便性の高い交通結節拠点の形成を図る。また、沖縄自動車道や幹線道路に隣接する立地条件を活用し、居住機能や業務機能、交流機能の導入を促進するとともに、災害復旧時の物資や医療等を充足させる防災機能の充実を図る。

(15) 緑地

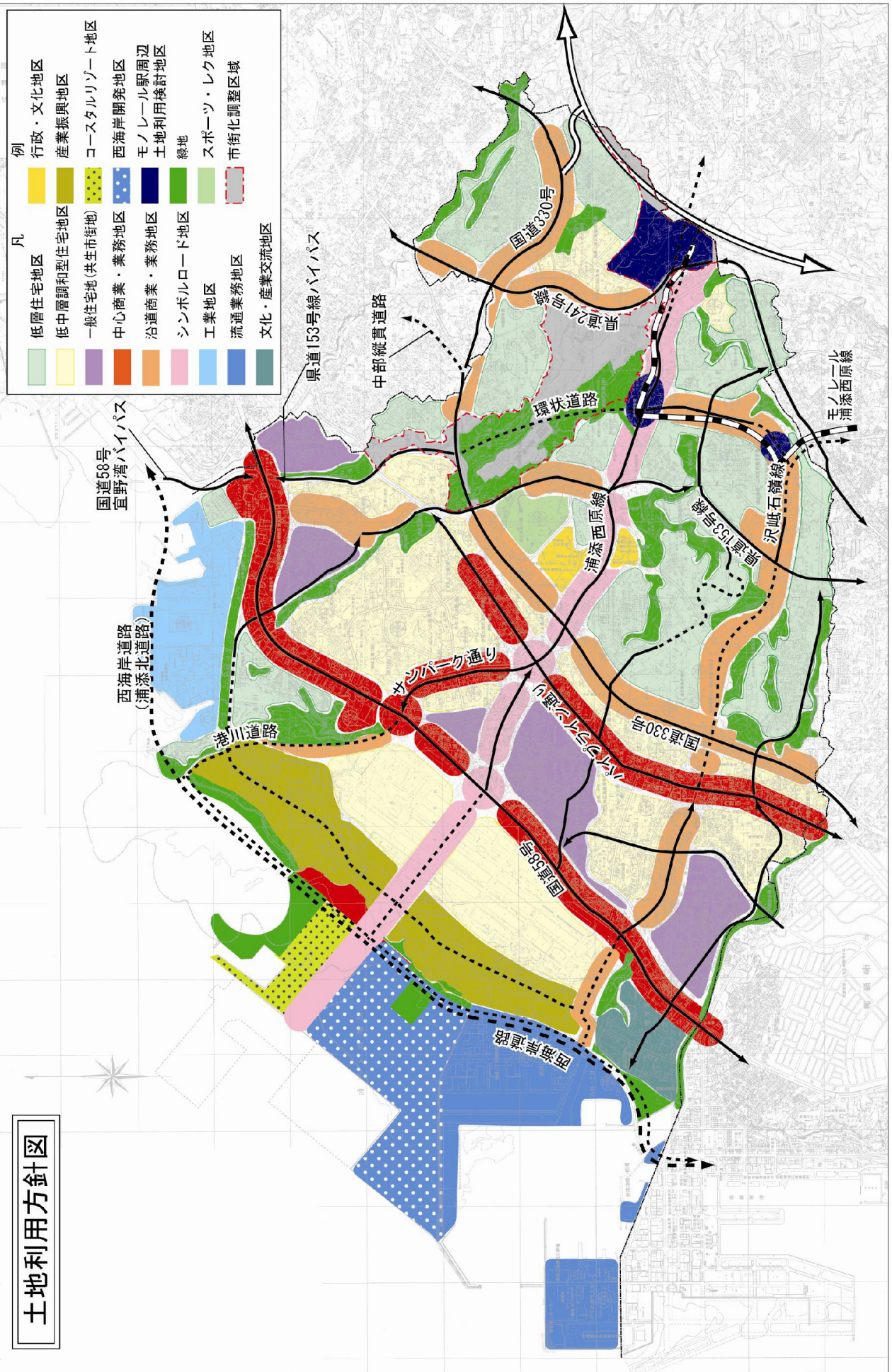
市域を庇護する丘陵部のクサティ森は保全・育成するとともに、河川や道路、公共施設及び墓地などの緑化を行い環状緑地帯の創出を図る。また、浦添グスク周辺の市街地に残る斜面緑地については、世界遺産登録に向けたバッファゾーンとして、保全・活用を図る。

そのほか、牧港補給地区跡地や西海岸開発地区においては、本市における豊かな自然海域環境を活用した市民の憩いの場の創出を図る。

(16) スポーツ・レク地区

浦添運動公園をスポーツ・レク地区と位置づけ、市民が気軽に運動やスポーツを楽しめる空間として機能充実を図る。

土地利用方針図



2. 市街地整備に関する方針

■基本方針

本市の人口は、昭和45年の4.2万人から平成22年には11万人と約2.5倍の増加となっており、この30年間で著しく都市化が進行してきた。昭和45年当時の既成市街地（人口集中地区）は国道58号東側の城間、屋富祖、宮城等であり、次第に港川、牧港など市の北側に拡大し、そして国道330号東側の仲間、当山、安波茶、西原まで市街地が広がっている。

現在の人口密度は、市全体で56人/ha、市街化区域は73人/haとなっているが、特に国道58号と330号の間に位置する地区では、城間101人/ha、屋富祖118人/ha、仲西130人/ha、宮城122人/haなど高密度の土地利用となっている（数値は平成18年都市計画基礎調査）。これらは昭和45年以前の既成市街地で、スプロールによって形成され道路基盤が不足し、建物の密集化、老朽化が進み市街地環境の質の低下を招いており、適切な土地利用を図るための環境改善が求められている。

一方、昭和47年から施行された伊祖地区をはじめとして、土地区画整理事業が6地区で実施され、2地区が事業中となっている。これらの地区は、一定水準以上の都市基盤が整備されており、緑の創出による潤いある都市環境の創出など、まちの質的向上についての検討が必要である。

このため、課題となる既成市街地における生活道路や公園整備など基本的な都市基盤の整備を進めるとともに、面整備済み地区における良好な環境の保全・創出、賑わいある商業地の創出、人・物・情報の交流拠点の形成、浦添都市軸の形成などを進め、それぞれの機能が相互にネットワークし、都市全体としての魅力を引き出していく市街地の整備を推進する。具体の整備を進める際には、市民や企業等と行政が一体となり、誇りのもてる地域づくりを展開していくことが期待される。

また、本市は県内でも比較的年齢の若い都市であるが、少子高齢化は進行しており、これまでの量的拡大に対応した市街地整備から、人口減少も見据えた市街地の質の向上への転換を図るとともに、誰もが住み良い都市、環境にやさしい都市の形成等を目指すものとする。

（1）集落的環境地区

仲間、当山、伊祖、前田、西原などにおける宅地割りや道路配置など旧集落の形態や要素を残す地区については、地区計画や建築協定等の活用を検討し、宅地の細分化の防止、集落のシンボリックな緑地空間の保全等に、良好な集落環境の保全・創出に努めるものとする。特に、仲間重点地区や当山地区などの伝統集落においては、景観まちづくりと市街地整備の連携により、特色のある集落環境の保全・創出を図る。

（2）開発団地地区

浦添ニュータウン、浦西団地、浦添グリーンハイツ、前田公務員宿舎など公営住宅団地や宅地開発により形成された地区については、地区計画や建築協定、緑地協定等の適用による緑化推進など、潤いのある環境の創出などに努める。

また、浦添ニュータウンなど開発団地においては、敷地規模と建ぺい率、容積率の関係により、増改築が困難な箇所が存在するため、当該地区のコミュニティの活性化と良好な住環境の確保に向けて、適正な市街地更新について検討を行う。

(3) 基盤整備地区

伊祖地区、宮城仲西地区、城間伊祖地区、大宮地区、西原地区、北経塚地区の6地区については事業が完了し、浦添南第一地区及び第二地区が事業中である。2地区の事業推進を図るとともに、地区計画や建築協定、緑地協定等の活用努めて、緑豊かな潤いある環境の形成など、まちの質的向上を促進する。

(4) 基盤改善地区

城間、屋富祖、勢理客、内間など昭和45年人口集中地区を中心とした地区は十分な基盤整備がなされないまま、市街地が拡大した地区であり、狭隘道路、老朽化した建築物などによって構成される密集市街地である。主要な生活道路や公園などの整備による防災性の確保や生活環境の向上に努めることが急務であり、当該地における土地利用や人口動向、道路、建物状況を詳細に把握した上で、牧港補給地区跡地利用計画と連携した整備に向けた検討を行う。

(5) 基盤修復地区

港川や牧港などは、位置指定道路等により、ミニ開発が進み道路ネットワークが形成されていない地区である。主要な生活道路のネットワーク化による防災性の向上、未利用地をオープンスペースとして活用するなどにより、基盤の修復を図る。また、必要に応じて地区計画等の活用を図る。

(6) 商業・業務地区

国道58号、国道330号、パイプラン、県道241号線など主要幹線道路沿いの商業・業務地区は都市の顔となる空間であり、必要に応じて市街地の更新を促進するとともに、良好な沿道景観形成や緑陰の確保など、魅力的な商業空間の形成を図る。

浦添都市軸については、シンボルロードとして良好な景観形成を図るとともに、個性的で活力ある商業空間の創出を図る。特に、屋富祖通りを中心とした地区については、周辺市街地の整備検討と併せて、道路拡幅や商業基盤の整備を図る。

(7) 工業・流通業務地区

牧港、港川地区の工業地区は、本市の生産ゾーンとしての位置づけがなされており、隣接する住宅地への環境の影響を配慮した緩衝緑地の配置や、敷地内緑化の推進により周辺環境と調和した機能立地に努める。

また、西洲商業団地は、特別用途地区が指定されており、合理的な土地利用の誘導が行われていることから、今後も流通業務地としての土地利用の増進を図るとともに、緑地帯の確保や就業者の利便性の向上などにより良好な都市環境の確保に努める。

(8) コースタルリゾート地区

屋富祖、城間地先の自然海域においては、貴重な海域環境との調和に配慮しつつ、公有水面埋立事業を促進するとともに、マリーナや緑地等の整備促進を図る。

(9) 西海岸開発地区

西海岸開発地区においては、貴重な海域環境との調和に配慮しつつ、公有水面埋立事業を促進するとともに、西海岸道路や臨港道路等の整備促進を図る。

(10) モノレール駅周辺整備検討地区

(仮称) 経塚駅、(仮称) 前田駅、(仮称) 浦西駅の3駅周辺においては、賑わいの創出や都市機能の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した市街地整備の検討を行う。

① (仮称) 経塚駅周辺地区

(仮称) 経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業の推進を図るとともに、交流広場や案内版の整備、道路美装化などを行い、賑わい創出、交流促進、市街地の質の向上などを図る市街地整備を検討する。

② (仮称) 前田駅周辺地区

(仮称) 前田駅周辺においては、商業業務、行政、文化施設などが集積しており、本市の新たな玄関口として、浦添グスクなど歴史文化資源に調和に配慮しつつ、交流広場や観光案内版の整備など、賑わい創出や交流促進を図る市街地整備の検討を行う。

③ (仮称) 浦西駅周辺地区

(仮称) 浦西駅の整備が想定される前田・西原地区においては、利便性の高い交通結節拠点の形成に向けて、新たなICの整備を促進するとともに、隣接市町村や中北部都市圏、周辺大学と連携し、公共交通や自動車、自転車等を含めたスムーズな乗継ぎを実現する整備を図る。また、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進するとともに、沖縄自動車道や幹線道路に隣接する立地条件を活用し、業務・商業施設や医療福祉施設の立地促進、交流機能の導入、災害復旧時の物資や医療等を充足させる防災拠点形成を図る。

(11) 新市街地整備検討地区

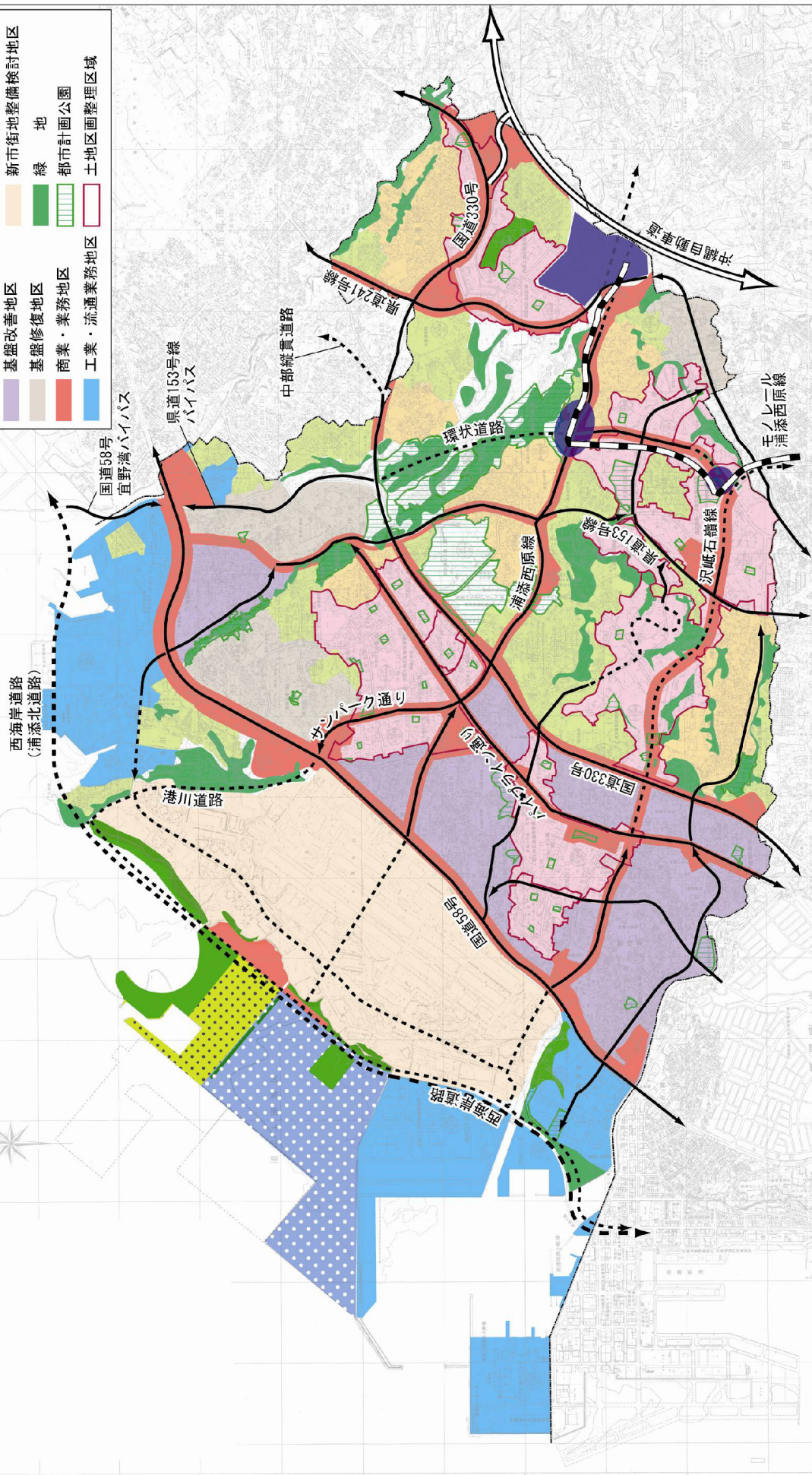
牧港補給地区跡地利用に関しては、基盤整備に向けた事業手法の検討を行う。

(12) 市街化調整区域

市街化調整区域においては、浦添大公園やその周辺を囲むように位置する斜面緑地があり、本市の貴重な自然環境として維持保全を図る。

市街地整備方針図

- 凡 例
- | | |
|-----------|----------------|
| 集落的環境地区 | コースタルリゾート地区 |
| 開発団地地区 | 西海岸開発地区 |
| 基盤整備地区 | モノレール駅周辺整備検討地区 |
| 基盤改善地区 | 新市街地整備検討地区 |
| 基盤修復地区 | 緑 地 |
| 商業・業務地区 | 都市計画公園 |
| 工業・流通業務地区 | 土地区画整理区域 |



3. 道路交通に関する方針

平成23年10月に策定された浦添市交通基本計画に基づき各施策を展開するものとする。

■基本方針

本市の道路網は、中南部都市圏の主要な幹線道路である国道58号、国道330号など南北方向の広域幹線道路、これらを補完する浦添西原線、県道153号線及びバイパス、宜野湾南風原線を中心にして骨格道路網が形成されており、また、現在沖縄西海岸道路、臨港道路といった広域幹線道路の整備が進められている。これらの道路では、市内の発生交通だけでなく、隣接市町からの自動車交通流入も多く、交通渋滞が慢性化しており、また交通の質についても広域交通・物流交通・生活交通など多様化が進んでいるため、道路の機能分類を明確にし、交通体系の整序化を進めていくことが必要である。

また、公共交通として、沖縄都市モノレールの整備や、国道58号を中心とした基幹バス計画等をはじめとする新たな公共交通の導入に向けた取り組みが進められているところである。一方で、本県における自動車への依存度は高く、既存の公共交通の利用率が低下し、路線の廃止等により交通利便性の低下している地域が見られる。よって、今後到来する超高齢社会^{*}を視野に入れて、公共交通の体系的な整備や利用促進などにより、高齢者や障がい者を含む全ての市民にとって安全で利便性の高い交通体系を確保することが重要である。

さらに、本県の海の玄関である那覇港は、県民の生活・産業を支える重要な施設であり、平成8年には那覇港港湾区域が本市の港川地先まで拡大された。近年、経済的成長がみられる東アジアにおいて、本県は地理的・歴史的特性から、人、物、情報の結節点として役割と発展が期待されており、沖縄の経済自立に寄与する那覇港の整備、拡充が望まれている。このため、那覇港浦添ふ頭地区においては、国際航路ネットワークを有した港湾整備を進捗点としての整備を図る必要がある。

(1) 公共交通

誰もが移動しやすい交通環境の確立や、低炭素社会の実現、観光や地域間交流の促進に向けて、沖縄都市モノレールの整備促進や、バス交通の充実、将来的な鉄軌道導入に向けた取り組みなど、公共交通体系の整備を促進する。

①沖縄都市モノレール

現在進められている沖縄都市モノレール延長の事業促進を図るとともに、那覇市等周辺市町村における観光拠点とのアクセス性の向上、地域住民や来街者の交流促進を図る。また、駅周辺の市街地整備と連携し、市民と来街者の交流促進や、賑わいの創出を図るとともに、徒歩や自転車等とのスムーズな乗換が可能な歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

^{*} 高齢社会…高齢者（65歳以上）人口の比率が高い水準で安定した社会のこと。国連では、高齢者人口比率が7%以上で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されており、さらに近年、同21%以上を「超高齢社会」と呼ぶ場合がある。

②バス交通

コミュニティバス*の導入を促進するとともに、既存バス網や、上記のモノレールを含めた交通ネットワークの確立を図る。また、国道58号等における基幹バスシステム導入、浦添都市軸におけるフィーダーバス等の導入に向けた取り組みを促進する。

③鉄軌道を含めた新たな公共交通

長期的には、中南部都市圏を縦断する国道58号、国道330号、パイプラインの軸線において、鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを促進する。

(2) 道路

① 中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

中南部都市圏の骨格を形成し、主要な都市圏を結ぶ高規格幹線道路（沖縄自動車道）、地域高規格道路（沖縄西海岸道路）、主要幹線道路（国道58号、国道330号、浦添西原線）などにより構成される道路ネットワークである。

この道路ネットワークにおいては、中南部都市圏の都市拠点や歴史文化拠点、観光拠点を連結するとともに、広域交通の円滑化を図る道路整備を促進する。

重点的に整備を 促進する道路	地域高規格道路	○西海岸道路（新設）
	主要幹線道路	○中部縦貫道路（新設）
		○浦添西原線（拡幅）
		○港川道路

② 浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

市内の拠点間を結ぶとともに、主要幹線道路に流入する交通を円滑に処理する幹線道路（パイプライン線、県道153号線、臨港道路等）と、主要幹線道路と幹線道路で囲まれた地区からの発生交通を円滑に処理する補助幹線道路で構成される道路ネットワークである。

この道路ネットワークにおいては、地域内交通を円滑に処理し、主要施設へのアクセス向上に資する道路整備や交差点改良等を促進する。

重点的に整備を 促進する道路	幹線道路	○沢岬石嶺線	○宮城大平線
		○牧港線	○大宮線
		○国際センター線延伸	
		○前田線	
		○パイプライン通り（拡幅）	
	補助幹線道路	○港川伊祖線	
		○安波茶線	等々

* コミュニティバス…主に行政機関が路線の計画や運営の主体となり、交通不便地域の解消や地域のモビリティの向上に役立つバス輸送システムのこと

【参考】道路ネットワークと主な機能

道路	主な機能	本市における道路
高規格幹線道路	・自動車専用道路 ・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ	沖縄自動車道
地域高規格道路	・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ	西海岸道路
主要幹線道路	・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ ・高規格幹線道路への流入する交通を円滑処理	国道 58 号 国道 330 号 浦添西原線
幹線道路	・主要幹線道路へ流入する交通を円滑処理 ・アクセス機能（沿道主要施設への出入り） ・市内の拠点を結ぶ	パイプライン線 県道 153 号線 臨港道路 等
補助幹線道路	・主要幹線道路および幹線道路に囲まれた地区内の交通を円滑処理 ・沿道にある施設や住宅などに関連する道路	学園通り線 港川伊祖線 等

注）浦添市交通基本計画、都市交通マスタープランに基づき整理

③安心安全で快適に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

安全で快適な歩行者空間の創出のため、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路には歩道の整備を促進するとともに、日差しの強い沖縄の太陽の下、快適な歩行空間を形成するため街路樹の整備をあわせて行う。また、身障者や高齢者等に配慮し、歩道と道路の段差の小さい、ユニバーサルデザインに配慮した整備を図る。

旧集落内や市街地内を網羅する細街路（スージ小）については、幹線道路とのアクセス強化を促し、地域の特性を活かした整備を図ることにより道路としてだけでなく散策路としての空間を創出する。

主要幹線、幹線、補助幹線等の幹線道路や河川沿いの緑道を利用し、浦添市を回遊できる「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づいた「歩いて楽しいまちづくり」を目指し、その先導プロジェクトとして「組踊りの道の創出」や浦添城跡等の歴史的エリアや臨海部における散策路、主要河川沿いや臨海部における自転車道の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの充実を検討する。

④景観重要公共施設指定など景観形成と連携した道路整備

浦添西原線、西海岸道路および臨港道路浦添線については、管理者と協議の上、景観重要公共施設としての指定を目指し、沿道等を含め良好な道路空間と沿道景観の形成に努める。

浦添西原線に関しては、本市のシンボルロードとして道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の整備を促進し、良好な沿道景観の形成とともに、一体性のある道路空間を確保する。

浦添北道路については、大規模な橋梁部が発生することから海への眺望の確保と周辺海浜景観に配慮した整備に努める。臨港道路浦添線に関しては、本市の幹線道路として相応しい道路整備や無電柱化等の整備を促進する

そのほか、県道153号線については、浦添グスクなど歴史文化資源を有機的に結ぶ歴史街道の形成や観光ルートの形成を促進する。

⑤防災まちづくりと連携した道路整備

主要幹線道路については、防災上の観点から、沿道建築物の耐火性・耐震性の向上とともに、広域的緊急輸送路と連携した道路防災空間の確保を図る。

また、歩行者ネットワークの形成とともに、災害時の避難経路の確保を図る。

(3) 交通結節点

本市の都市軸上や、国道58号などの広域幹線道路沿線において、公共交通の相互乗り入れや、公共交通と自動車、徒歩、自転車とのスムーズな乗り継ぎを行う交通結節点の形成を図る。

また、景観形成等との連携により、周辺環境の特性を活かした、本市の発展に資する魅力ある交通結節点を形成するとともに、防災用施設等の整備など防災機能の充実も図る。

交通結節点の機能	総合交通結節点	都市交通結節点	複合交流交通結節点	広域交通結節点	都市軸交通結節点	その他バス停
機能 1. 交通結節機能						
1-1. 公共交通相互	◎	◎	◎	◎	◎	
1-2. 自動車と公共交通	◎		◎	◎	○	
1-3. 自転車と公共交通	◎	◎	◎	◎	○	
1-4. 徒歩と公共交通	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1-5. 海上交通と公共交通			◎			
機能 2. 市街地拠点機能	◎	◎	◎	○		
機能 3. 交流機能	◎	◎	◎	○	○	○
機能 4. 景観機能	◎	◎	◎	◎	○	○
機能 5. サービス機能	◎	○	◎	◎	○	○
機能 6. 防災機能	◎	◎	◎	◎	○	○

【凡例】◎：該当する機能を重視する ○：該当する機能を有する

■交通結節機能（浦添市交通基本計画より抜粋）

(4) その他道路交通に関する施策

- ①環境負荷が小さく持続可能な社会の実現等の都市構造を誘導する交通施策の推進
- ②公共交通の利用促進につながる、公共交通システムの機能向上施策や公共交通に対する利用者意識の啓発施策の推進
- ③国内外の観光客をはじめとする、誰もがわかりやすい交通情報の提供や、観光資源に関連した交通体系の拡充を推進
- ④交通事故削減に向けて、生活空間の交通環境や、歩行者・自転車の利用環境の改善に関する施策の推進
- ⑤高齢者や障がい者の自立した生活を支える、生活交通の支援に関する施策の推進

(5) 港湾

那覇港浦添ふ頭においては、人、物、情報等の多様な交流の活発化に向けて、中南部都市圏の交通円滑化や主要拠点を接続する西海岸道路、臨港道路などの整備を促進するとともに、陸上交通と海上交通のスムーズな乗継を行う総合交流交通結節点の形成を図る。

また、大型クルーズ船バースなどの整備により国内外の航路ネットワークの強化に努める。

凡例

計画・構想路線	既存
高規格幹線道路	——
地域高規格道路	——
主要幹線道路	——
幹線道路	——
補助幹線道路	——
拡幅予定等	——

鉄道 (モノレール)

- 鉄動道を含む新たな公共交通システム
- 基幹バスシステム等 (BRT、LRT)
- 総合交通結節点
- 都市交通結節点
- 複合交流交通結節点
- 広域交通結節点
- 都市副交通結節点

道路交通方針図

The map illustrates the proposed road traffic network around Shinjuku Station. Key features include:

- Expressways:** 国道330号 (National Route 330), 国道153号 (National Route 153), 国道38号 (National Route 38).
- Main Roads:** 環状道路 (Ring Road), 港川道路 (Kagawa Road), 西海岸道路 (西浦添北道路) (West Coast Road (West Shinjuku North Road)).
- Local Roads:** 真道153号線 (Mado 153 Line), 真道21号線 (Mado 21 Line), 環状道路 (Ring Road), 港川道路 (Kagawa Road), 西海岸道路 (西浦添北道路) (West Coast Road (West Shinjuku North Road)).
- Public Transportation:** 山手線 (Yamanote Line), 山手線 (Yamanote Line), 山手線 (Yamanote Line), 山手線 (Yamanote Line).
- Key Locations:** 新宿駅 (Shinjuku Station), 西新宿 (West Shinjuku), 山手線 (Yamanote Line), 山手線 (Yamanote Line).

50

4. 下水道・河川に関する方針

(1) 下水道

下水道は、家庭からの排水や工場排水の処理、市街地における浸水の防除など快適な生活環境を確保するとともに、公共用水域を保全するなど、根幹的な都市施設として重要な役割を担っている。

本市においては、昭和46年より公共下水道事業に着手し、市街化の進展とともに事業区域を拡大し、下水道認可区域のうち約85%が整備済み（平成23年度末）となっている。今後も清潔で快適な都市環境を形成するため、未整備区域や、土地区画整理地区、跡地利用等新たな市街地における整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上や、市街地における浸水の解消などに努める。

さらに、整備後の経年により老朽化が進行している施設に関しては、下水道施設長寿命化計画に基づき、これまでの事後的な修繕から予防保全的な維持管理への転換を図るなどアセットマネジメント*を行い、施設の長寿命化を推進する。

(2) 河川

本市には、小湾川、牧港川、安謝川、宇地泊川の4本の2級河川があり、それぞれ西海岸域に流れている。これらの河川は、市街地の拡大や緑地減少の影響から、台風時や豪雨時に雨水の集中流入を招き、河川の増水による被害をもたらしてきた。このような状況のなかで、平成9年の河川法改正により、河川整備方針・河川整備計画の策定が位置付けられ、安謝川水系河川整備計画（平成22年4月）、小湾川水系河川整備方針（平成23年3月）が策定されており、これらに基づき計画的な改修を促進し、治水・利水機能の向上を図る。

また、河川は潤いと安らぎをもたらす空間であることから、2級河川の管理者である沖縄県との連携や、地域住民との合意形成を図るとともに、十分な安全性を確保した上で、児童生徒の環境学習の場や、河川沿いの自転車道やウォーキングロードとしての活用など親水性に配慮した、アメニティ空間としての整備を促進する。

また、ワークショップによる参画や、河川愛護活動と連携した適正な維持管理を図るなど、地域住民、NPO等との協働の河川づくりを推進する。

*アセットマネジメント…資産管理（Asset Management）の方法。例えば、道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。

5. 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

平成12年に策定されたティーダヌファみどり計画に基づき、基本方針を設定する。

■基本方針

本市の緑の骨格となる緑地の形成に関しては、歴史・文化を育み、人々の生活を優しく囲み込むクサティ森を保全・育成するとともに、クサティ森と公園、河川、学校等の主要な公共施設や、海岸線の緑化を図り、緑の両翼軸となる環状緑地帯を形成する。

また、レクリエーション活動のみならず、災害時における避難地など防災的機能をもつ公園については、地域住民の身近な憩い空間としての街区公園、広域的な都市住民のスポーツ・レクリエーション活動の利用に資する運動公園等、様々なニーズに対応した公園を適正に配置するとともに、地域に親しまれる樹種の選定など、魅力ある公園づくりも進めていくものとする。

（１）緑の両翼軸の形成

①クサティ森の保全・育成

浦添大公園から前田、沢岬にかけて広がるクサティ森（緑地帯）については、地域制緑地の指定や、都市緑地としての整備などによる保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するため森の育成に努める。

②河川の緑化・親水化

丘陵部の緑地と海岸（水辺空間）を結ぶ緑の両翼軸に位置する安謝川、小湾川、牧港川については、河川沿いの緑化を図るとともに、公共下水道整備による水質の向上を図る。また、安全性を十分に検討した上で、水と触れあえる親水性の確保、緑地、水辺空間を確保する河川改修を行う。

また、シリンカーについては、多様な生物の生息地として保全を図るとともに、環境学習の場としての活用を検討する。

③海浜を活用した緑地・レクリエーション空間の整備

牧港補給地区跡地北側においては、海浜に親しめるレクリエーション空間の形成を図るとともに、カーミージー、空寿崎周辺においては、豊かな海浜環境を活用した環境学習の場の形成を促進する。

④ウラオソイ廻廊の形成

琉球王統発祥の地とされる本市には、浦添グスクなどの貴重な歴史資産が存在しており、これら歴史・文化そして水とみどりがネットワークし、人々がふれあうことのできる空間の整備に努め、「ウラオソイ廻廊プラン」の形成を図る。

（２）市街地における緑の確保

①都市基幹公園*の整備促進と適正な維持管理

広域都市住民のスポーツ・レクリエーション活動及び歴史・文化活動の拠点となる浦添大公園や浦添カルチャーパーク、浦添運動公園の整備を促進する。公園整備にあたっては、高齢者や児童、障がい者等も安心して利用できるユニバーサルデザインを導入した施設整備の促進とともに、公園内の緑地や施設については、安全性の向上など適正な維持管理を促進する。

また、浦添運動公園を中心として、プロ野球のキャンプ地や市民のスポーツ活動など、利用促進を図るとともに、生涯学習拠点の形成を推進する。

②住区基幹公園*の適切な配置と維持管理

本市の住区基幹公園の整備状況は、地区公園1ヶ所（計画決定1ヶ所）、近隣公園4ヶ所（供用開始3ヶ所、計画決定1ヶ所）、街区公園75ヶ所（供用開始75ヶ所）、都市緑地4ヶ所（供用開始2ヶ所、計画決定2ヶ所）である。

住区基幹公園は、地域住民にとって身近な憩いと安らぎの場、レクリエーションの場、災害時の避難場所などの多様な機能がある一方で、不適切な利用がなされるなど、公園に隣接する住民にとって、迷惑施設となりうる場合も想定される。よって、遊具等の安全性確保など公園の適正な維持管理と適切な利活用を促進するとともに、新たな住区基幹公園については、公園づくりワークショップなどを通して、地域住民と十分な合意形成を図りながら、適正な配置を検討する。

また、牧港補給地区については、新たに形成される市街地であることから、地域の人口計画及び既存緑地に配慮し、適正な公園配置を検討する。

③快適な道路空間の形成

街路樹の剪定や道路空間の定期的な清掃など道路空間の維持管理に努めるとともに、地域に親しまれる樹種の選定や、緑道、ポケットパークの整備、無電柱化等を促進し、快適な道路空間の形成を図る。

④敷地内緑化の推進

市街地内の潤いを創出するため、公園・学校等の主要な公共施設の緑化を推進する。また、住宅等の民間施設に関しては、景観形成等と連携して、敷地内緑化や、屋上緑化、壁面緑化等の推進を図る。

⑤市街地の貴重な緑地として農地の活用

市内に点在する農地については、市街地の貴重な緑地としての機能も勘案し、関係者、関係部署との連携を図りつつ、市民農園等への利活用を促進する。

*都市基幹公園…都市公園の種類のひとつ。都市公園法という都市公園には、①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）、②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等）があり、特に、②のうち、総合公園、運動公園を都市基幹公園という。

*住区基幹公園…都市公園の種類のひとつ。②のうち、街区公園・近隣公園・地区公園を住区基幹公園という。

（３）市街地における健全な水循環の確保

市街地において健全な水循環の確保や都市水害対策を図るため、貯留浸透・涵養機能の増進が重要であり、このため市街地周辺部等における地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水や下水処理水の再生水としての利用等を促進する。

（４）協働によるみどりのまちづくりの推進

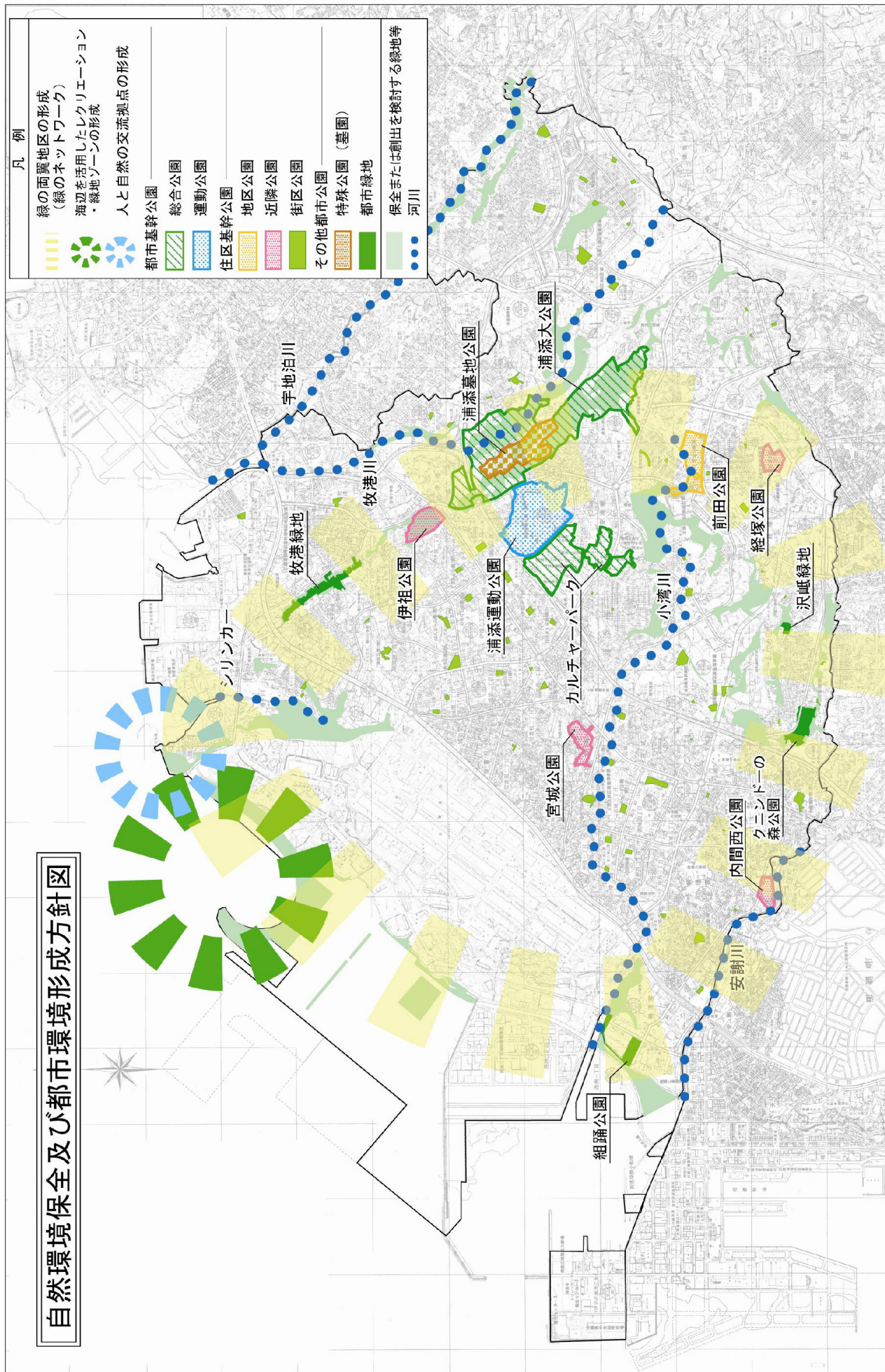
公園づくりに関するワークショップの開催や、道路愛護会、公園愛護会、美らまちサポーターによる維持管理体制の充実を進め、市民、NPOなど多様な主体が参加し、協働による緑のまちづくりを推進する。

また、緑化活動に関する情報提供や支援を充実させるとともに、緑のまちづくりに関する環境教育や普及啓発に努める。

（５）墓地の緑化と適正な維持管理促進

民間墓地開発については、墓地基本計画に基づき、緑化と適正な維持管理を促進する。

自然環境保全及び都市環境形成方針図



6. 景観形成に関する方針

平成20年3月に策定された浦添市景観まちづくり計画に基づき、景観形成に関する方針を定める。

■基本方針

本市には、琉球王統発祥の地として、浦添グスクなど歴史・文化的景観や、河川、海浜、緑地、浦添断層崖などの地形により形づくられる自然景観、道路景観、市街地の景観などの景観資源がある。

浦添市景観まちづくり計画においては、これら本市の景観特性を踏まえ「てだこ市民によるウラオソイ風景づくり」が理念として位置付けされており、同計画に基づき浦添らしい景観形成を図る。

（１）協働の景観まちづくり

景観形成においては、市民や地域住民、事業者、行政がそれぞれの責務や役割を認識するとともに、3者の連携が重要であり、協働の景観まちづくりを推進する。

（２）骨格別景観形成方針

①緑の両翼地区

空寿崎からシリンカー周辺の緑地を経て、浦添断層崖や、経塚、沢岬の緑地につながる、本市を取り囲むように形成された緑地帯を含む地区である。

【方針-1】浦添を抱く緑の骨格を、本市のランドマークとして保全・再生する

【方針-2】100年後の財産となる在来の森を保全・再生する

- ・ シンボルであるワカリジー（為朝岩）を保全するとともに、地区内での開発は最小限にとどめることにより、緑の両翼地区の地形を守る
- ・ 建造物の配置や高さ、屋根形状等に配慮することにより景観を阻害しないようにするとともに、緑の稜線（スカイライン）を守る
- ・ 緑の両翼への視点場を確保するよう努める
- ・ 地区内の敷地においては、各自が緑化に努めるとともに、協働で維持管理を行う

②水と緑の大循環地区

本市を流れる安謝川、牧港川、小湾川の3河川とその沿川の緑地、およびカーミージーなど海域をつなぐ水と緑のネットワーク地区である。

【方針-1】海岸・河川・湧水・緑地をつなげて、水緑の大循環をつくる

【方針-2】海浜の生き物が豊かな潮の薫る里浜の景観を活かす

- ・ 本市のシンボルであるカーミージーをはじめ、水際や海域の生物と生息環境をできるだけ保全するとともに、地域の財産である自然海浜を活かす
- ・ 港湾区域では、良好な視点場を活用し、楽しめるウォーターフロントとする
- ・ 親水性やせせらぎ等に配慮し、ふれあえる河川環境を回復する
- ・ 地区内の敷地においては、各自が緑化に努めるとともに、協働による維持管理を行う

③歴史文化のよりどころ地区

浦添グスクや伊祖グスク、仲間集落、尚寧王の道等、本市の歴史文化資源で構成される地区である。

【方針-1】市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進する

【方針-2】浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成する

- ・ 浦添グスク、伊祖グスクの修復・復元・整備に努める
- ・ 建造物の高さ、規模形態、素材、色彩等に配慮し、グスク周辺地区の佇まいにふさわしい景観形成に努める
- ・ 沿道における素材やサインなどを工夫し、首里城などを結ぶ歴史の道の連続性に配慮した景観形成に努める
- ・ グスクや伝統集落、歴史の道など歴史文化との交流、ふれあいを促す

④都市を貫く軸線地区

国道58号、国道330号、西海岸道路、浦添西原線、パイプラインなど本市の軸線となる道路の沿線地区である。

【方針-1】南北の個性ある大動脈と、ゲートを感じさせる沿道景観を形成する（国道58号、国道330号、沖縄西海岸道路、西原IC、新たなIC、モノレール駅周辺等）

【方針-2】沿道の生活文化を活かした個性ある通り景観を形成する（パイプライン、浦添西原線、県道153号線、沢峠石嶺線）

- ・ 自然の地形や、都市基盤（トンネル、橋梁、IC等）を景観要素として活用し、ゲート性を演出する
- ・ 幹線沿道建造物は壁面後退部の緑化に努めるとともに、色彩等に配慮し、ゆとりと品格ある沿道景観を形成する
- ・ 安全性や美観に配慮するとともに、乱雑なイメージとならないよう、節度ある広告、サインの定着に努める
- ・ 通りの起伏を活用するとともに、統一感のある街路樹の確保や、ポケットパーク等との一体性を工夫することにより、歩いて楽しい通りの景観形成に努める

（3）類型別景観形成方針

①伝統集落地区

仲間、当山、伊祖、沢峠、前田など伝統的な集落形態を残す地区である。

【方針-1】伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を保全・回復する

【方針-2】伝統的まちなみ景観を保全・回復する

【方針-3】伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復する

- ・ クサティ森の保全と、協働による緑化、維持管理に努める
- ・ 御嶽、樋川、老木、共有広場等の地域資源の保全・回復・維持管理により、伝統集落の空間構成要素を守る
- ・ 屋根形状や素材、緑化等を工夫し、伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める

②住宅市街地地区

安波茶や牧港、港川、仲西、勢理客など住宅地で構成される地区である。

【方針-1】住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修復する

【方針-2】住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成する

【方針-3】住宅市街地のうるおいある通り景観を形成する

- ・ ウガンジュ（拝所）やムラガー（共同井戸）、スージグァー、老木など住宅市街地の地域資源を活かす
- ・ 壁面後退や生垣などにより、宅地内の日だまりとゆとりを確保する
- ・ 車庫、駐車場等については、緑化等により目立たないよう工夫する

③既存区画整理・開発団地地区

浦添南第一、浦添南第二など土地区画整理地区や、浦添ニュータウン、浦西団地など開発団地で構成される地区である。

【方針-1】開発地区の暮らしに密着した地域資源を育成・創造する

【方針-2】開発地区のまとまりあるまちなみ景観を形成する

【方針-3】開発地区内の安全でうるおいある通り景観を形成する

- ・ 特徴ある地形やまとまった緑地等を活かすよう工夫する
- ・ 遊び場、たまり場などコミュニティの核となる空間を確保する
- ・ 建築物の壁面位置や高さ、素材などを整え、まとまりとゆとりあるまちなみ景観を形成する
- ・ 歩車分離や歩車共存などを組み合わせるとともに、電線地中化や壁面後退等により通りと一体となった空間づくりに努める

④商業・業務地区

国道58号沿線や、屋富祖通り、サンパーク通りなど、本市の商業、業務機能が集積する地区である。

【方針-1】企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務地区のまちなみ景観を形成する

【方針-2】広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区の景観を創出する

【方針-3】歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成する

- ・ 沿道建築物の色彩に配慮するとともに、壁面後退部や駐車場の緑化に努め、ゆとりと気品ある沿道景観を形成する
- ・ 安全性や美観に配慮するとともに、乱雑なイメージとならないよう、節度ある広告、サインの定着に努める
- ・ ショーウィンドーやシャッターのデザイン等に工夫し、回遊性や界索性、にぎわいのある歩いて楽しい通りの景観を形成する

⑤工業・流通地区

西洲商業団地や牧港の工場集積地などで構成される地区である。

【方針-1】企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景観を創出する

【方針-2】海や空からの視点にも配慮したウォーターフロントの景観を創出する

【方針-3】 うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成する

- ・ 建造物及び屋外広告物については、周辺景観となじむよう配置や規模、高さ、色彩等に配慮する
- ・ 屋外での物品等の集積・貯蔵は道路からできる限り離したり、見えないように工夫する
- ・ 周辺の環境に適した樹種を選定し、通りと海岸線、基地境界を緑化する

⑥跡地利用・新規開発地区

牧港補給地区跡地や、今後公有水面埋立事業が予定される屋富祖、城間地先の自然海域を含む地区である。

【方針-1】 地区内にある大切な地域資源を見だし、保全・回復・活用する

【方針-2】 周辺の既存まちなみ景観やウォーターフロント景観にも十分配慮した計画を立案し実施する

【方針-3】 当面は、未利用または既利用中の地区境界部を緑化・修景する

- ・ 計画の段階からデザイン、実施、管理に至るまで協働の景観まちづくりを実践する
- ・ 地域の自然、地形、眺望点、緑地、歴史文化資源等土地の記憶を残すよう計画段階から考慮する
- ・ 周辺の環境に適した樹種を選定し、基地境界の緑化に努める

⑦市街化調整区域地区

【方針-1】 地区内の地形と緑地、水辺を保全する

【方針-2】 周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導する

【方針-3】 基地周辺の一部の地区では一体的な利用のあり方を検討する

- ・ 斜面緑地や河川沿いの緑地等の保全・回復に努める
- ・ 農地の風景に調和するよう建造物の配置、規模、色彩等に配慮する
- ・ 墓園や修理工場等、住居用以外の建造物は積極的に緑化を図り、修景に努める

（４）景観地区・重点地区等

①仲間重点地区

仲間重点地区は、浦添のなかの浦添（ドゥームラ）とも称され、浦添グスクをクサティ森として本市行政・文化の中心として発展した経緯があり、浦添市景観まちづくり条例に基づく重点地区として、瓦屋根や石垣などの維持保全、御嶽や拝所の整備などにより良好な景観形成を図る。また、今後は、住民との合意形成を図り、景観地区指定に努める。

②景観地区指定候補地区

浦添市景観まちづくり計画を戦略的に推進していくためには、各自治会のまちづくり活動等の機運や今後の景観変容をもたらす事業等が予定されている地区について、先導的に推進していくことが重要となる。よって、次の地区においては、重点地区や景観地区の指定に向けた検討を行う。

【浦添グスク周辺エリア】 …… 茶山地区、沖縄都市モノレール沿線地区、当山地区

【西海岸及び港川周辺エリア】 … 都市機能用地地区、カーミージー周辺地区、城間港川地区

【シンボルロードエリア】 …… シンボルロード地区

（５）景観重要公共施設*

主要な社会基盤等として地域の風景の中で親しまれているシンボルロードや河川・都市公園・海岸・港湾等について、公共施設管理者と協議し同意を得た上で景観重要公共施設に指定する。

その中で当面整備計画のある浦添西原線及び西海岸道路、臨港道路浦添線については、管理者と協議の上、景観重要公共施設としての指定を目指し、沿道等を含め良好な景観形成に努める。

①浦添西原線

浦添西原線に関しては、本市のシンボルロードとして道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の整備を促進し、一体性のある道路空間を確保するとともに、本市の都市軸としてふさわしい風格のある道路景観や沿道景観の形成に努める。

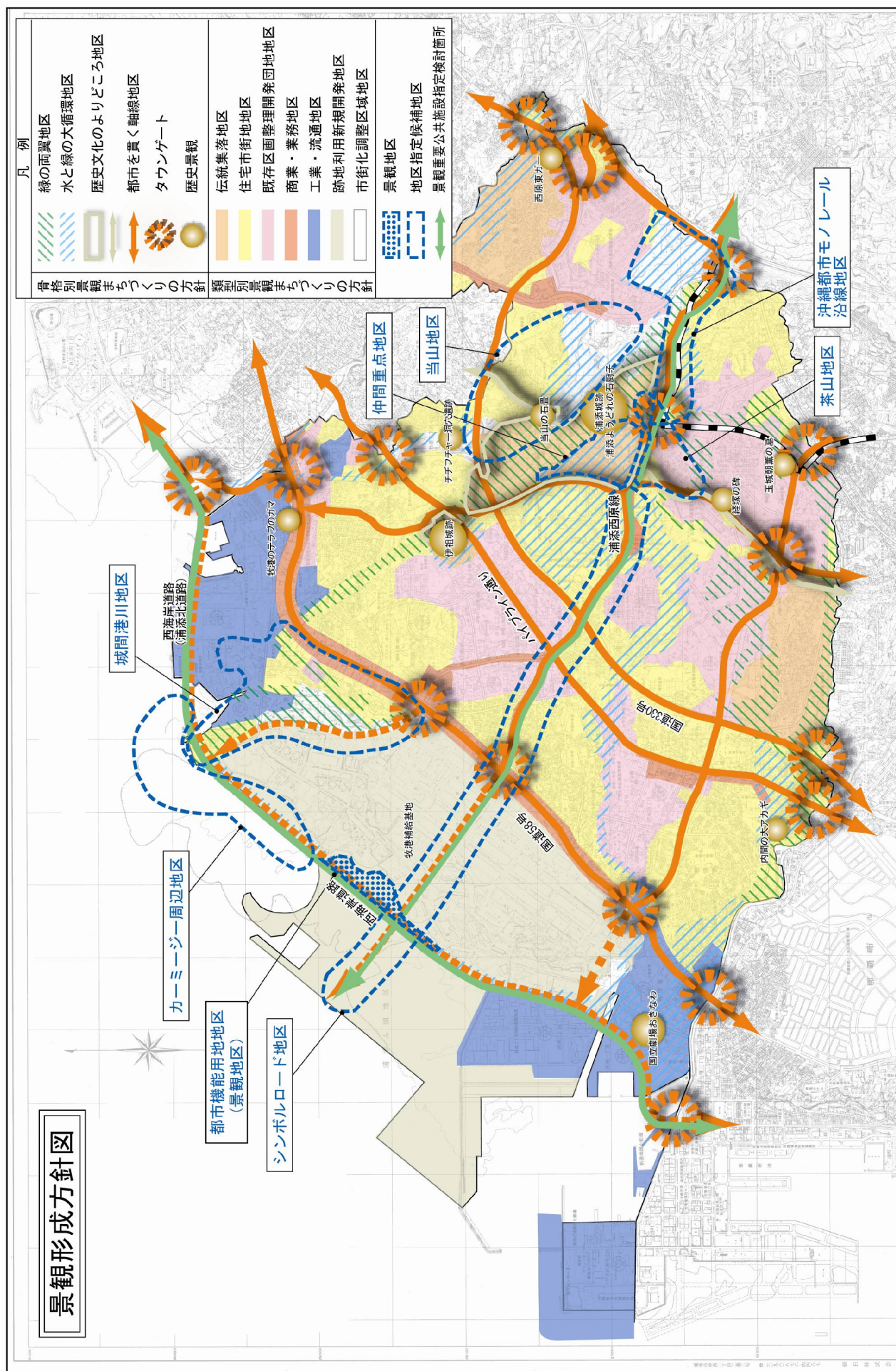
②西海岸道路

西海岸道路に関しては、広域的な主要幹線道路であり本市の骨格的道路網として相応しい道路空間の形成を促進する。特に浦添北道路については、大規模な橋梁部が発生することから海への眺望の確保と周辺海浜景観に配慮した整備に努める。

③臨港道路浦添線

臨港道路浦添線に関しては、本市の幹線道路として相応しい道路整備や無電柱化等の整備を促進するとともに、海への眺望を活かした、潤いを感じさせる道路景観や沿道景観の形成に努める。

* 景観重要公共施設…道路、河川、港湾、都市公園等、地域の景観を構成する主要な要素である公共施設について、景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設として位置付けし、その整備に関する事項や占用等の許可の基準を定め、良好な景観形成を図る制度である。



7. 防災まちづくりに関する方針

浦添市地域防災計画（平成22年9月修正）に基づき、基本方針を設定する。また、防災まちづくりに関しては、平成23年の東日本大震災を経て、国および沖縄県において防災計画の見直しが進められているところであり、これら上位関連計画の動向を踏まえ、適宜方針の見直しを図るものとする。

■基本方針

防災まちづくりとは、「防災」という視点から、物理的環境の整備・計画等のハード面だけでなく、防災知識の普及・啓発活動、災害防止・対応のための行政の体制づくり等のソフト面を充実させ、災害に対して安全な都市空間を実現しようというものである。

都市計画マスタープランにおいては、道路の拡幅整備や、オープンスペースの計画・整備等の市街地整備の面から防災性の向上を目指し、安全で快適な災害に強い街づくりを推進していく。

（１）市街地の防災性の向上

狭隘道路の解消や、民間住宅に関しては、耐震化や不燃化についての助成などにより適切な更新を促進するとともに、防火地域や準防火地域の指定を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、市街地の防災性の向上を図る。

（２）公共施設の耐震化及び不燃化の推進

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等により、耐風、耐震、耐火対策を推進する。特に、体育館等災害時の避難所となる公共施設については、耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行うものとする。

また、戦後整備が進められてきた上下水道などインフラなどについても、老朽化対策等適正な維持管理を図るとともに、耐震化を推進する。

（３）避難場所の確保と防災機能の充実

公立学校や公園、主要な交通結節点等については、避難場所の指定を行うとともに、防災用施設の整備や、案内版の設置などを行う。

また、（仮称）浦西駅周辺においては、前田・西原地区における土地区画整理事業と連携し、災害時の物資や医療提供など災害復旧活動の場となる防災拠点の形成を図る。

（４）避難経路の確保

道路拡幅等により、災害時における避難経路の確保を図るとともに、緊急車両、救急車両の通行を確保する緊急輸送道路ネットワークを形成する。

（５）津波・高潮対策

西海岸一帯については、津波避難ビル*の指定や整備を図るとともに、西海岸開発等の進捗をみながら、津波など災害発生時の防災や減災*のあり方について検討を行う。

（６）土砂災害等への対策

斜面緑地等については、地域制緑地*の指定等により保全を図るとともに、沖縄県との連携により地すべり防止・土砂災害等への対策事業を促進する。また、危険区域や周辺における開発行為等については、安全面等の情報提供を行う。

（７）災害に備える体制づくり

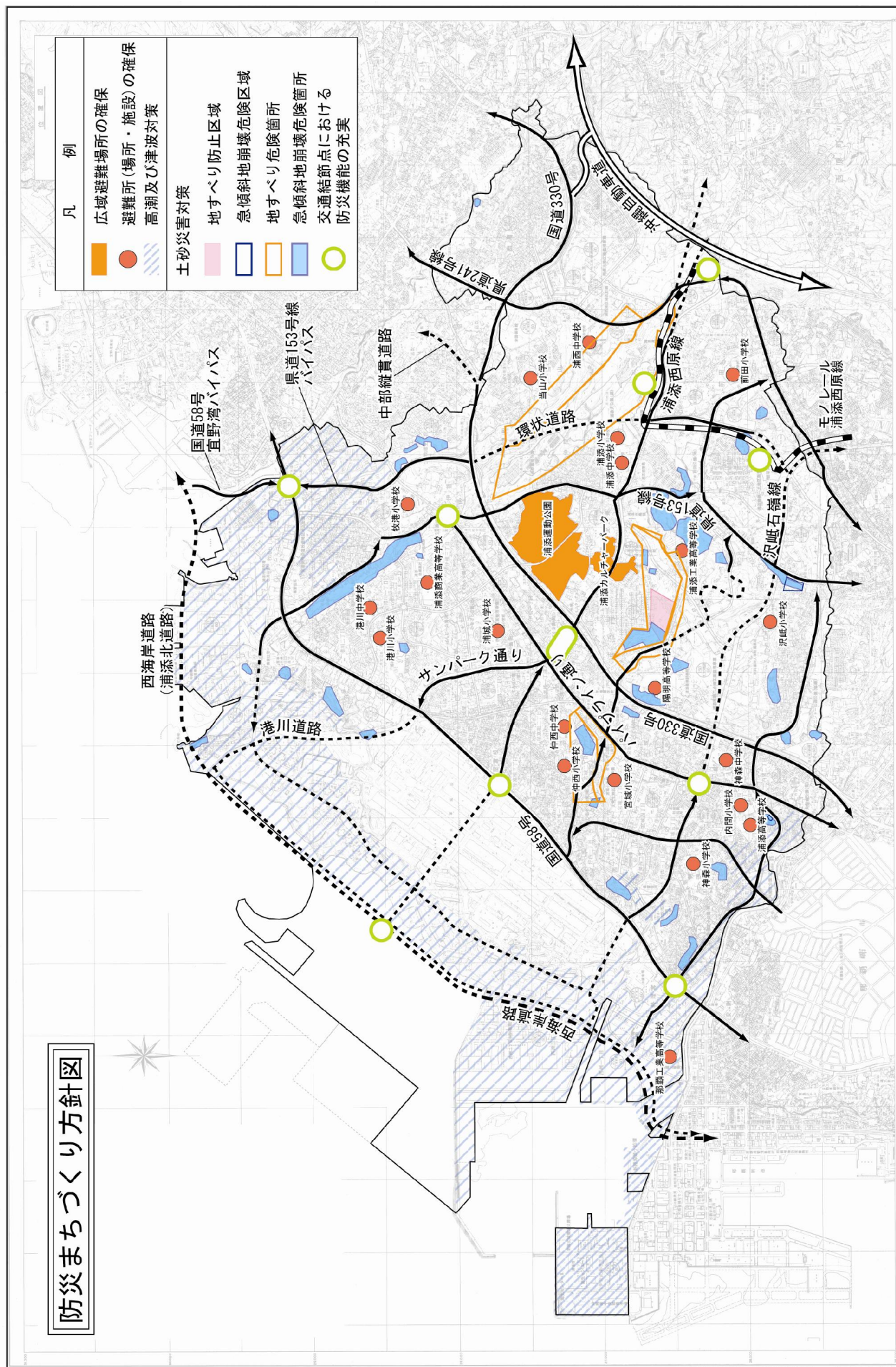
災害に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域コミュニティによる防災訓練を支援するなど、災害時の避難体制や連絡体制の確立を図る。

*津波避難ビル…住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を利用するもの。

*減災…災害に対する備えとして、「被害を出さない」ことを目指すのではなく、「災害による被害をできるだけ小さいものとどめる」ことを目指す考え方。また、そのための一連の取り組み。地震や津波などの自然災害は避けることが難しく、被害をゼロに抑えることも非常に困難であるが、被害を少しでも減らすことは可能であり、今からでも取り組みことができる、という発想に基づいている。

*地域制緑地…緑地には、都市公園等に該当する営造物である緑地を意味する狭義の緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面等のオープンスペースまで含める広義の緑地がある。広義の緑地のうち、風致地区、生産緑地地区など一定の地域を指定して定められるものを地域制緑地という。

凡例	
	広域避難場所の確保
	避難所（場所・施設）の確保
	高潮及び津波対策
	土砂災害対策
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり危険箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所
	交通結節点における 防災機能の充実



8. 福祉のまちづくりに関する方針

■基本方針

全ての人が自分らしく地域の中で暮らしていくことは、当然の人権である。このノーマライゼーションの理念は、生活環境づくりにおいて非常に重要であり、まちづくりにおいても当然反映すべき理念である。

我が国の福祉のまちづくりは、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が施行（平成15年に改正）されたのをはじめとして、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行され、本県においても平成10年「沖縄県福祉のまちづくり条例」が施行された。

本市では第4次浦添市総合計画の目標像のひとつである「ともに支えあう健康福祉都市」の実現に向けて、子供、高齢者、障がい者を含め、誰もが安心して不自由なく社会参加できるなど環境づくりが求められる。都市計画分野においては、全ての人々が利用しやすい施設の整備、誰もが自由に利用できる公共交通網の整備、少子高齢化に対応した住環境の確保、コミュニティの形成などを推進していく。

（１）公共公益施設におけるバリアフリー*化促進

不特定多数の人々が利用する公共施設及び公共性の高い施設は、建築物のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン*の導入を促進する。

（２）安心で快適な歩行者空間の確保

歩道の拡幅やバリアフリー化、緑陰の整備などを推進するとともに、各施設へのアプローチ等を考慮しながら、安心で快適な質の高い歩行者空間の確保を図る。

（３）誰もが移動しやすい交通環境の確保

既存のバス網の充実やコミュニティバスの導入検討、新たに整備される沖縄都市モノレールを中心としたネットワークの確立など、誰もが自由に利用できる交通環境を確立する。

（４）少子高齢化に対応した住環境の確保

高齢者対応住宅や、子育て世帯に適した住宅の確保を図るとともに、福祉部門等と連携し、保育所等の新規整備や老朽施設の改修、子育て支援の充実を図り、地域コミュニティで見守り、支えあう仕組みづくりを行う。

* バリアフリー…障害をなくすことを表し、高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に関わる障害等を取り除いていくこと

* ユニバーサルデザイン…障がいのある人や高齢者のために特別の対策を行うのではなく、まちづくりやもののづくりの最初の段階から「誰にでも使いやすい」ように計画・設計すること。

（５）地域コミュニティの再構築

都市計画分野においては、地域活動の場の整備や、地域の特色ある景観まちづくりの推進を通して、地域に対する愛着や誇りを醸成することにより、近年希薄になりつつある地域コミュニティの再構築を図る。

（６）福祉施設の充実と利活用促進

既存の福祉施設については、相談窓口や情報提供機能、レクリエーション機能が確保されており、施設の利活用促進を図るとともに、今後の高齢化の進行などに伴う社会情勢の変化に応じて適正な配置や整備を行う。

9. その他のまちづくりに関する方針

（１）公営住宅の長寿命化の促進

本市の３市営住宅については、今後の人口動向を踏まえ、高齢者や障がい者、生活困窮者などへのセーフティネットとしての機能充実に図るとともに、適正な維持管理により施設の長寿命化を促進する。また、今後の住宅需要や耐震性能等を勘案しながら、必要に応じて適正な更新を図る。

（２）墓地の規制・誘導と公営墓地の整備検討

浦添市は大半が市街地化されており、無秩序な墓地の立地は住環境を阻害し、今後の都市計画に支障をきたす恐れがある。墓地の乱立を防ぎ住環境の保全及び都市計画の推進を図るため、墓地の規制・誘導を行う必要がある。

よって、浦添市墓地基本計画に基づき、土地区画整理地区や浦添グスク周辺などに個人墓地の立地規制を図る個人墓地禁止区域の設定を行う。将来的には個人墓地禁止区域の拡大を図るため、市民の墓地需要に対応した公営墓地の整備について検討する。

（３）循環型社会の構築

本市は、平成4年度の資源ごみ回収、平成7年度のごみ処理の有料化、平成11年のリサイクルプラザの稼働などにより、ごみの減量化・資源化に努めている。市民生活や企業等の社会経済活動における3R運動を徹底するなど、循環型社会の構築を目指す。

（４）生活関連施設の充実

本市は、蔵書の充実した図書館や魅力ある展示物を揃えた美術館、浦添・伊祖の城跡公園等の歴史・文化施設、スポーツ・レクリエーション施設が充実した浦添運動公園等の都市施設の他に浦添総合病院や牧港中央病院、各福祉センター等の医療・福祉施設が充実しつつある都市である。

市民が日常生活をより豊かに安全に快適に過ごせるよう、これら生活関連施設の一層の充実を図るとともに、協働のまちづくりの実現に向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。

また、地域における防犯灯や、道路照明等については、必要に応じて整備を図るものとする。

（５）地域資源の適正な維持管理と利活用促進

近年、地域の愛着や誇りの醸成の観点から、地域の資源を活かした個性あるまちづくりは重要であり、地域住民によって大切に守られてきた拝所や地域ゆかりの場所などについては、景観まちづくりや文化財など関係部局と連携を図り、必要に応じて情報版や案内版の整備を行う。

第Ⅳ章 まちづくり地域別方針

1. 地域区分について

(1) 基本的な考え方

「第Ⅲ章 まちづくり部門別方針」では、浦添市全域を一つの整備単位とし、市全体の将来都市像や街づくりの方向性を明らかにした。

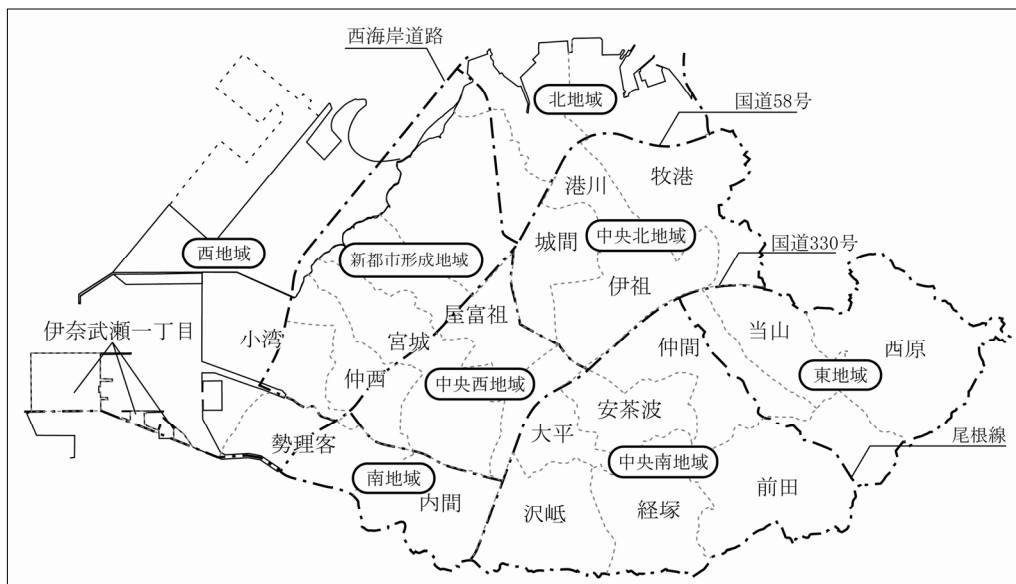
「第Ⅳ章 まちづくり地域別方針」では、都市全体を幾つかの地域に区分し、地域毎に第Ⅲ章まちづくり部門別方針の具体化・詳細化を図りながら、地域住民の意向、地域の現況・課題及び特性等をふまえた基本方針を定めることにより、「住民参加型の街づくり」の実現を目指すものとする。

(2) 地域区分

地域区分を行うにあたっては、「地域特性を活かした街づくり」「まちづくり部門別方針の具体化・詳細化」「住民参加の街づくり」の3点に留意し、最小コミュニティとなる自治会（40自治会）ならびに地域の生活圏となる近隣住区（小学校区、11地区）を地域区分の基本単位とした。また、主要な河川、尾根線及び広幅員道路等の地形・地物を考慮して、都市計画マスタープランにおける地域を以下の8つに設定した。

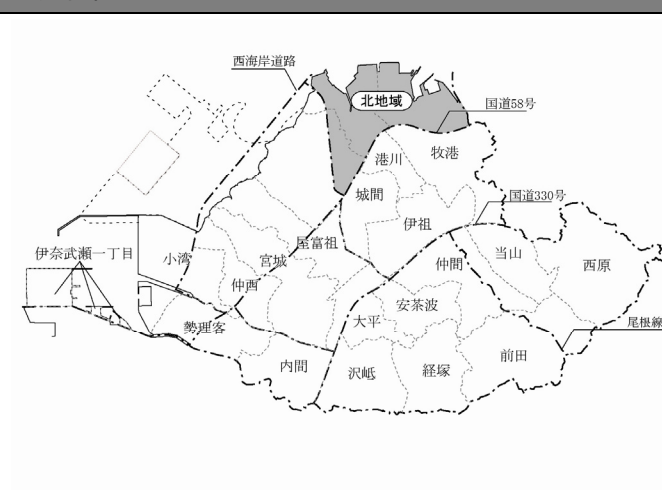
- 1) 北 地 域： 国道58号以北かつ牧港補給地区以東の産業地域
- 2) 中 央 北 地 域： 国道58号、国道330号及び城間大通りに囲まれた地域
- 3) 東 地 域： 国道330号以南かつ浦添大公園以東の地域
- 4) 中 央 南 地 域： 国道330号以南の行政等の公共・公益施設が集約する地域
- 5) 中 央 西 地 域： 国道58号、330号、城間大通り、神森線に囲まれた旧市街地
- 6) 南 地 域： 国道58号、330号、安謝川に囲まれた旧市街地
- 7) 西 地 域： 国道58号以西の勢理客地区および西海岸道路以西の公有水面埋立地区
- 8) 新都市形成地域： 牧港補給地区全体及び西海岸道路以東の公有水面埋め立て地区

■地域区分図



北地域まちづくり方針

1) 位置図



地域区分：国道 58 号以北かつ牧港補給地区以東の産業地域

地域を構成する大字：港川、牧港、城間

2) 概要

◆人 口 2,878 人 （市人口の 2.7%）

◆世帯数 957 世帯 （市世帯数の 2.5%）

※人口、世帯数は H17 国勢調査結果

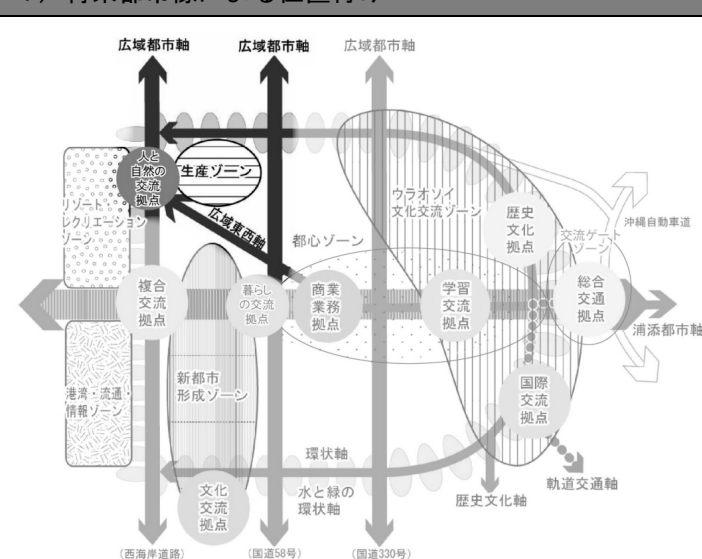
◆土地利用

- ・ 臨海部の大半が工業系の土地利用となっている。
- ・ 住居系は、国道 58 号北側の地区と、空寿崎周辺に見られる。
- ・ 国道 58 号沿線に、広域的な商業機能が集積する。
- ・ 米軍施設に隣接する地域には、まとまった緑地やシリンカーが見られる。

3) 将来市街地目標

〔豊かな海・川を活かし、産業と暮らしが調和したまち〕

4) 将来都市像による位置付け



工業の集積と、新たな海洋性機能を持つこの地域を、生産ゾーンとして位置づけ、工業と水産業の調和のある発展を図る地域として位置づけられている。

5) 地域の特性

本地域は沖縄の背骨ともいえる国道 58 号と海に囲まれており、海岸部においては、西海岸道路の整備が進められる一方で、カーミーゼーをはじめとした豊かな海浜環境や、シリンカーとその周辺緑地など、自然が多く残る地域である。

海岸沿いには、電力会社等をはじめとする産業が集積し、特に沿岸域では牧港漁港や養殖場等の水産業が立地している。また空寿崎周辺には、米軍住宅のなごりであるサンハイツ地区や崎原地区があり、シリンカー沿いの緑豊かな低層住宅地等、良好な住宅地も見られる。

北地域まちづくり方針

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・ 国道 58 号沿線においては、良好な商業・業務地の形成が求められる。
- ・ 工業地と住宅地が調和した土地利用が求められる。
- ・ サンハイツ、崎原地区における良好な住環境の形成が求められる。
- ・ 地域に残る自然環境の保全や景観形成を含め、西海岸道路整備や牧港補給地区跡地利用計画と連携した土地利用が求められる

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 工業地は隣接する住環境に配慮してほしい
- ・ 観光振興の点からも沿岸部を活かした土地利用が必要
- ・ 牧港補給地区と連携した利用

(2) 道路交通に関する課題

- ・ 西海岸道路、浦添西原線、牧港線などの整備促進が求められる。
- ・ 導入が検討されている基幹バスを含めて、利便性の高い公共交通網の確立が求められる。
- ・ 歩道の確保や街路樹の維持管理など、安心して快適に利用できる歩行者空間の形成が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 港川などはバス交通が不便である
- ・ 歩道がない、もしくは狭い箇所が多い（通学路も含めて）
- ・ 朝の交通混雑を解消してほしい

(3) 下水道・河川に関する課題

- ・ 下水道未整備区域となっている港川等については、整備推進が求められる。
- ・ 牧港川、カーミージーの親水性の向上が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 港川など下水道の未整備地域がある

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

- ・ 多様な生物が生息するシリンカーは周辺緑地を含めて保全を図るとともに、親水性の向上や環境学習などへの活用が求められる。
- ・ 空寿崎やカーミージー及び西海岸など貴重な自然環境の保全が求められる。
- ・ 市民に身近な公園の整備が求められる。
- ・ 海岸部を活用した市民の憩いの場の形成が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

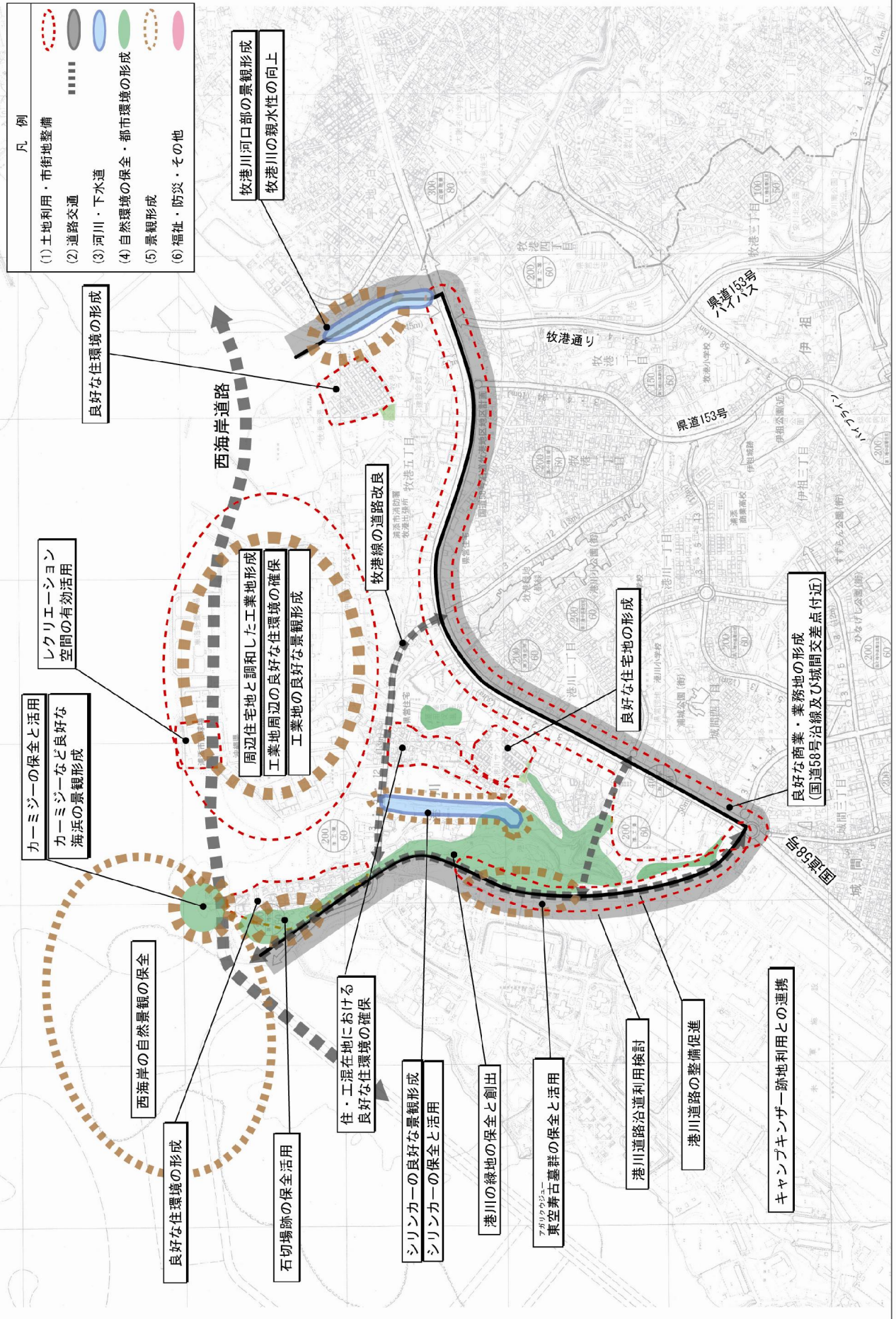
- ・ 身近な公園が不足している
- ・ カーミージー、シリンカーなど豊かな自然が残っている
- ・ 海岸部を利用した公園などがほしい

(5) 景観形成に関する課題

- ・ 空寿崎やカーミージーなど自然環境の保全と良好な景観形成が求められる。
- ・ 石切場跡については保全が求められる。
- ・ 牧港川河口部の良好な景観形成が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 自然環境を活かした景観形成が必要
- ・ 新たに整備される道路は沿道景観が重要である
- ・ 石切り場跡や拝所、ウタキの保全と活用



北地域まちづくり方針

8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①商業地

- ・ 国道 58 号沿線は、広域的な商業・業務地として位置づけ、大規模小売業等を中心とした施設立地を図り、快適で機能的な商業・業務地区を形成する。
- ・ 城間交差点付近の商業地については、適正な市街地の更新を図ることにより、魅力的な商業地を形成する。

②工業地

- ・ 港川、牧港においては、火力発電所や各種工場、養殖場などが集積しており、隣接する住宅地に配慮し、沿道緑化や敷地内緑化等を促進する。

③住宅地

- ・ 港川サンハイツ、崎原地区などの低層住宅地においては、今後の建て替え等における適正な誘導を図り、ゆとりある住環境の創出を促進する。また、隣接するシリンカーや緑地を保全・活用し、住環境の向上を図る。

④市街化調整区域

- ・ 現在市街化調整区域となっている港川の緑地帯については、引き続き保全を図るとともに、港川道路沿線については、沿道サービス地区として土地利用を検討する。

(2) 道路交通に関する方針

①中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

①-1 地域高規格道路

- ・ 西海岸道路については、カーミージーや空寿崎など貴重な自然や良好な景観との調和に配慮しつつ整備を促進する。

①-2 主要幹線道路

- ・ 国道 58 号と西海岸道路を結ぶ港川道路については、周辺の緑地等の自然環境との調和に配慮しつつ整備を促進する。

②浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

②-1 幹線道路

- ・ 牧港線の整備を推進する。

②-2 補助幹線道路

- ・ (仮) 上野線の整備を検討する。

③安心安全に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

- ・ 歩行者ネットワークとして緑道の整備を検討し、地域住民の利便性や回遊性の向上を図る。
- ・ 歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備を促進し、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる歩行者空間の確保を図る。

④公共交通

- ・ 誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、既存バスや、コミュニティバスの充実、国道 58 号における基幹バスシステム等の導入などを促進する。
- ・ 長期的には、国道 58 号等における鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを促進する。

⑤交通結節点

- ・ 公共交通を含めて、自動車や自転車、歩行者の乗り継ぎを促進する交通結節点の形成を図る。

(3)下水道・河川に関する方針

- ・ 港川地区における下水道未整備区域の整備を推進する。
- ・ 牧港川及びシリンカーの公共下水道整備による水質浄化を推進する。
- ・ シリンカーの浸水対策として河川改修等の整備を図る。
- ・ 牧港川、シリンカーについては、安全性を十分確保した上で、親水空間の確保を検討する。

(4)自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

- ・ 貴重な文化財や歴史文化資源が分布し、多様な生物が生息するシリンカーについては、周辺の斜面緑地を保全するとともに、自然体験や、環境学習の場として活用する。
- ・ 空寿崎周辺の緑地とカーミージーなど海浜環境を一体的に保全するとともに、市民が憩えるレクリエーション空間等の整備を検討する。
- ・ 市民に身近な公園が不足している地区については、公園整備を検討する。
- ・ 栗石等の石切場跡については、現位置や換地を含めて保全のあり方を検討し、記憶の継承を図る。
- ・ 港川一帯の緑地については、保全を図る。

(5)景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】 緑の両翼地区、水と緑の大循環地区、都市を貫く軸線地区に属す

【類型別方針】 住宅市街地地区、商業・業務地区、工業・流通地区、市街化調整区域地区に属す

- ・ カーミージー周辺地区については、カーミージーや空寿崎の豊かな海浜環境を活かした良好な景観形成を図るとともに、景観地区等の指定に向けた検討を行う。
- ・ 城間港川地区については、シリンカーおよび周辺緑地一帯の保全と、良好な景観形成を図るとともに、景観地区指定に向けた検討を行う。
- ・ 国道 58 号沿線の商業・業務地については、壁面後退や緑陰の確保等により、快適でゆとりある歩行者空間と魅力ある商業景観を形成する。
- ・ 工業地においては、隣接する住宅地への圧迫感を低減するよう建築物の配置や規模、大きさ、色彩等に配慮するとともに、敷地内緑化等を促進する。

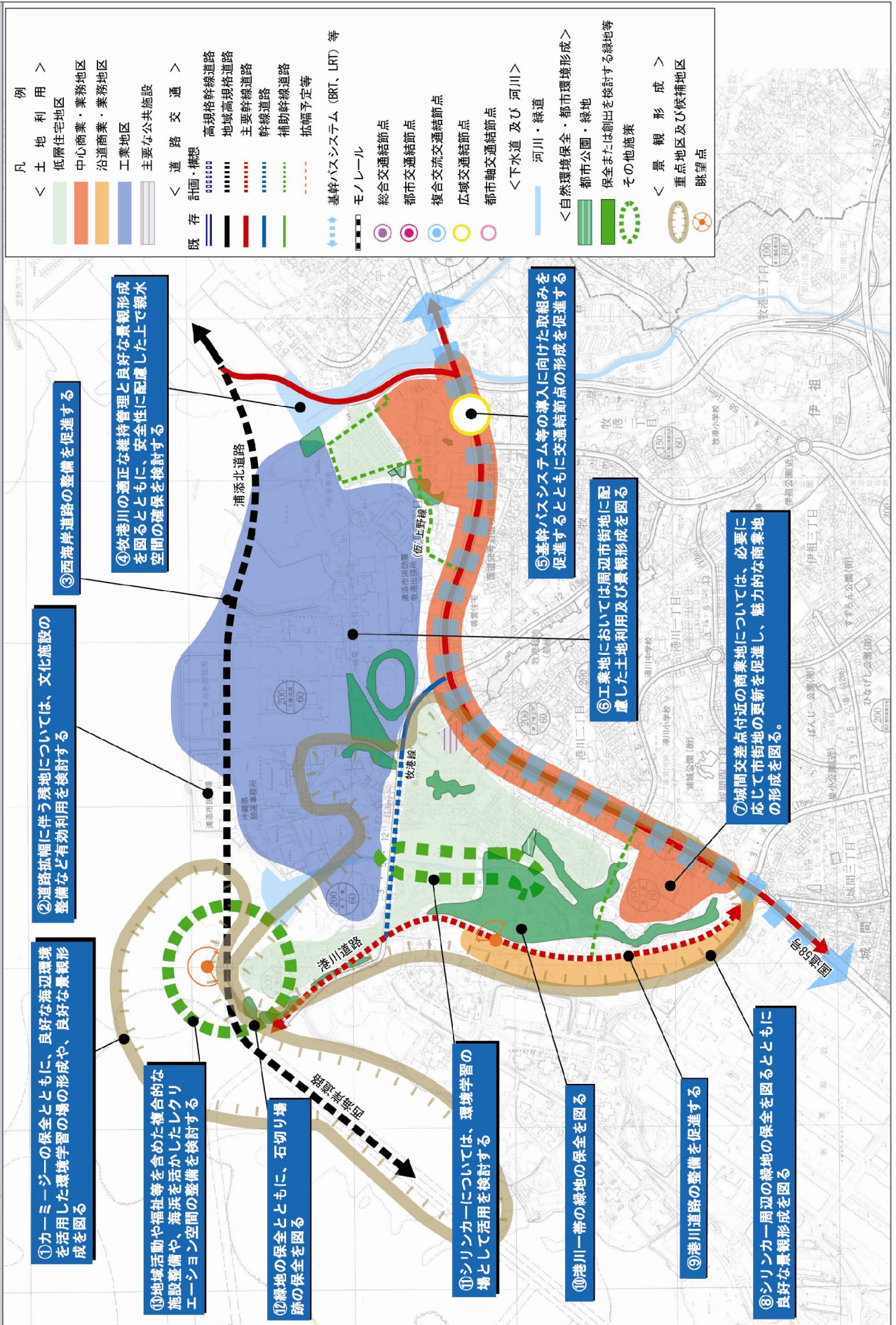
(6)防災まちづくりに関する方針

- ・ 西海岸一帯については、津波避難ビルの指定や整備を図るとともに、西海岸開発の進捗を見ながら、津波など災害発生時の防災、減災のあり方について検討を行う。

(7)その他まちづくりに関する方針

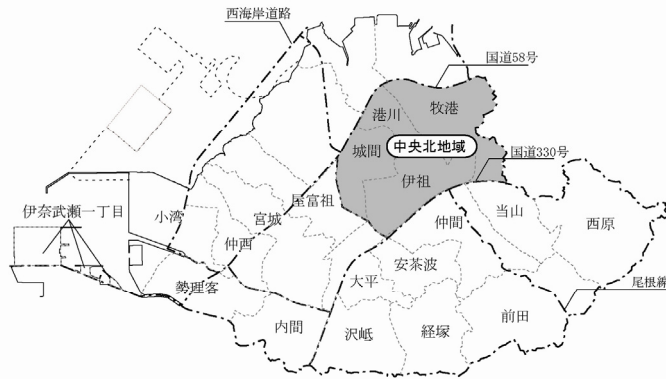
- ・ 地域に残る拝所やゆかりの場所など歴史文化資源等については、景観形成や文化財担当など関係部局と連携し、適正な維持管理を図るとともに、必要に応じて案内表示や情報版の設置などの検討を行う。
- ・ 協働のまちづくりに向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。また、地域における防犯灯や道路照明等について、必要に応じて整備を図るものとする。

北地域・方針図



中央北地域まちづくり方針

1) 位置図



地域区分：国道 58 号、国道 330 号及び城間大通りに囲まれた地域

地域を構成する大字：伊祖、牧港、港川、城間、仲間、当山

2) 概要

◆人 口 27,509 人 （市人口の 25.9%）

◆世帯数 9,987 世帯 （市世帯数の 26.1%）

※人口、世帯数は H17 国勢調査結果

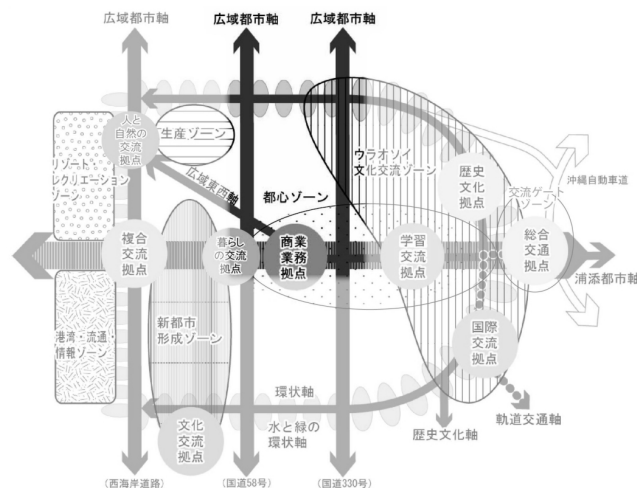
◆土地利用

- ・ 国道 58 号、パイプライン通り及びサンパーク通り沿いに商業系の土地利用が見られる。
- ・ 伊祖公園一帯や牧港川沿いに緑地が見られる。
- ・ その他は住居系であるが、一部に比較的規模の大きな工場が混在している。

3) 将来市街地目標

「誰もが暮らしやすい便利で安心なまち」

4) 将来都市像による位置付け



浦添市の都心ゾーンの一翼を担う商業・業務地の形成を図る地域として位置づけている。

5) 地域の特徴

本地域は沖縄の大動脈である国道 58 号及び国道 330 号に挟まれ、伊祖の旧集落や牧港の旧市街地、伊祖・浅野浦の新市街地で構成される。地域内を通るサンパーク通りは浦添の新たな商業地としての集積が高まりつつあり、将来都市像では商業核に位置づけされている。

また、伊祖城跡や古墓群、貝塚等多数の歴史、文化財を有し、ウラオソイ廻廊プランでは伊祖城跡を中心とした歴史的空間の形成を図る地域として位置づけされている。

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・ 国道 58 号沿線やパイプライン通り、サンパーク通りなどにおける賑わいのある商業地の形成が求められる。
- ・ 土地区画整理区域においては良好な住環境の形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 国道 58 号沿線において大規模商業施設が立地している一方で、サンパーク通りなど既存の商店街もある

(2) 道路交通に関する課題

- ・ パイプライン通りの拡幅整備の促進が求められる。
- ・ 歩道確保や街路樹の維持管理など、安心して快適に利用できる歩行者空間の形成が求められる。
- ・ 牧港川沿いにおける自転車道やウォーキングコースの整備検討が求められる。
- ・ コミュニティバスや既存のバス網を含め、公共交通の利便性の向上が求められる。
- ・ 浦添西原線におけるシンボルロードの形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 歩道がない、もしくは狭い箇所が多い
- ・ 公共交通の不便な地域がある
- ・ 自転車道やウォーキングコースなどがほしい
- ・ パイプラインの整備

(3) 下水道・河川に関する課題

- ・ 牧港川の水質浄化や親水性の向上が求められる。
- ・ 河川沿いにおけるウォーキングコースや親水空間の整備検討が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 牧港川をきれいにして、イベントなどで活用したい
- ・ 大雨時の排水が悪い

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

- ・ 市民に身近な公園の整備が求められる。
- ・ 牧港川周辺の良好な緑地の保全が求められる。
- ・ 伊祖城跡の歴史文化資源を活かした空間整備が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 身近な公園が不足している
- ・ 伊祖公園に桜を植樹するなど、地域独自の取り組みをしたい
- ・ 牧港川沿いにはイッペイなどが自生している場所がある

(5) 景観形成に関する課題

- ・ 緑ヶ丘ロータリーなど地域による景観形成活動を支援することが求められる。
- ・ チヂフチャーなど歴史文化資源を活用したまちづくりが求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 緑ヶ丘ロータリーの緑化活動など地域の取り組みが盛んである
- ・ チヂフチャーを活用したい

中央北地域・課題図

凡 例

- (1) 土地利用・市街地整備
- (2) 道路交通
- (3) 河川・下水道
- (4) 自然環境の保全・都市環境の形成
- (5) 景観形成
- (6) 福祉・防災・その他

課題図の主な内容:

- 良好な商業・業務地区の形成 (国道58号沿道)
- 良好な緑地の保全 (牧港緑地)
- 港川伊祖線における安全な歩行空間の確保
- 良好な住環境の保全 (緑ヶ丘ロータリー沿道の良好な景観の形成)
- 道路整備を中心とした住環境の整備
- 地域型商業・業務地区の形成
- 良好な住環境の創出 (区画整理区域内)
- ハイブリッド通り沿道の良好な地域商業の形成
- ・シンボルロードとしてカルチャー発信プランに基づく整備
- 道路整備を中心とした住環境の整備
- 良好な住環境の創出 (区画整理区域内)
- 良好な住環境の保全 (狭小道路の解消を中心とした住環境整備)
- 良好な緑地の保全 (牧港川及び緑地帯の保全・活用及び親水化)
- 道路整備を中心とした住環境の整備
- 住・商・工の混在した市街地であり住環境に配慮した周辺整備
- 良好な住環境の保全・育成
- ハイブリッド通りの整備事業促進
- チヂフチャラーの保全・活用
- 伊祖城跡を中心とした歴史的空間整備
- 伊祖公園の活用促進
- 良好な旧集落環境の保全及び創出 (伊祖集落)
- 沿道の有効利用 周辺環境への配慮

8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①商業地

- ・ サンパーク通りは、屋富祖通り等と一体となった集客力のある広域的商業・業務地として位置づけ、緑陰やポケットパークなどの確保により快適な歩行空間を整備し、来街者のみならず地域住民が楽しめる商業・業務地の形成を図る。
- ・ 国道 58 号沿線は、広域商業・業務地として位置づけ、小売業等を中心とした施設立地を図り快適で機能的な商業・業務地区を形成する。
- ・ パイプライン通り沿線は、日用雑貨及び飲食店、娯楽施設等が立地し、本市住民に身近な商業地として、後背地の住宅地に配慮しつつ利便性の高い商業地の形成を図る。

②住宅地

- ・ 牧港 1 丁目地域、牧港 4 丁目地域は、住・商・工の用途混在や、基盤未整備による土地の低利用等の問題を抱える地域であり、用途の純化を図るとともに、周辺市街地と調和する土地利用を検討し、地区計画等の導入によりゆとりある土地利用を促進する。
- ・ 伊祖集落周辺は、良好な低層住宅地として位置づけ、坪所、樋川、ヒンブン等の復元を行い旧集落の保全・再生を図る。
- ・ 城間・港川・牧港の基盤未整備地区は、生活道路の整備など、住環境の改善を図る。
- ・ 土地区画整理事業が行われた地区においては、地区計画等を導入することにより、壁面後退や敷地内緑化推進等を促進し、良好な住環境の形成を図る。また、良好な住宅開発団地においては、住環境の保全に努める。
- ・ 地域内に点在する外人住宅地については、小規模店舗と住宅地等が調和した、特色ある住宅地の形成を促進する。

(2) 道路交通に関する方針

①中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路の整備

- ・ 国道 330 号牧港付近から宜野湾市へ延伸する中部縦貫線の整備を促進する。
- ・ サンパーク通り、浦添西原線の整備を促進する。

②浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

○補助幹線道路の整備

- ・ パイプライン通りの拡幅整備を促進する。
- ・ 港川伊祖線の拡幅整備を促進する。

③安心安全に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備を促進し、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・ 河川沿いの散策路や自転車道の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの充実を検討する。

④公共交通

- ・ 誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、既存バスや、コミュニティバスの充実、国

道 58 号における基幹バスシステム等の導入などを促進する。

- ・ 長期的には、国道 58 号等における鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを促進する。

⑥交通結節点

- ・ 上記、公共交通を含めて、自動車や自転車、歩行者の乗り継ぎを促進する交通結節点の形成を図る。

(3) 河川・下水道に関する方針

- ・ 牧港川は、公共下水道施設の整備を推進し、水質浄化を図る。
- ・ 安全性を十分確保した上で、親水性の確保について検討を行うとともに、牧港川沿いにおけるウォーキングコースや遊歩道の整備に向けた検討を行う。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

- ・ 公園については、既存の公園の適正な維持管理を図るとともに、地域住民との合意形成を図った上で、適正な配置を検討する。
- ・ 伊祖公園へのアクセス道路の整備を促進する。
- ・ 緑の両翼軸の形成に向けて、歴史文化資源を含む伊祖公園と連続する斜面緑地、牧港川沿いの斜面緑地の保全を図る。
- ・ 市街地に潤いをもたらす小規模な斜面緑地を保全・活用を図る。
- ・ 主要な公共施設の緑化を促進すると共に、河川沿いの緑道や街路樹等を「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づきネットワーク化を図る。緑ヶ丘ロータリーにおける緑化など、地域活動を支援するとともに、街路樹を含めて地域に親しまれる沿道景観形成を図る。

(5) 景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】 緑の両翼地区、水と緑の大循環地区、歴史文化のよりどころ地区、都市を貫く軸線地区に属す

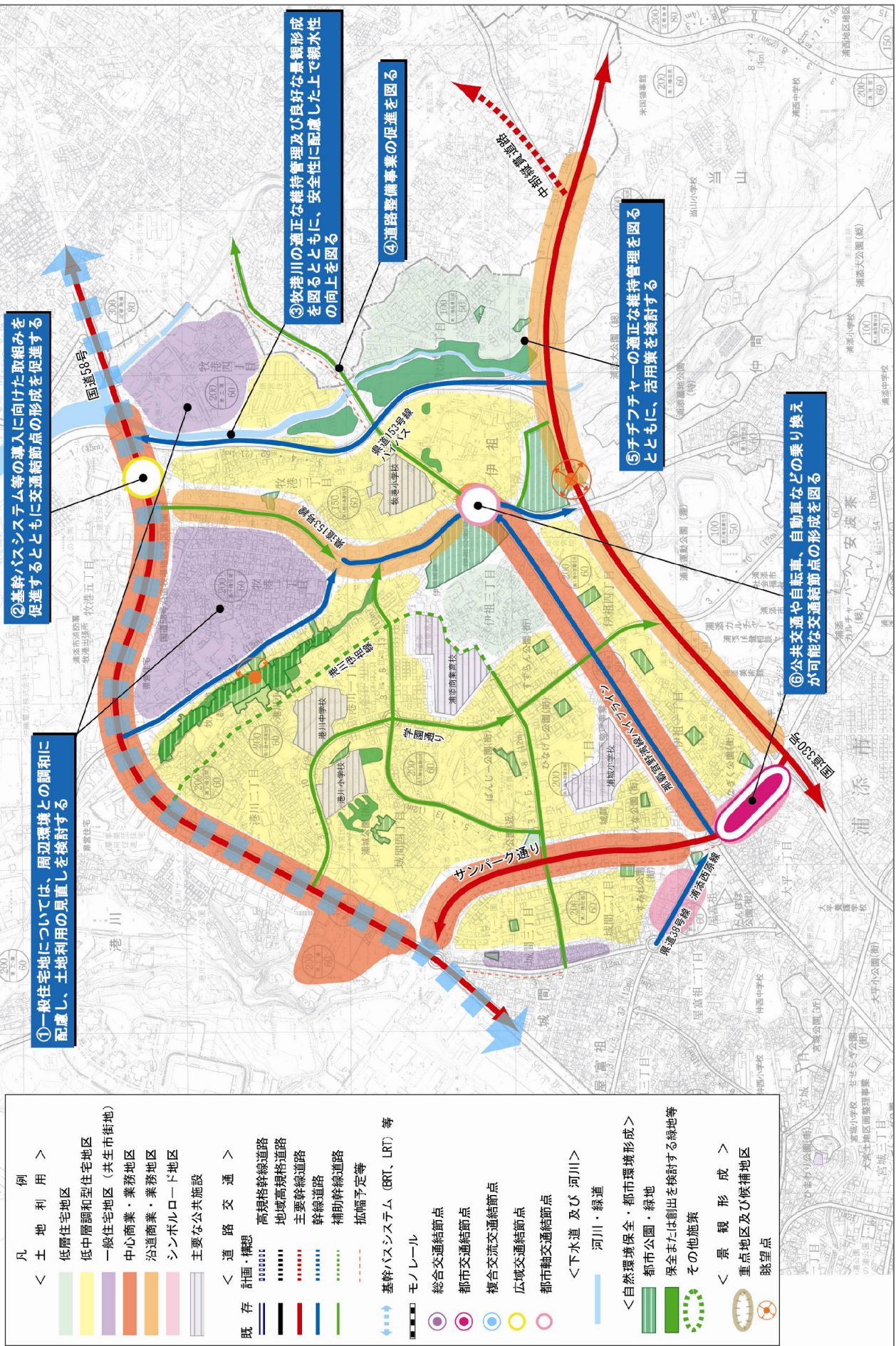
【類型別方針】 住宅市街地地区、既存区画整理・開発団地地区、商業・業務地区、工業・流通地区、市街化調整区域地区に属す

- ・ 国道 58 号沿線及び県道 153 号線パイプライン通り・サンパーク通りについては、建物の壁面後退や緑陰の確保、屋外広告物の適正な規制誘導等により快適で統一性のある商業・業務地区を形成する。
- ・ 伝統的な集落地区については、クサティ森である背後の斜面林とあわせて石垣や屋敷林を残し、集落景観の保全を促進する。

(6) その他まちづくりに関する方針

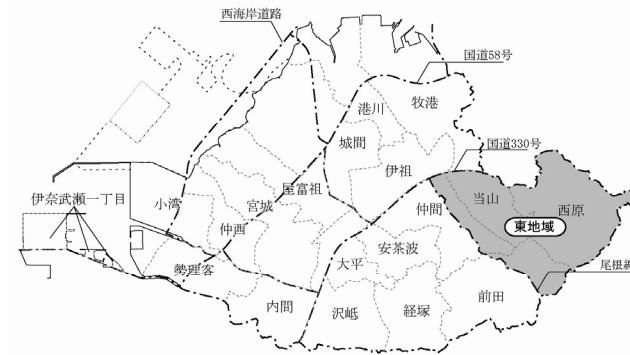
- ・ 地域に残る拝所やゆかりの場所など歴史文化資源等については、景観形成や文化財担当など関係部局と連携し、適正な維持管理を図るとともに、必要に応じて案内表示や情報版の設置などの検討を行う。
- ・ 協働のまちづくりに向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。また、地域における防犯灯や道路照明等について、必要に応じて整備を図るものとする。

中央北地域・方針図



東地域まちづくり方針

1) 位置図



地域区分：国道 330 号以南かつ浦添大公園以東の地域

地域を構成する大字：西原、当山、前田、仲間、伊祖

2) 概要

◆人 口 12,912 人 (市人口の 12.2%)

◆世帯数 4,622 世帯 (市世帯数の 12.1%)

※人口、世帯数は H17 国勢調査結果

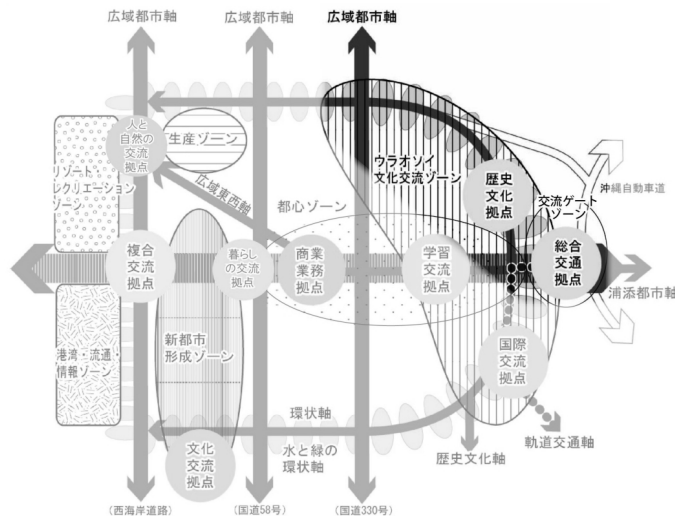
◆土地利用

- ・ 県道 241 号線沿線で商業・業務施設の立地が見られる。
- ・ また大規模な斜面緑地が浦添大公園、浦添墓地公園等の公園として残されている。
- ・ 牧港川の上流には一部農地が残っている。

3) 将来市街地目標

[歴史が薫り、コミュニティが息づくやさしいまち]

4) 将来都市像による位置付け



浦添大公園を、都市住民の身近な憩いの場として形成していく他、沖縄自動車道 I.C. に接し、今後予定される沖縄都市モノレール延長による沖縄全体へのアクセスの良さをいかした、新たな機能立地を展開する地域として位置づけている。

5) 地域の特性

本地域は、浦添大公園以北に位置し、西原、当山などの旧集落、区画整理事業による市街地によって形成されている。

沖縄自動車道の西原 I.C. が立地し、広域交通の玄関口としてのポテンシャルを有している。また今後新たな交通機能の導入として、沖縄都市モノレールの整備が行われ、駅周辺整備について検討がなされている。浦添大公園は、親水性の高い河川整備も進められているなど水と緑に親しみやすい空間が形成され、住民の憩いの場となっている。

東地域まちづくり方針

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・ (仮称) 浦西駅周辺では、モノレール駅や新たな IC の整備と合わせ、本市の都市軸の形成に資する土地利用及び面的な市街地整備の推進が求められる。
- ・ 当山集落は、伝統的集落の保全と良好な住環境の形成が求められる。
- ・ 県道 241 号線沿線における利便性の高い商業地の形成が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 県道 241 号沿線はパークレーズコートなど商業施設が立地している
- ・ (仮称) 浦西駅周辺の土地の有効活用をしてほしい
- ・ 高齢化への対応や住みやすいまちを実現してほしい

(2) 道路交通に関する課題

- ・ 環状道路の早期実現に向けた取り組みが求められる。
- ・ 沖縄都市モノレールと連携した利便性の高い公共交通網の確立が求められる。
- ・ 歩道の確保や街路樹の維持管理など、安心して快適に利用できる歩行者空間の形成が求められる。
- ・ 牧港川沿いを活用した自転車道やウォーキングコースの整備検討が求められる。
- ・ 既存バス網やコミュニティバスを含め公共交通の利便性の向上が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 歩道がない、もしくは狭い箇所が多い
- ・ 駅周辺の駐車場を確保し、パーク&モノレールライドなどを行う
- ・ 公共交通の不便な地域がある (バス停が遠いなど)
- ・ 自転車道やウォーキングコースなどがほしい

(3) 河川・下水道に関する課題

- ・ 牧港川、宇地泊川の水質浄化や親水性の向上が求められる。
- ・ 既存市街地における大雨時などにおける排水対策が求められる。
- ・ 牧港川沿いを活用した自転車道やウォーキングコースの整備検討が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 牧港川をきれいにして、イベントなどで活用したい
- ・ 牧港川沿いにはイッペイなどが自生している場所がある

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

- ・ 浦添大公園については、緑地の保全が求められるとともに、アクセス性や利便性の向上等により利活用促進が求められる。
- ・ 市民に身近な公園整備が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 身近な公園が不足している
- ・ 浦添グスクの復元を行ってほしい
- ・ 大公園の駐車場整備やアクセス向上を図ってほしい

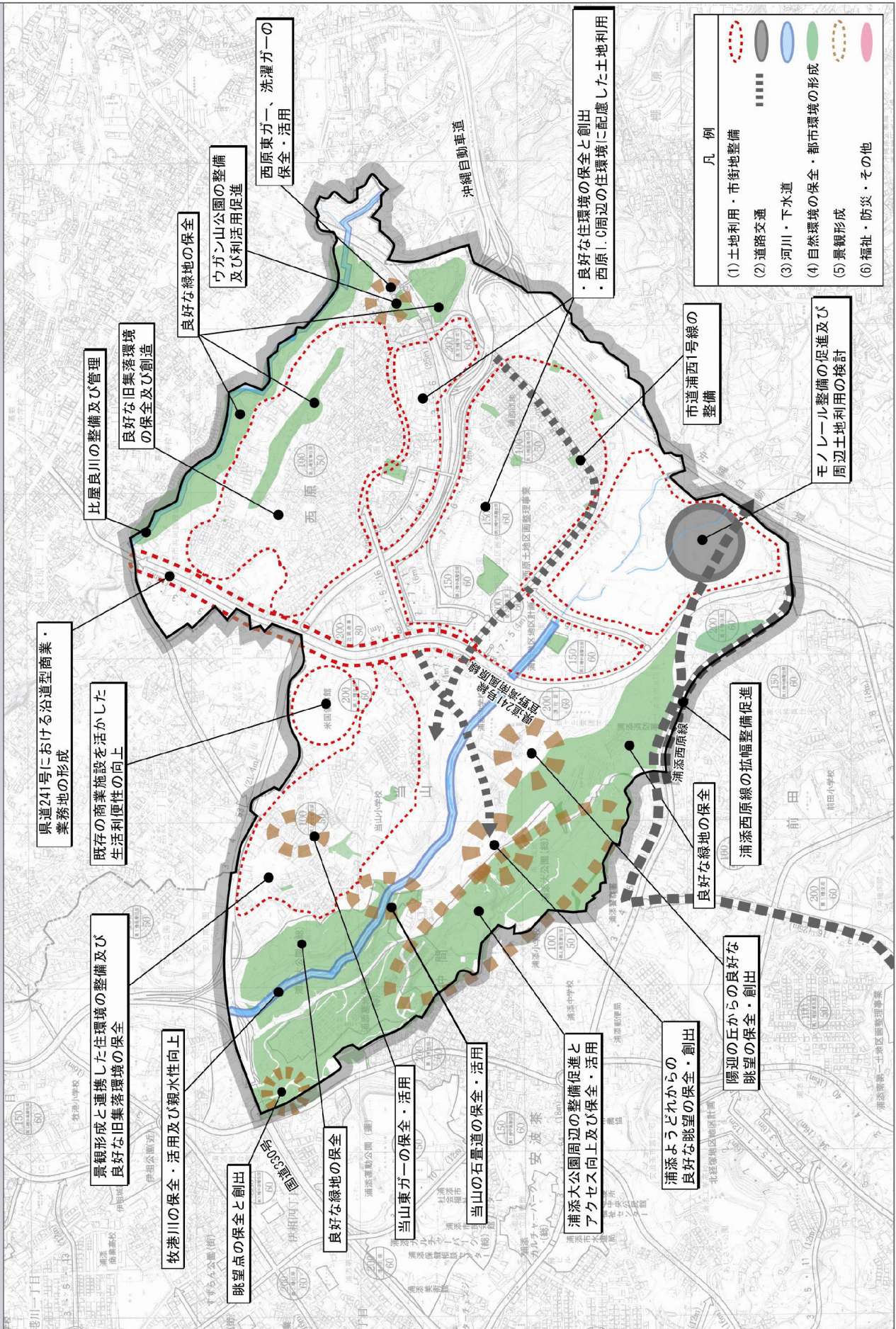
(5) 景観形成に関する課題

- ・ 当山集落は、市街地整備と景観まちづくりが連携し、伝統的な集落形態の保全活用が求められる。
- ・ 浦添大公園や陽迎の丘からの眺望点の創出が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 当山の石畳、西原東ガー、洗濯ガーなどの地域資源
- ・ 浦添大公園や陽迎の丘からの眺望を活用
- ・ ようどれ館などの活用

東地域・課題図



東地域まちづくり方針

8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①商業地

- ・ 県道 241 号線（旧県道 5 号線）沿線は、西原 I.C.近接という地理的条件や、大規模商業施設が立地しており、地域住民にとって利便性の高い沿道サービス地区の形成を図る。

②住宅地

- ・ 西原集落、当山集落については、伝統的集落形態の保全・再生を図る。特に当山集落については、景観まちづくりと連携し、良好な低層住宅地の形成を図る。
- ・ 浦西団地地区は、低層住宅地として位置づけ良好な住環境の保全を図る。
- ・ 西原土地区画整理区域は、地区計画による良好な中高層住宅地の形成を図る。

③（仮称）前田駅周辺地区

- ・ （仮称）前田駅においては、本市の新たな玄関口として、浦添グスクなど歴史文化資源と調和した土地利用を検討するとともに、賑わいの創出や、観光客・地域住民との交流機能の充実を図る土地利用を検討する。

④（仮称）浦西駅周辺地区

- ・ （仮称）浦西駅の整備が想定される前田・西原地区においては、隣接する沖縄自動車道西原 IC や整備が予定される新たな IC と連携した、利便性の高い交通結節拠点の形成を図る。また、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進するとともに、沖縄自動車道や幹線道路に隣接する立地条件を活用し、業務・商業施設や医療福祉施設の立地促進、交流機能の導入、災害復旧時の物資や医療等を充足させる防災拠点形成を図る。

(2) 道路交通に関する方針

①中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路

- ・ 浦添西原線については、沖縄都市モノレールの整備と併せて整備を促進する。

②浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

②-1 幹線道路

- ・ 環状道路の整備を促進する。

②-2 補助幹線道路

- ・ 西原北線、浦西中学線の整備及び市道浦西 1 号線延伸を推進する。
- ・ （仮称）浦西駅へのアクセス道路の整備を促進する。

③安心安全に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備を促進し、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・ 河川沿いの散策路や自転車道の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの充実を検討する。

④景観重要公共施設指定など景観形成と連携した道路整備

- ・ 浦添西原線については、本市のシンボルロードにふさわしい道路整備を図る。

⑤公共交通

- ・ 沖縄都市モノレールの整備促進を図るとともに、既存バス網を含め、誰もが移動しやすい交通環境の形成を図る。

⑥交通結節点

- ・ 沖縄自動車道やモノレール、バスなどの乗り継ぎをはじめ、地域住民と来街者等の交流機能、交通情報発信機能、その他都市機能が整備された総合的な交通結節点の形成を図る。

(3) 河川・下水道に関する方針

- ・ 牧港川上流部の下水道整備を推進し、水質浄化を図る。
- ・ 牧港川、宇地泊川については、安全性を十分確保した上で、親水空間の整備等を検討する。
- ・ 牧港川周辺及び河川沿いの緑化を図り、ウォーキングコースや遊歩道として整備検討を行う。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

- ・ 骨格的な緑地である浦添大公園については、緑地の保全を図るとともに、浦添ようどれやようどれ館など歴史文化資源の活用や、駐車場、アクセス道整備など利便性の向上を図り、利活用を促進する。
- ・ 公園については、既存の公園の適正な維持管理を図るとともに、地域住民との合意形成を図った上で、適正な配置を検討する。
- ・ 主要な公共施設の緑化を促進するとともに、河川沿いの緑道や街路樹等を「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づきネットワーク化を図る。
- ・ 宜野湾市との境界線である宇地泊川周辺に残る緑地については、保全を図る。

(5) 景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】 緑の両翼地区、水と緑の大循環地区、歴史文化のよりどころ地区、都市を貫く軸線地区に属す

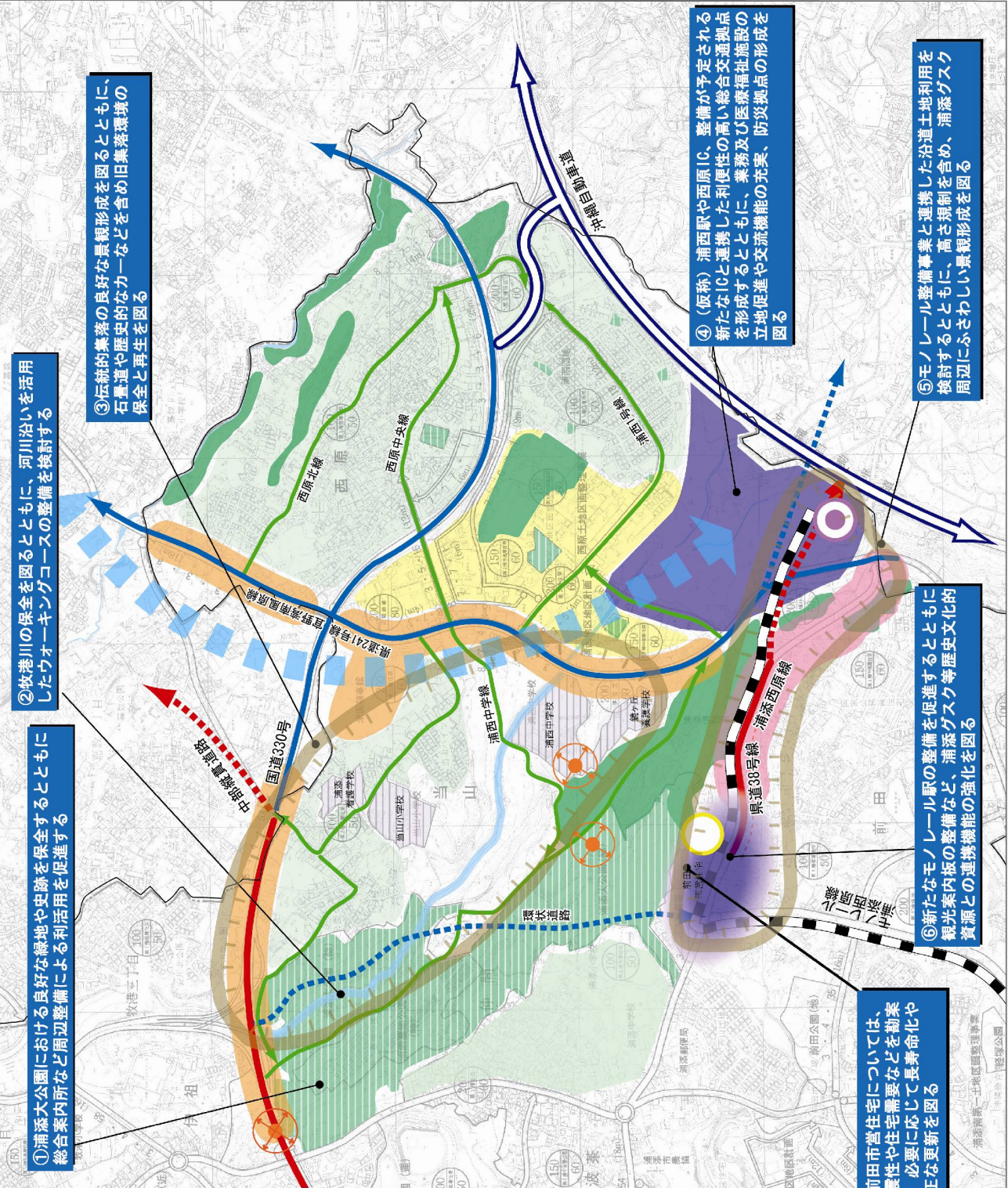
【類型別方針】 伝統的集落地区、住宅市街地地区、既存区画整理・開発団地地区、商業・業務地区、市街化調整区域地区に属す

- ・ 当山地区は、浦添城跡が立地する琉球石灰岩堤の北側に位置し、かつての宿道である当山石畳道がみられる。地区のクサティ森である斜面緑地の保全や、良好な集落景観の創出を図るとともに、景観地区等の指定に向けた検討を行う。
- ・ 浦添西原線は景観重要公共施設指定に向けた検討を図るとともに、沿道市街地については、浦添グスクなど歴史文化的景観と調和した良好な沿道景観を形成するため、景観地区等の指定に向けた検討を行う。
- ・ 西原集落においては、市指定文化財である西原東ガーや洗濯ガーがあり、クサティ森となる斜面緑地を保全するとともに、屋敷林や石垣の保全を促進し、潤いのある住環境を形成する。
- ・ 市道伊祖前田線は歴史的に由緒ある地区を通る道路となっているため、周辺景観に配慮した整備に努める。

(6) その他まちづくりに関する方針

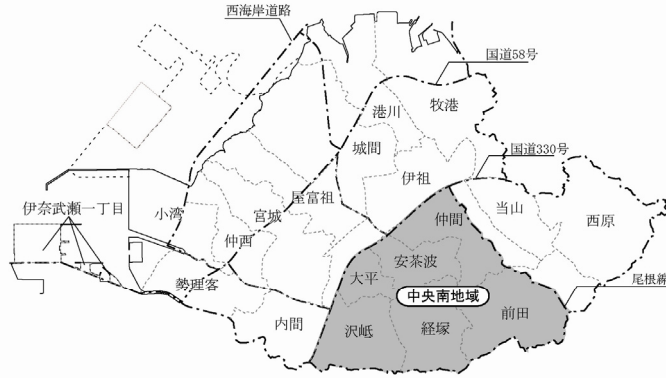
- ・ 前田市営住宅については、住宅需要や耐震性を勘案しながら、長寿命化や適正な更新を図る。
- ・ 地域に残る拝所やゆかりの場所など歴史文化資源等については、景観形成や文化財担当など関係部局と連携し、適正な維持管理を図るとともに、必要に応じて案内表示や情報版の設置などの検討を行う。
- ・ 協働のまちづくりに向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。また、地域における防犯灯や道路照明等について、必要に応じて整備を図るものとする。

東地域・方針図



中央南地域まちづくり方針

1) 位置図



地域区分：国道 330 号以南の行政等の公共・公益施設が集約する地域
 地域を構成する大字：安波茶、仲間、前田、経塚、大平、沢崎、伊祖

2) 概要

- ◆人 口 24,915 人 (市人口の 23.5%)
- ◆世帯数 8,234 世帯 (市世帯数の 21.5%)

※人口、世帯数は H17 国勢調査結果

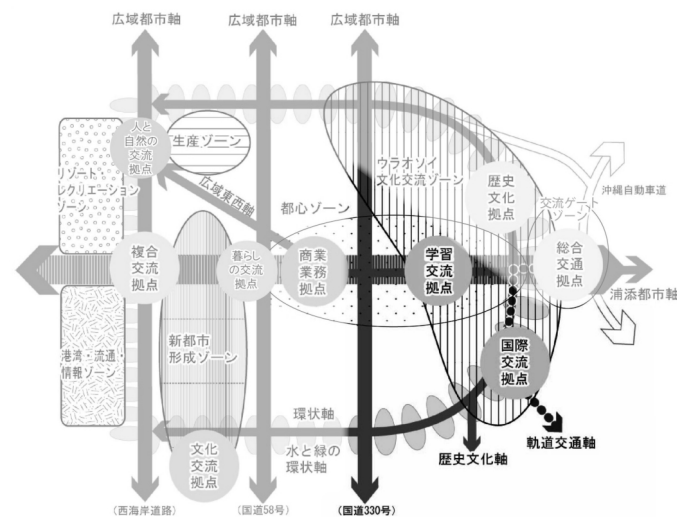
◆土地利用

- ・ 浦添の行政・文化の中心となる浦添西原線では、市民会館、美術館、社会福祉センター、図書館等の公共施設が集約している。
- ・ 丘陵地には斜面林に囲まれた良好な住宅地が広がっている。
- ・ 浦添西原線と県道 153 号線沿線の一部に商業系の土地利用が見られる。
- ・ 地区南側では土地区画整理事業により、新たな住宅地が形成されている。

3) 将来市街地目標

[歴史が薫り、森と水辺に憩うまち]

4) 将来都市像による位置付け



浦添市の行政・文化の中心として、また国際交流の核を形成する地域として位置づけがなされている。

また今後予定される沖縄都市モノレール延長により交通機能の拡充が期待され、新たな機能立地を展開する地域として位置づけている。

5) 地域の特徴

本地域は、浦添大公園から前田、沢崎にかけて広がる斜面緑地に囲まれた地域で、この斜面緑地は安波茶、前田、沢崎の集落を取り囲むクサティ森として人々の生活を守るとともに、良好な住環境を形成している。

市役所や美術館などの主要な行政・文化施設が集積するカルチャーパーク、浦添運動公園、沖縄国際センター等、多様な都市機能が立地する地域となっており、市民生活を支える中心地としての役割を担っている。

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・ 浦添第二土地区画整理事業の推進とともに、良好な住環境の形成が求められる。
- ・ 仲間、安波茶など伝統的集落地区については、集落形態の保全と良好な景観形成が求められる。
- ・ 浦添ニュータウンなど開発団地における適正な市街地の更新が求められる。
- ・ カルチャーパーク、運動公園を含めて、生涯学習拠点としての形成が求められる。
- ・ 沖縄国際センターを中心とした国際交流拠点の形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 建て詰まりや狭隘道路などがある
- ・ 開発団地がある
- ・ 土地区画整理事業の推進を図ってほしい

(2) 道路交通に関する課題

- ・ 沖縄都市モノレールの整備促進を含め、公共交通の利便性向上が求められる。
- ・ 地域における交通円滑化が求められる。
- ・ 河川沿いを活用した遊歩道やウォーキングコースの整備検討が求められる。
- ・ 歩道の確保や緑陰、ポケットパークの整備など安全で快適な歩行者空間の形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 狭隘道路や、歩道がない、もしくは狭い道路が多い
- ・ コミュニティ道路や一方通行化による交通円滑化
- ・ 開発団地など、公共交通が不便な場所がある
- ・ ウォーキングコースや散策路がほしい

(3) 河川・下水道に関する課題

- ・ 小湾川の水質浄化や親水性の向上が求められる。
- ・ 小湾川沿いを活用したウォーキングコースや遊歩道の整備検討が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 小湾川をきれいにしてほしい
- ・ 小湾川を地域活動、環境学習に活用したい

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

- ・ 浦添大公園周辺の緑地を含めて、自然環境の保全が求められる。
- ・ 前田公園、経塚公園、クニンドーの森公園などの整備促進が求められる。
- ・ 浦添大公園の利便性、アクセス性の向上による利活用促進が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 事業が進んでいない公園の整備を進めてほしい
- ・ 小湾川沿いの緑地を保全したい
- ・ クニンドーの森公園を整備してほしい

(5) 景観形成に関する課題

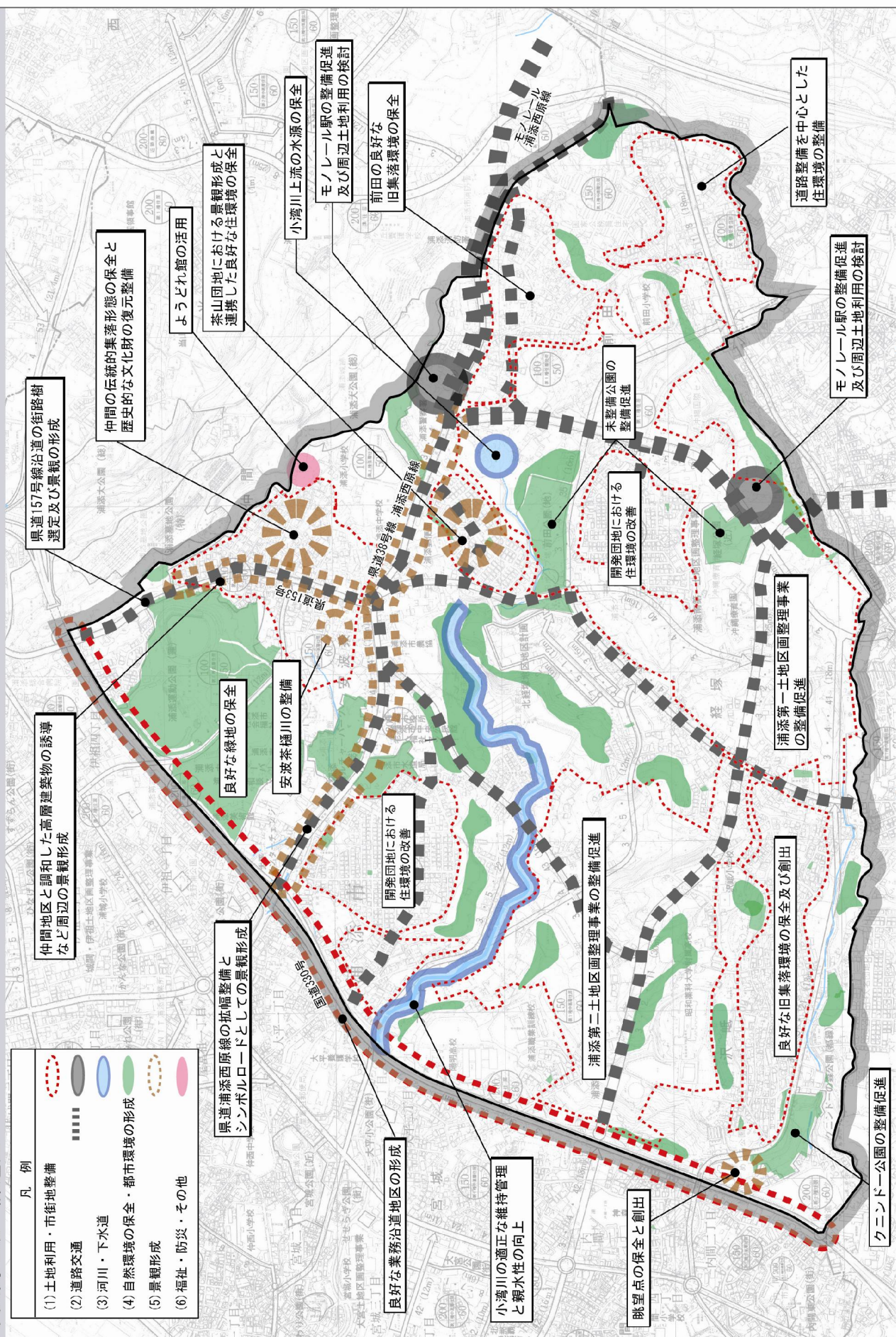
- ・ 本市の都市軸となる浦添西原線は、シンボルロードとして無電柱化など景観形成が求められる。
- ・ 地域に親しまれる街路樹など、沿道景観や公園の景観形成が求められる。
- ・ 仲間地区、茶山団地については、地域の特性を活かした良好な景観形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ パイプラインなど主要道路の街路樹を改善してほしい
- ・ リュウキュウマツ、桜などを活用した景観形成
- ・ 伝統的集落のカー、拝所の整備

中央南地域・課題図

凡 例	
(1) 土地利用・市街地整備	
(2) 道路交通	
(3) 河川・下水道	
(4) 自然環境の保全・都市環境の形成	
(5) 景観形成	
(6) 福祉・防災・その他	



中央南地域まちづくり方針

8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①文化・行政地区

【学習交流拠点の形成】

- ・市役所、市民会館、福祉センター、図書館、美術館、てだこホール等主要な行政・文化施設が集約するカルチャーパーク及び運動公園一帯については、行政文化機能の充実とともに、バリアフリーの推進など誰もが利用しやすい施設整備を行い、快適で利便性の高い学習交流拠点の形成を図る。

【国際交流拠点の形成】

- ・沖縄国際センターを中心として、市民と国外研修生などとの国際交流拠点を形成する。また、(仮称)経塚駅周辺整備に併せて、魅力ある交流拠点の形成を図る。

②(仮称)経塚駅周辺地区

- ・(仮称)経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業が施行中となっており、周辺市街地の賑わいの創出や、隣接する沖縄国際センターなどの利活用促進を図る土地利用を検討する。

③(仮称)前田駅周辺地区

- ・(仮称)前田駅周辺においては、商業業務・行政・文化施設等が集積しており、本市の新たな玄関口として、浦添グスクなど歴史文化資源と調和した土地利用を検討するとともに、賑わいの創出や、観光客・地域住民との交流機能の充実に向けた検討を行う。

④シンボルロード地区

- ・浦添西原線は、商業・業務施設のみならず、カルチャーパークや(仮称)前田駅も位置しており、景観形成と連携し、建築物の形態意匠や高さについての適正な誘導等により、文化性の高いシンボルロードとして空間整備を行う。

⑤商業地

- ・国道330号沿線は、背後地の住宅地に配慮しつつ、地域の商業・業務サービス機能が立地する沿道商業・業務地区の形成を図る。

⑥住宅地

- ・仲間、安波茶、沢岬、前田等の集落は、区割りなど伝統的集落形態が残され、斜面緑地に囲まれた良好な低層住宅地として保全・再生を図る。
- ・浦添ニュータウン、浦添グリーンハイツ、茶山団地等の住宅団地開発地については、低層住宅地として位置づけ、住環境の保全を図るとともに適正な市街地更新を検討する。また、茶山団地については、景観まちづくりと連携し、潤いのある住環境の保全とともに、良好な景観形成を図る。さらに、前田公務員宿舎住宅については、周辺と調和した土地利用や建築物の高さ規制等について検討する。
- ・浦添南第一土地区画整理事業地区、浦添南第二土地区画整理事業地区、北経塚土地区画整理事業地区については、地区計画等を活用した適正な土地利用や緑化等の促進により、良好な居住環境形成を図る。

(2) 道路交通に関する方針

①中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路

- ・沖縄都市モノレールの整備と併せて浦添西原線の整備促進を図る。

②浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

②-1 幹線道路

- ・国際センター線の拡幅や沢岬石嶺線、大宮線の整備を促進する。
- ・都市軸として位置づけられる浦添西原線は、道路拡幅整備を促進する。また、景観形成と連携し、シンボルロードとして文化の薫り高い道路整備を行うとともに、緑陰やポケットパークの確保を図り、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる歩行者空間の形成を図る。

②-2 補助幹線道路

- ・安波茶沢岬線、前田線の整備を推進する。

③安心安全に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

- ・茶山団地の地区内道路を生活幹線道路として位置付け、歩車道の分離整備を行うとともに、可能な

限り街路樹を整備し、快適な歩行者空間の創出に努める。

- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備を促進し、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・河川沿いの散策路や自転車道の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの充実を検討する。

④景観重要公共施設指定など景観形成と連携した道路整備

- ・浦添西原線については、本市のシンボルロードにふさわしい道路整備を図る。

⑤公共交通

- ・沖縄都市モノレールの整備を促進するとともに、既存のバス網と連携した、利便性の高い道路交通ネットワークを確立する。

⑥交通結節点

- ・モノレールや、自動車、自転車の乗り換えが可能な交通結節点の形成を図る。

(3) 下水道・河川の整備方針

- ・小湾川の下水道整備による水質浄化を図る。
- ・小湾川は周辺の自然緑地に配慮し、安全性に十分配慮した上で親水性の高い河川整備を行うとともに、河川沿いを活用した自転車道やウォーキングロードなどの整備を検討する。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成の方針

- ・未整備となっている前田公園、経塚公園、クニンドーの森公園、沢峠緑地の整備を促進する。そのほか、公園については、既存の公園の適正な維持管理を図るとともに、地域住民との合意形成を図った上で、適正な配置を検討する。
- ・浦添城趾や古墓群等の歴史文化資源を多数含む、浦添大公園一帯の斜面緑地については、本市に緑の両翼を担う骨格的緑地として保全・活用を図る。
- ・土地区画整理事業により新たに形成される市街地については、環状緑地帯を形成する斜面緑地の保全及び緑の創出を図る。また、ゆとりと潤いのある市街地を形成するため、地区計画等の活用により建物の規制誘導を促す。
- ・主要な公共施設の緑化を促進すると共に、河川沿いの緑道や街路樹等を「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づきネットワーク化を図る。また、地域に親しまれる街路樹の選定や適正な維持管理を図り、快適な歩行者空間の形成を図る。
- ・歴史文化資源の一つとして、本地域に多く残る井戸や周辺緑地などを含めて保全するとともに、ようど館の利活用を促進し、来街者と地域の交流促進や、地域住民の憩える空間の創出を図る。

(5) 景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】 緑の両翼地区、水と緑の大循環地区、歴史文化のよりどころ地区、都市を貫く軸線地区に属す

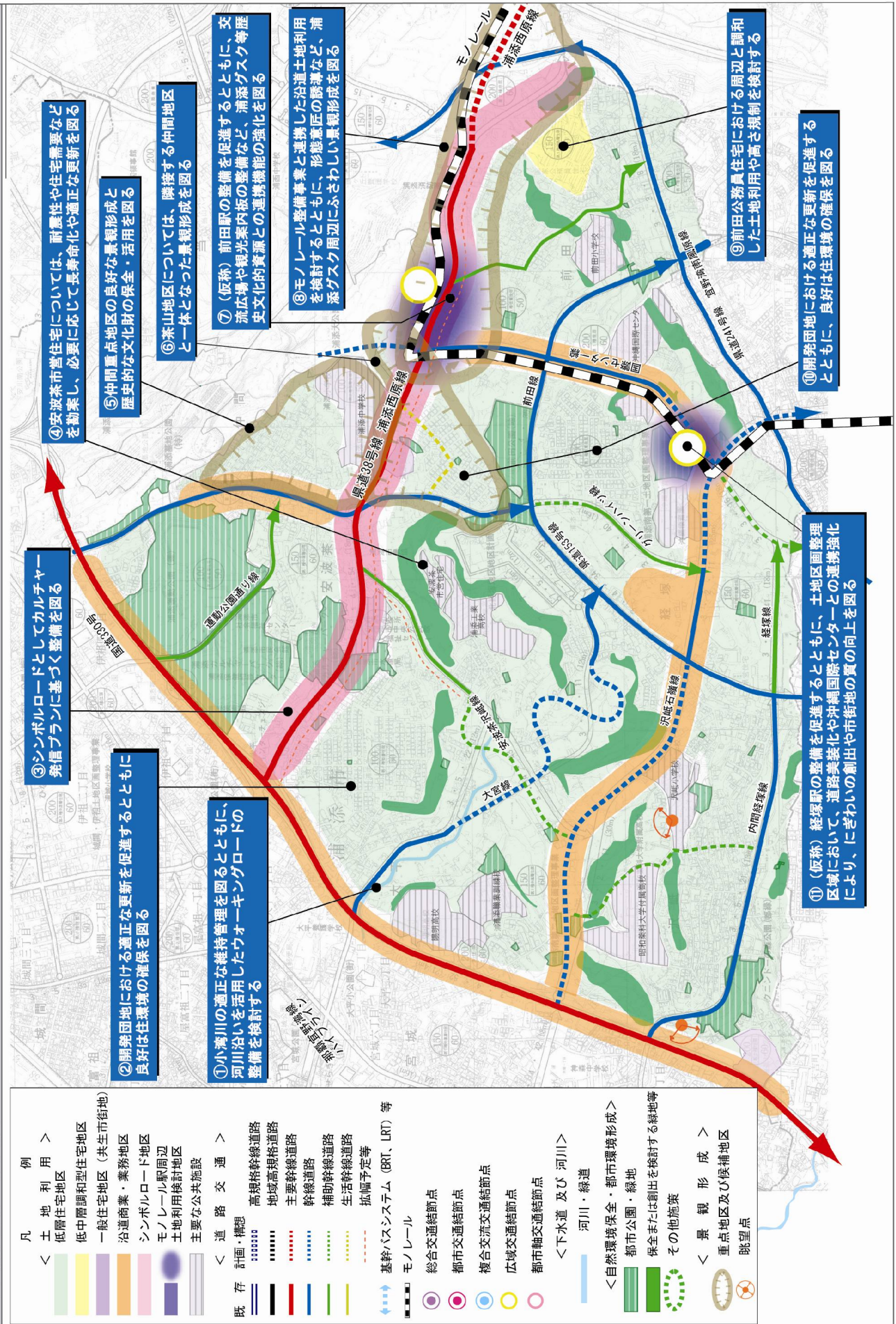
【類型別方針】 伝統的集落地区、住宅市街地地区、既存区画整理・開発団地地区、商業・業務地区、市街化調整区域地区に属す

- ・仲間重点地区については、クサティ森や御嶽、拝所などの保全とあわせて、赤瓦や石垣などによる伝統的集落景観を形成するとともに、景観地区等の指定に向けた検討を行う。
- ・茶山地区については、潤いのある住環境の確保と、隣接する仲間地区と一体となった良好な景観形成を図るとともに、景観地区等の指定に向けた検討を行う。
- ・沖縄都市モノレール沿線地区については、無電柱化や緑陰・ポケットパークの整備、浦添グスクとの調和に適した高さ規制等により、浦添都市軸にふさわしいシンボルロードの形成を図る。また、景観地区等の指定や浦添西原線の景観重要公共施設指定に向けた検討を行う。
- ・前田公務員宿舎住宅については、周辺と調和した土地利用や高さ規制等について検討する。

(6) その他まちづくりに関する方針

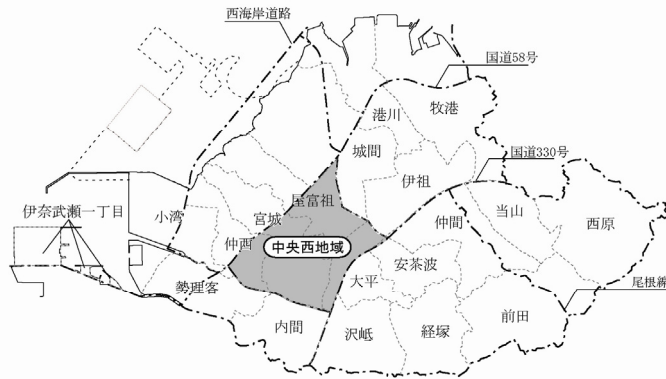
- ・安波茶市営住宅については、住宅需要や耐震性を勘案しながら、長寿命化や適正な更新を図る。
- ・地域に残る拝所やゆかりの場所など歴史文化資源等については、景観形成や文化財担当など関係部局と連携し、適正な維持管理を図るとともに、必要に応じて案内表示や情報版の設置などの検討を行う。
- ・協働のまちづくりに向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。また、地域における防犯灯や道路照明等について、必要に応じて整備を図るものとする。

中央南地域・方針図



中央西地域まちづくり方針

1) 位置図



地域区分：国道 58 号、330 号、城間大通り、神森線に囲まれた旧市街地

地域区分地域を構成する大字：

屋富祖、城間、宮城、仲西、大平、沢峠、内間、勢理客

2) 概要

◆人 口 23,872 人 （市人口の 22.5%）

◆世帯数 9,270 世帯 （市世帯数の 24.2%）

※人口、世帯数は H17 国勢調査結果

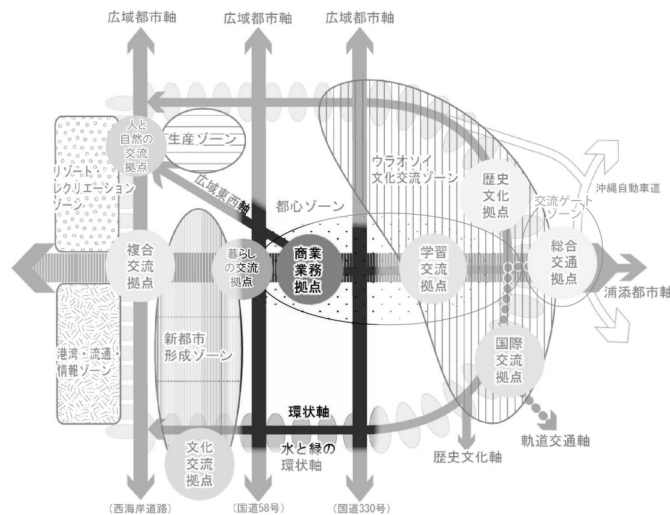
◆土地利用

- ・ 国道 58 号、国道 330 号の一部及び屋富祖通り、パイプライン通りの沿線で商業系の土地利用の集積が見られる。
- ・ その他の市街地は住居系を中心とする土地利用が展開するが、地域内を横断する小湾川沿いに斜面緑地が見られる。

3) 将来市街地目標

〔緑と清水に囲まれたにぎわいのあるまち〕

4) 将来都市像による位置付け



浦添市の都心ゾーンの一翼を担う商業・業務核の形成を図る地域として位置づけられている。

5) 地域の特性

本地域は、国道 58 号と国道 330 号、神森線、城間線に囲まれた地域で、小湾川から北の密集市街地と南の比較的新しい市街地に大別される。

市街地は、国道 58 号や屋富祖通りを中心とした商業・業務地区が形成されているが、後背地の住宅地については 6m 未満、または 4m 未満の区画道路で形成され、行き止まり道路も見られるなど道路基盤上の課題が残る。

中央西地域まちづくり方針

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・ 屋富祖、城間など密集市街地の改善と良好な住環境の確保が求められる。
- ・ 屋富祖通りやサンパーク通りについては、隣接する跡地利用計画と連携した市街地整備により活力ある商業地の形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 密集市街地の改善
- ・ 既存商店街の活性化と郊外の大規模店舗との共存

(2) 道路交通に関する課題

- ・ 基幹バスシステム、コミュニティバスを含めて、利便性の高い公共交通網の形成が求められる。
- ・ 市街地の更新と連携した道路整備が求められる。
- ・ 未整備道路の整備促進が求められる。
- ・ 自転車道やウォーキングコースなどの整備検討が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 一方通行の道路や歩道がない、もしくは狭い道路が多い
- ・ 税務署通りなど未整備道路がある
- ・ 公共交通が不便な地域がある
- ・ 自転車道やウォーキングコースがほしい

(3) 河川・下水道に関する課題

- ・ 小湾川の水質浄化や親水性の向上が求められる。
- ・ 河川沿いを活用した自転車道やウォーキングコースの整備検討が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 小湾川沿いの緑地などの適正な維持管理が必要
- ・ 地域による維持管理などの仕組みを作してほしい

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

- ・ 小湾川沿いの緑地の保全とともに、親水化などが求められる。
- ・ 小湾川沿いを活用したウォーキングロードなどの検討が求められる。
- ・ 地域に親しまれる公園、道路づくりが求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 小湾川で水遊びや地域のイベントなどができるとよい
- ・ 小湾川の多様な生物環境を保全したい
- ・ 桜並木など地域の特色ある街路樹などを導入してほしい

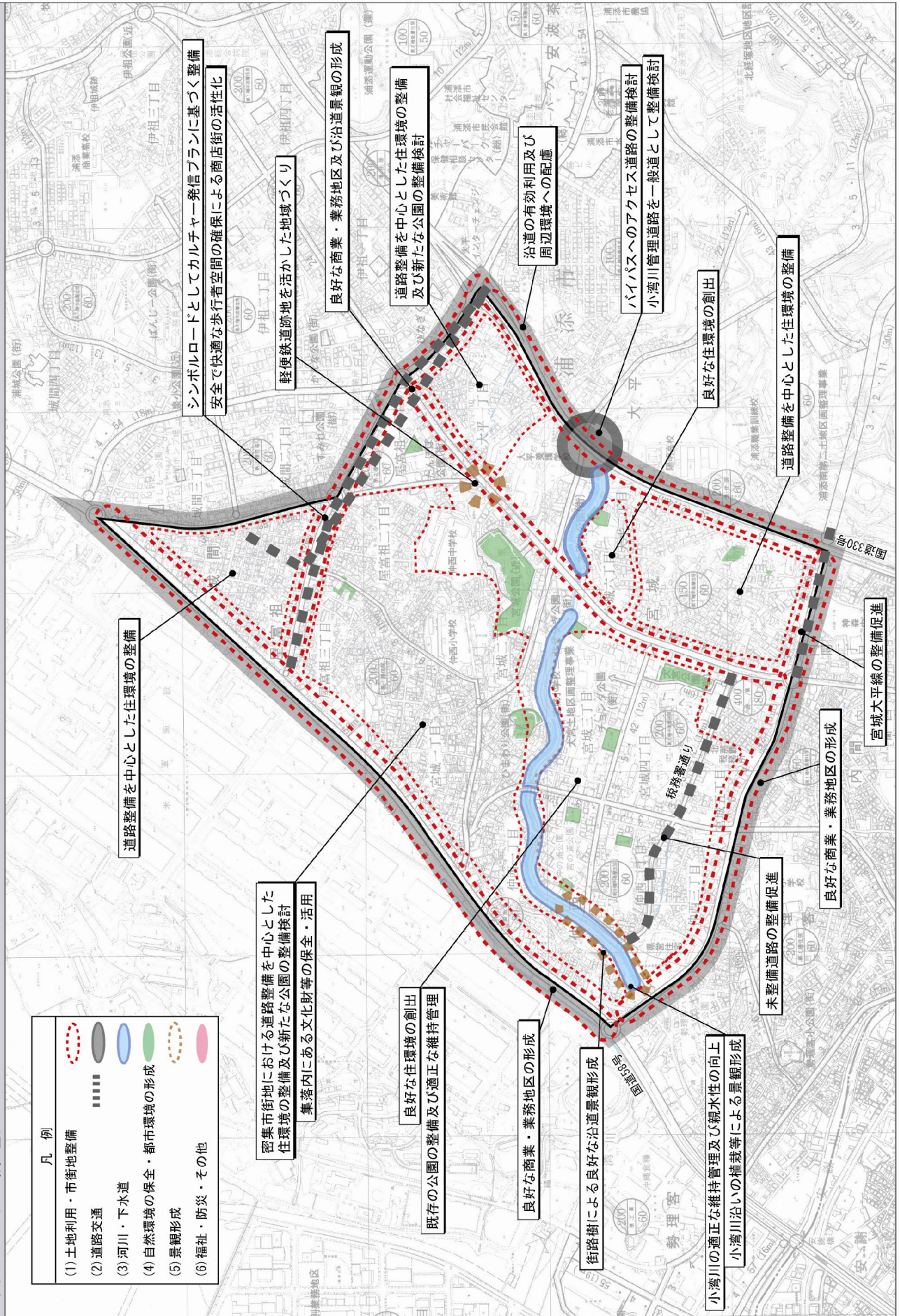
(5) 景観形成に関する課題

- ・ 本市の都市軸となる浦添西原線屋富祖通りは、シンボルロードとして無電柱化など景観形成が求められる。
- ・ 軽便鉄道跡など地域資源の活用が望まれる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・ 無電柱化など景観形成を図る
- ・ 大平の軽便鉄道跡を活用してほしい

中央西地域・課題図



8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①商業地

- ・ 屋富祖通りについては、牧港補給地区跡地利用と連携した市街地整備を検討し、屋富祖交差点付近における利便性の高い暮らしの交流拠点の形成を図るとともに、空き店舗対策や、シンボルロードとしての景観形成等により、来街者のみならず、地域住民にとっても生活利便性の高い、魅力的な商業地の形成を図る。
- ・ 国道 58 号沿線は、広域的な商業・業務地として位置づけ、魅力ある施設立地を促進する。
- ・ パイプライン通り沿線は、日用雑貨及び公共公益施設等が立地し、市民に身近な沿道サービス地区として、住・商が複合した活力ある地域の形成を図る。

②住宅地

- ・ 城間、屋富祖、宮城、仲西などの市街地は、住・商の用途混在や建て詰まり、狭隘道路などが見られ、道路や建物状況を把握した上で、牧港補給地区跡地利用と連携した密集市街地の改善を検討する。
- ・ パイプライン通りと国道 330 号に囲まれた市街地は、中低層調和型住宅地として位置づけ、道路等の都市基盤の整備を促進する。
- ・ 小湾川以南の宮城、仲西の土地区画整理区域は、共同住宅を中心とする土地利用が図られていることから、地区計画等により、壁面後退や敷地内緑化を図り、ゆとりある中高層住宅地の形成を図る。

(2) 道路交通に関する方針

①中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路の整備

- ・ 都市軸である浦添西原線は中心商業地を通るシンボルロードとして、景観形成と連携し、賑わいと活力ある道路空間の形成を図る。

②浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

②-1 幹線道路の整備

- ・ 環状道路の一部である宮城大平線の整備を推進する。

②-2 補助幹線道路の整備

- ・ オリオン通りの拡幅整備を推進する。

③安心安全に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備を促進し、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・ 河川沿いの散策路や自転車道の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの充実を検討する。

④景観重要公共施設指定など景観形成と連携した道路整備

- ・ 浦添西原線については、本市のシンボルロードにふさわしい道路整備を図る。

⑤公共交通

- ・ 誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、既存バスや、コミュニティバスの充実、国道 58 号における基幹バスシステム等の導入などを促進する。
- ・ 長期的には、国道 58 号、国道 330 号、パイプライン等における鉄軌道を含めた公共交通の導入に向けた取り組みを促進する。

⑤交通結節点

- ・ 上記、公共交通を含めて、自動車や自転車、歩行者の乗り継ぎを促進する交通結節点の形成を図る。

(3) 下水道・河川に関する方針

- ・ 小湾川の下水道整備による水質浄化を図る。
- ・ 安全性に十分配慮した上で、親水空間の整備を図るとともに、河川沿いを活用した自転車道やウォーキングロードなどの整備を検討する。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

- ・ 屋富祖、城間、宮城、仲西等における牧港補給地区と連携した市街地整備に併せて、街区公園など身近な公園整備について検討を行う。
- ・ 主要な公共施設の緑化を促進すると共に、河川沿いの緑道や街路樹等を「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づきネットワーク化を図る。また、これらのネットワークされた道路については、災害時の避難路としての活用も図る。

(5) 景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】水と緑の大循環地区、都市を貫く軸線地区に属す

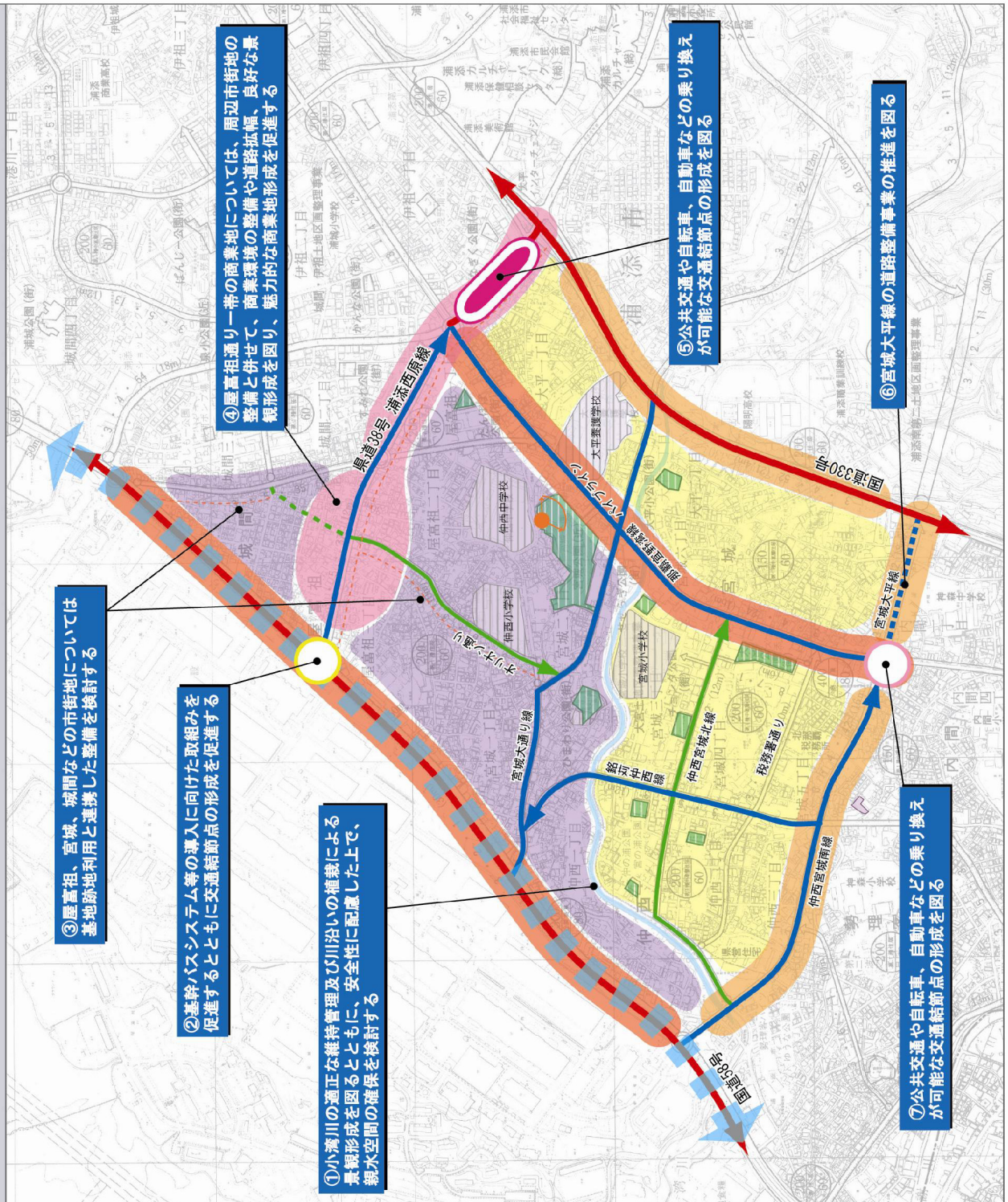
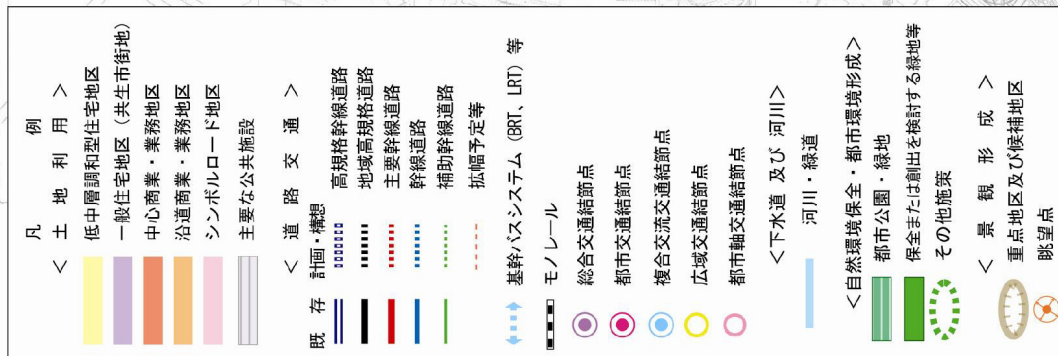
【類型別方針】住宅市街地地区、既存区画整理・開発団地地区、商業・業務地区に属す

- ・ 屋富祖通りなど、中心市街地は、市街地整備と併せて、統一した街並みの形成や緑陰とゆとりある歩行者空間の確保など、快適で賑わいのある商業景観の形成を図る。

(6) その他まちづくりに関する方針

- ・ 地域に残る拝所やゆかりの場所など歴史文化資源等については、景観形成や文化財担当など関係部局と連携し、適正な維持管理を図るとともに、必要に応じて案内表示や情報版の設置などの検討を行う。
- ・ 協働のまちづくりに向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。また、地域における防犯灯や道路照明等について、必要に応じて整備を図るものとする。

中央西地域・方針図



南地域まちづくり方針

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・パイプラインにおける地域住民に利便性の高い商業地の形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・那覇新都心が近く利便性が高い
- ・パイプラインにおいて商業地が形成されている

(2) 道路交通に関する課題

- ・基幹バスシステム導入、コミュニティバスを含めて、利便性の高い公共交通網の形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・一方通行の道路や歩道がない、もしくは狭い道路が多い
- ・パイプラインなど主要道路における混雑がひどい
- ・公共交通が不便な地域がある

(3) 河川・下水道に関する課題

- ・安謝川、小湾川の水質浄化や適正な維持管理が求められる。
- ・安謝川、小湾川の親水性の向上や河川沿いを活用したウォーキングロードの整備の検討が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・水遊びやカヌー、地域のイベントなどで安謝川を活用したい
- ・安謝川の適正な維持管理をしてほしい

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

- ・本市の緑の両翼軸を構成する安謝川沿いの緑地の創出が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・内間西公園を活用したまちづくり
- ・安謝川沿いの緑地を創出するとともに、河川を活用したい

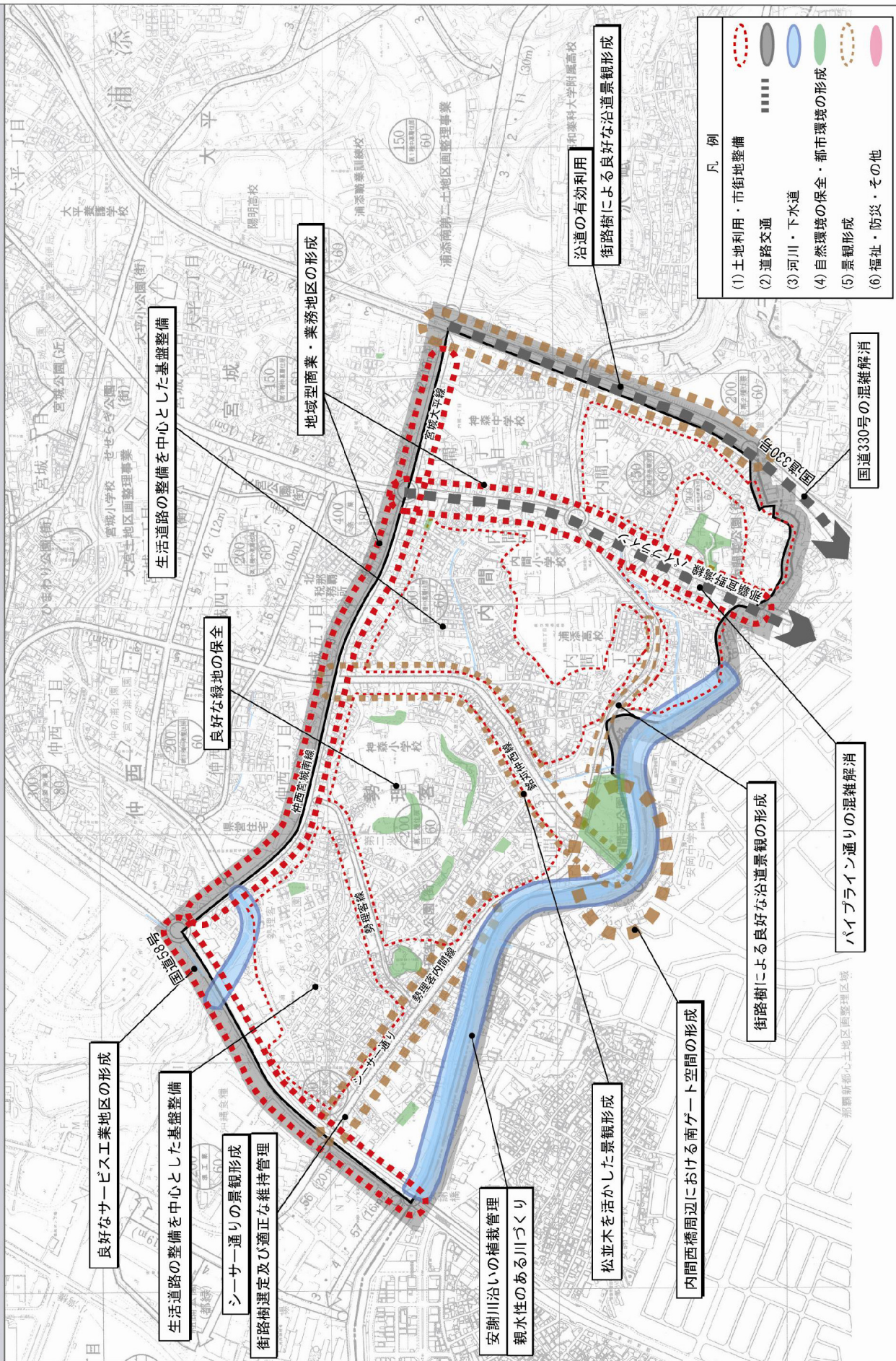
(5) 景観形成に関する課題

- ・シーサー通りなど地域の景観形成活動への支援と、特色ある景観形成の推進が求められる。
- ・内間西公園を活用したゲート空間の形成が求められる。
- ・主要な道路においては、桜並木や松並木など、地域に親しまれる沿道景観の形成が求められる。

市民ワーク
ショップから
の主な意見

- ・シーサー通りや松並木などが形成されている
- ・無電柱化の促進を図ってもらいたい

南地域・課題図



南地域まちづくり方針

8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①商業・業務・工業地

- ・ 国道 58 号沿線については、小売業、製造業、流通業等の商業、業務機能が立地しており、広域的な商業、業務機能を中心とした土地利用を促進する。
- ・ 国道 330 号沿線や環状道路網となる仲西宮城南線、宮城大平線沿線は、地域住民の身近な商業として、利便性の高い沿道サービス地区の形成を図る。
- ・ パイプライン沿線は、商店のほか、郵便局、銀行、学校等多くの公共公益施設が立地している。今後も、商業業務機能の立地を促進するとともに、商業活動と公共公益サービスの調和を図り、地域の生活に根差した地域密着型の商業・業務地を形成する。

②住宅地

- ・ 勢理客は、住・商の用途混在や建て詰まり、狭隘道路や行き止まり等がみられ、小規模な宅地が密集しているおり、道路や建物状況を把握した上で、牧港補給地区跡地利用と連携した密集市街地の改善を検討する。

(2) 道路交通に関する方針

①浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

○幹線道路の整備

- ・ 宮城大平線の整備を促進する。
- ・ アカギ並木やシーサーが特徴的な勢理客内間線と松並木の銘苅仲西線などにおける景観形成と併せた良好な歩行者空間の形成を図る。

②安心安全に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備を促進し、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・ 河川沿いの散策路や自転車道の整備などにより、歩行者・自転車ネットワークの充実を検討する。

③公共交通

- ・ 誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、既存バスや、コミュニティバスの充実、国道 58 号における基幹バスシステム等の導入などを促進する。
- ・ 長期的には、国道 58 号、国道 330 号、パイプライン等における鉄軌道を含めた公共交通の導入に向けた取り組みを促進する。

④交通結節点

- ・ 上記、公共交通を含めて、自動車や自転車、歩行者の乗り継ぎを促進する交通結節点の形成を図る。

(3) 河川・下水道に関する方針

- ・ 安謝川の公共下水道整備による水質浄化を図る。
- ・ 安謝川については、安全性に十分配慮したうえで親水空間の確保を図るとともに、河川沿いを活用した自転車道やウォーキングロードなどの整備を検討する。また、地域活動や環境学習の場としての利活用を促進する。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

- ・ 牧港補給地区と連携した市街地整備に併せて、勢理客等における街区公園など身近な公園整備について検討を行う。
- ・ 安謝川沿いの緑地は、緑の両翼軸を形成する、本市の骨格的緑であり、緑の保全や創出を促進し環状緑地の形成を図る。
- ・ 主要な公共施設の緑化を促進すると共に、河川沿いの緑道や街路樹等を「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づきネットワーク化を図る。また、地域に親しまれる街路樹の選定や適正な維持管理を図り、快適な歩行者空間の形成を図る。

(5) 景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】 緑の両翼地区、水と緑の大循環地区、都市を貫く軸線地区に属す

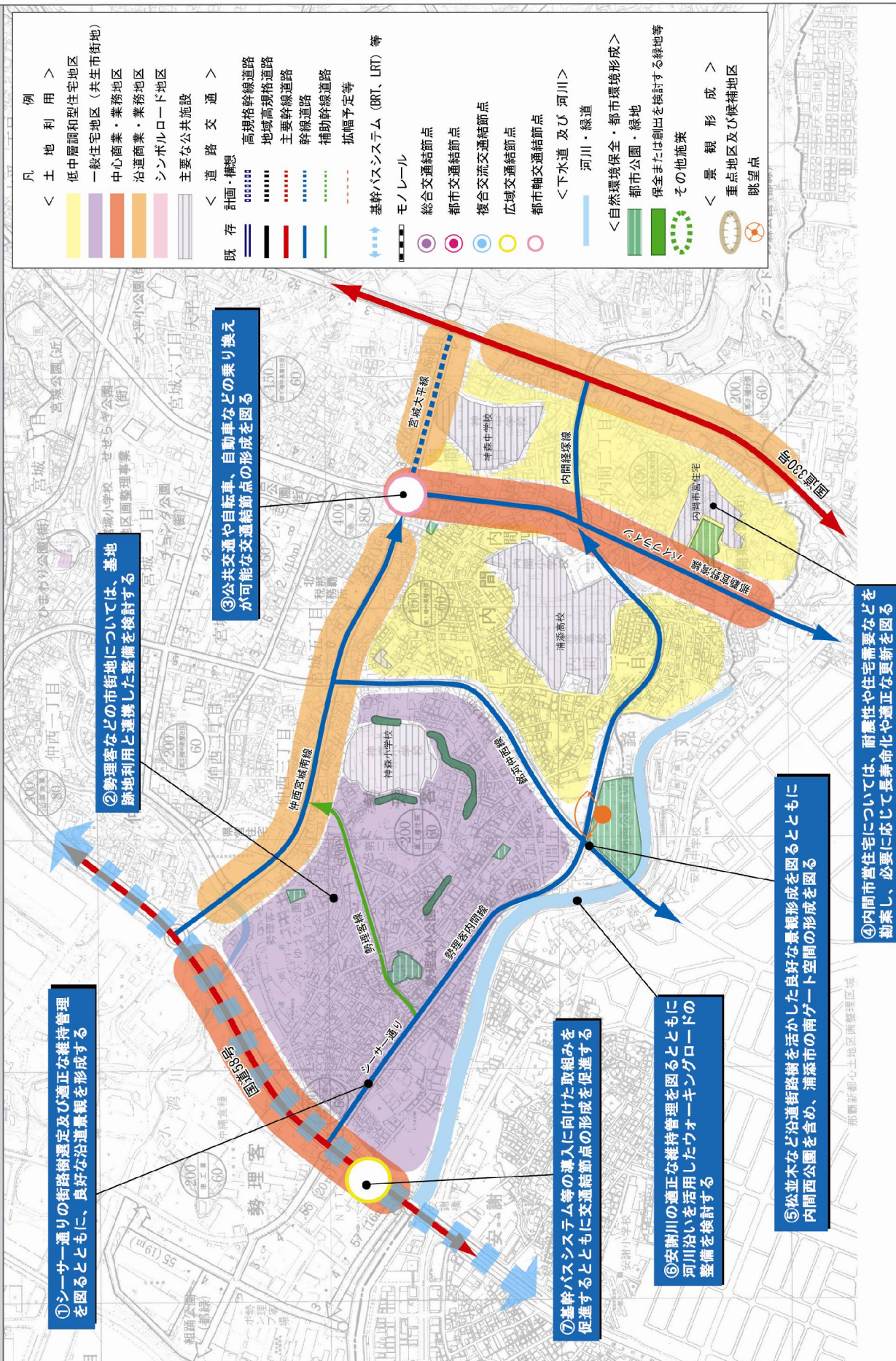
【類型別方針】 住宅市街地地区、既存区画整理・開発団地地区、商業・業務地区、工業・流通地区に属す

- ・ 浦添の玄関口にあたる国道 58 号安謝橋周辺や内間西橋・内間西公園付近については、本市の南の玄関口としてふさわしい景観形成を図る。
- ・ 特に、アカギ並木やシーサーが特徴的な勢理客内間線と松並木の銘苅仲西線が交差する内間西公園、内間西橋周辺は、地域の景観形成活動を支援するとともに、個性ある景観形成を促進する。

(6) その他まちづくりに関する方針

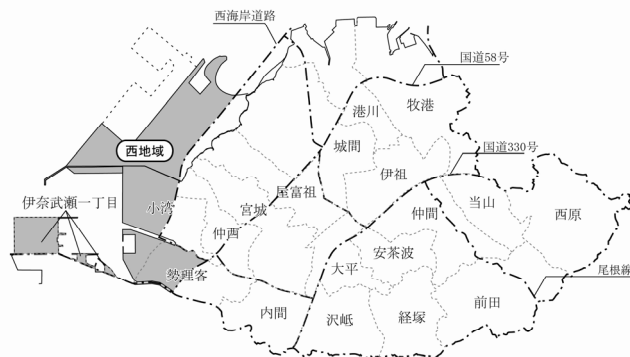
- ・ 内間市営住宅については、住宅需要や耐震性を勘案しながら、長寿命化や適正な更新を図る。
- ・ 地域に残る拝所やゆかりの場所など歴史文化資源等については、景観形成や文化財担当など関係部局と連携し、適正な維持管理を図るとともに、必要に応じて案内表示や情報版の設置などの検討を行う。
- ・ 協働のまちづくりに向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。また、地域における防犯灯や道路照明等について、必要に応じて整備を図るものとする。

南地域・方針図



西地域まちづくり方針

1) 位置図



地域区分：国道58号以西の勢理客地区および西海岸道路以西の公有水面埋立地区
地域を構成する大字：勢理客、西洲

2) 概要

◆人口 45人 (市人口の0.04%)

◆世帯数 24世帯 (市世帯数の0.1%)

※人口、世帯数はH17国勢調査結果

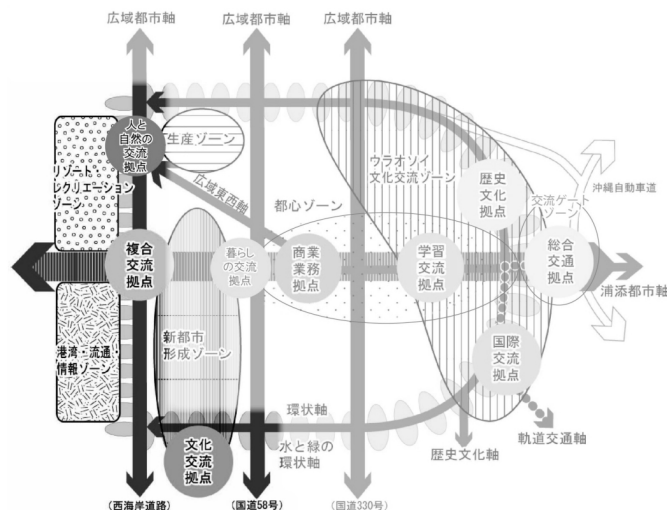
◆土地利用

- ・ 勢理客地区は、工業・業務を中心とする土地利用が見られる。
- ・ 西洲2丁目は特別業務地区に位置づけられ、流通業務を中心とする土地利用が見られる。
- ・ 伊勢崎地区は、市のクリーンセンターが立地する。
- ・ 国立劇場おきなわ等の文化施設が立地する。

3) 将来市街地目標

〔豊かな海・川を活かし、産業と文化を発信するまち〕

4) 将来都市像による位置付け



埋立が進められている西海岸地区を、アジア・太平洋地域への玄関口として、港湾・流通・情報ゾーンと位置付ける。また、北側一帯については、豊かな海浜環境を活用したリゾート・レクリエーションエリアとして位置付けする。

5) 地域の特徴

本地域は、港湾・流通・情報ゾーンとリゾート・レクリエーションゾーンという、異なった特性のエリアによって形成される。港湾・流通・情報ゾーンは、浦添ふ頭の拡充を図り、国際流通港湾として今後アジアを中心とした世界の窓口として位置づけ、リゾート・レクリエーションゾーンは、地域の持つ立地特性を活かし、豊かな自然海域を保全しつつ、海洋レクリエーション施設や観光交流施設の整備を図り、観光立県沖縄の一躍を担う魅力あるアーバンリゾート空間として位置づけられている。

西地域まちづくり方針

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・ 西海岸開発地区やコースタルリゾート地区の形成が望まれる。
- ・ 国立劇場おきなわをはじめとした産業・文化交流拠点の形成が求められる。
- ・ 流通業務が集積しており、就業環境の向上や適正な土地利用が望まれる

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 製造業をはじめとして多様な業種が立地している
- ・ 国立劇場おきなわを活用した土地利用及び観光振興
- ・ 就業環境の向上（コンビニや託児所など）

(2) 道路交通に関する課題

- ・ 西海岸道路や臨港道路の整備促進が求められる。
- ・ 基幹バスシステム導入や既存バス網など利便性の高い公共交通網の確立が求められる。
- ・ 主要な道路沿線や安謝川沿いなどにおける自転車道、ウォーキングロードなどの検討が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 跡地利用と連携した LRT など新たな公共交通
- ・ 自転車道の検討
- ・ 国立劇場おきなわへのアクセス向上

(3) 河川・下水道に関する課題

- ・ 安謝川、小湾川の水質浄化や親水性の向上などが求められる。
- ・ 河川沿いを活用した自転車道やウォーキングロードの整備検討が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 小湾川・安謝川の親水性の向上
- ・ 河川沿いを活用したウォーキングロードなどがほしい

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

- ・ 海浜環境を活用した市民の憩いの場の形成が求められる。
- ・ 工業地における緑地や緑陰の確保が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 海浜など自然環境と調和した開発

(5) 景観形成に関する課題

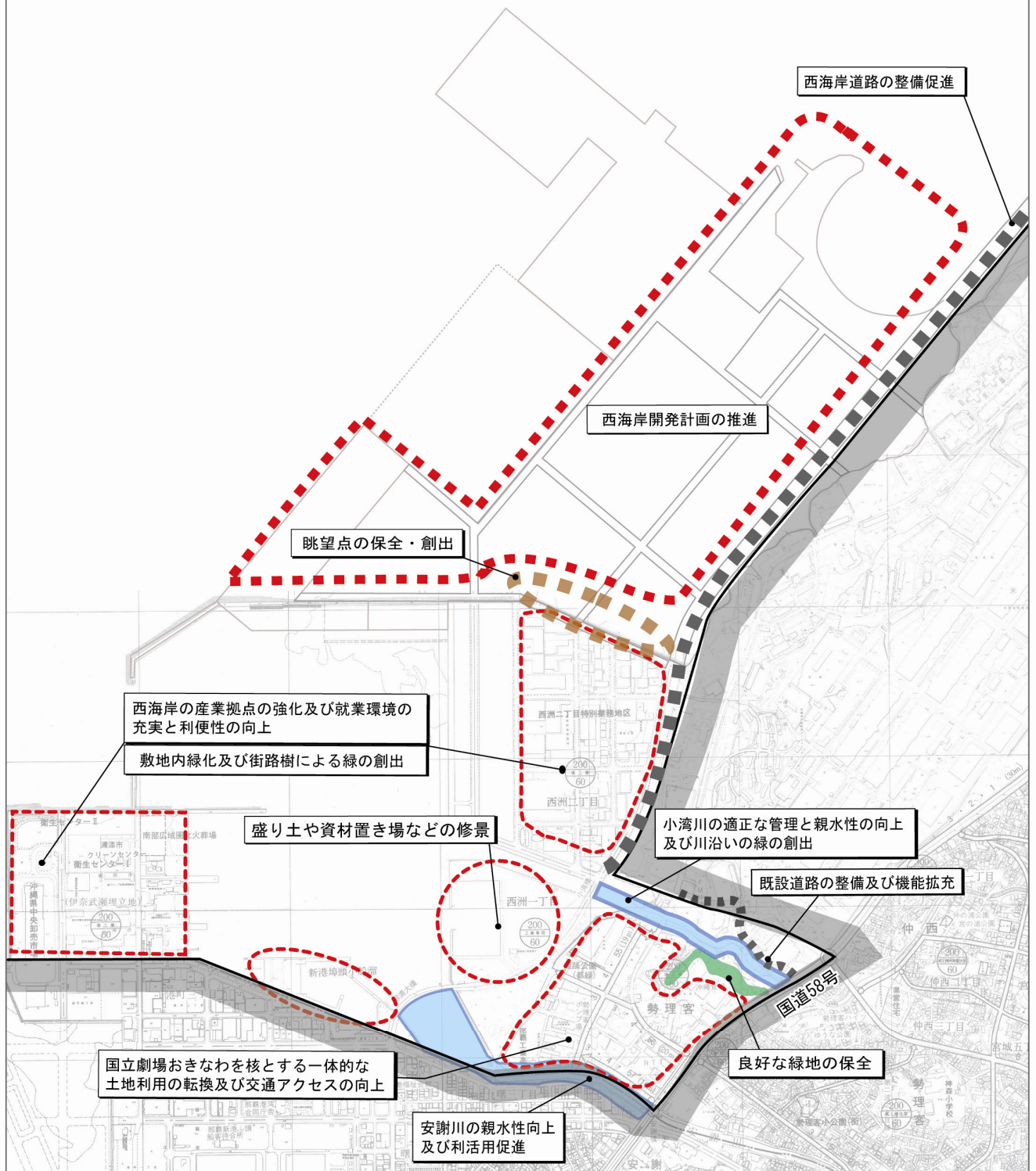
- ・ 海浜を活かした景観形成が求められる。
- ・ 流通業務地や工業地においては、資材置き場などの修景が求められる。

市民ワーク ショップから の主な意見

- ・ 海を活かした眺望点の形成
- ・ 資材置き場などの修景

西地域・課題図

凡 例	
(1) 土地利用・市街地整備	
(2) 道路交通	
(3) 河川・下水道	
(4) 自然環境の保全・都市環境の形成	
(5) 景観形成	
(6) 福祉・防災・その他	



西地域まちづくり方針

8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①コースタルリゾート地区

- ・ 屋富祖、城間地先の自然海域においては、優れた環境資源である海をテーマとしたコースタルリゾート地区として、マリーナ、緑地の整備や宿泊機能の充実などにより国内外に通用する長期滞在型リゾート拠点を形成するとともに、市民が憩える海浜空間の形成を図る。
- ・ また、リゾートコンベンション産業や文化産業等の集積を図る産業振興地区北側部分と一体的な土地利用により、長期滞在型リゾート拠点の形成に向けた相乗効果の発揮に努める。

②西海岸開発地区

- ・ 西海岸開発地区については、浦添ふ頭の拡充や、西海岸道路、臨港道路等の整備、海上交通および陸上交通の結節機能の充実などにより、人、物、情報等多様な交流を促進する土地利用を図る。

③文化・産業交流地区

- ・ 国道 58 号、西海岸道路に挟まれた勢理客及び小湾地区については、伝統文化を発信する国立劇場おきなわ等を中心とした結の街を創出し、文化、産業、業務及び居住空間が調和した土地利用の促進を図る。

④流通業務地区

- ・ 流通業などが集積する西洲商業団地は、特別用途地区が指定され、適正な土地利用の誘導が行われていることから、就業環境の向上を図るとともに、今後も流通業務地としての土地利用に努める。

(2) 道路交通の方針

①中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○地域高規格道路

- ・ 西海岸道路の整備を促進する。

②浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

②-1 幹線道路

- ・ 臨港道路の整備を促進する。

②-2 補助幹線道路

- ・ 国立劇場おきなわ周辺については、跡地利用計画や西海岸道路と連携した体系的な道路整備を推進する。

③安心安全に移動ができる歩行者・自転車ネットワーク

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備を促進し、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。

④景観重要公共施設指定など景観形成と連携した道路整備

- ・ 臨港道路については、広域的な交流拠点を形成する西海岸地域にふさわしい道路整備を図る。

⑤公共交通

- ・ 誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、既存バスや、コミュニティバスの充実、国

道 58 号における基幹バスシステム等の導入などを促進する。

- ・ 長期的には、国道 58 号等における鉄軌道を含めた公共交通システムの導入に向けた取り組みを促進する。

⑥交通結節点

- ・ 上記、公共交通や自動車等の陸上交通と海上交通を結ぶ複合型交流交通結節点の形成を図る。

(3) 下水道・河川に関する方針

- ・ 小湾川、安謝川については、安全性を十分に確保した上で、親水空間の確保を図るとともに、河川沿いを活用した自転車道やウォーキングロードの整備について検討を行う。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

- ・ 地域北側については、コースタルリゾート計画に基づき、貴重な海浜環境に配慮しつつ、マリーナ、緑地、ホテル等が立地するレクリエーション空間の形成を促進する。
- ・ 主要な公共施設の緑化を促進すると共に、河川沿いの緑道や街路樹等を「花と緑と水を配したまちづくり計画」に基づきネットワーク化を図る。また、地域に親しまれる街路樹の選定や適正な維持管理を図り、快適な歩行者空間の形成を図る。

(5) 景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】 水と緑の大循環地区、都市を貫く軸線地区に属す

【類型別方針】 工業・流通地区、跡地利用・新規開発地区に属す

- ・ 浦添の新たな水辺空間として、良好な海浜景観を創出する。
- ・ 工業・流通地区として、緑陰の確保や資材置き場における修景など、適正な景観形成を図る。

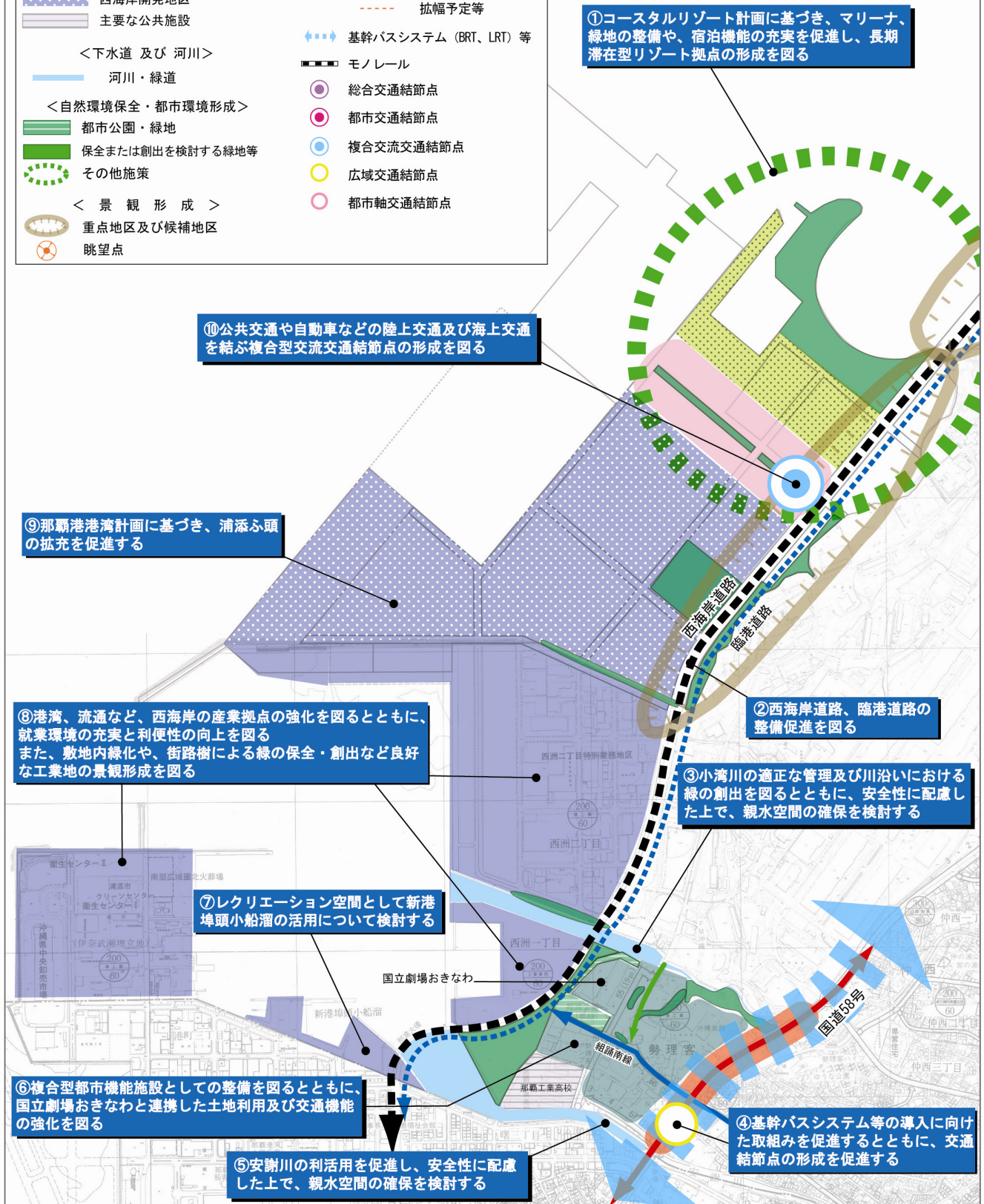
(6) 防災まちづくりに関する方針

- ・ 西海岸一帯については、津波避難ビルの指定や整備を図るとともに、西海岸開発の進捗を見ながら、津波など災害発生時の防災や減災のあり方について検討を行う。

(7) その他まちづくりに関する方針

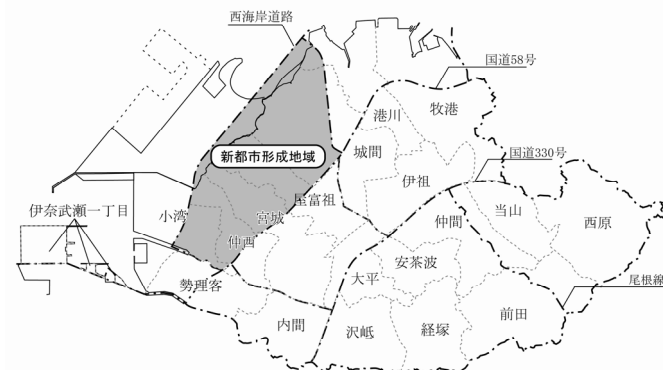
- ・ 協働のまちづくりに向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。また、地域における防犯灯や道路照明等について、必要に応じて整備を図るものとする。

西地域・方針図



新都市形成地域まちづくり方針

1) 位置図



地域区分：牧港補給地区全体及び西海岸道路以東の公有水面埋め立て地区

地域を構成する大字：港川、城間、屋富祖、宮城、仲西、小湾

2) 概要

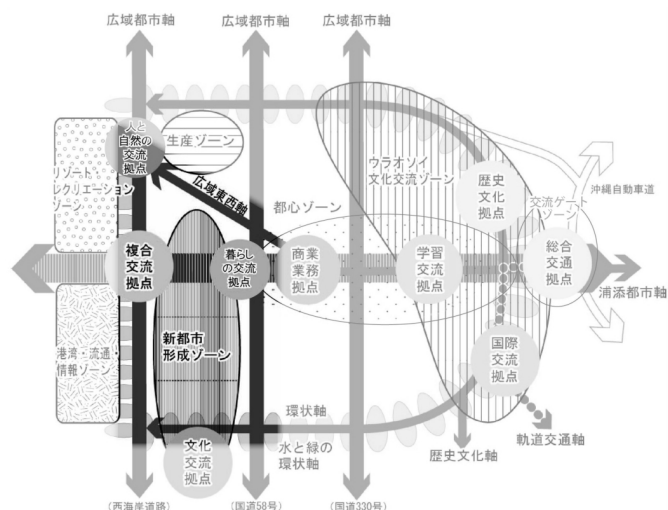
- ・人口、世帯数なし
- ・現在、跡地利用計画の策定が行われている

3) 将来市街地目標

「ずっと輝く人・海・文化 ―浦添の未来を拓く空間キンザー―」

※牧港補給地区跡地利用基本構想（平成22年3月）より

4) 将来都市像による位置付け



牧港補給地区跡地については、本市の新たな市街地とし位置付けられ、隣接するリゾート・レクリエーションゾーンや、港湾・流通・情報ゾーン、文化交流拠点と連携した機能導入が求められる。

5) 地域の特性

本地域は、軍用地として戦後60年間使用され続けていることから、自然海岸や緑地、貝塚、古墓群が残されている。国道58号と西海岸道路に挟まれ、那覇空港へのアクセス性が高く、那覇港に接しているという立地条件から、沖縄県においても重要な役割を持つとともに浦添の新たな都市形成の場として期待されている。

6) 課題

(1) 土地利用・市街地整備に関する課題

- ・ 人口動向や土地需要に応じた市街地整備が求められる。
- ・ 広大な跡地における基盤整備手法の検討が求められる。
- ・ 本市や本県の振興に資する産業振興や交流拠点、交通拠点の形成が求められる。
- ・ 隣接する既成市街地と連携した整備の検討が望まれる。

(2) 道路交通に関する課題

- ・ 新たな公共交通を含めた道路交通体系の確立が求められる。

(3) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する課題

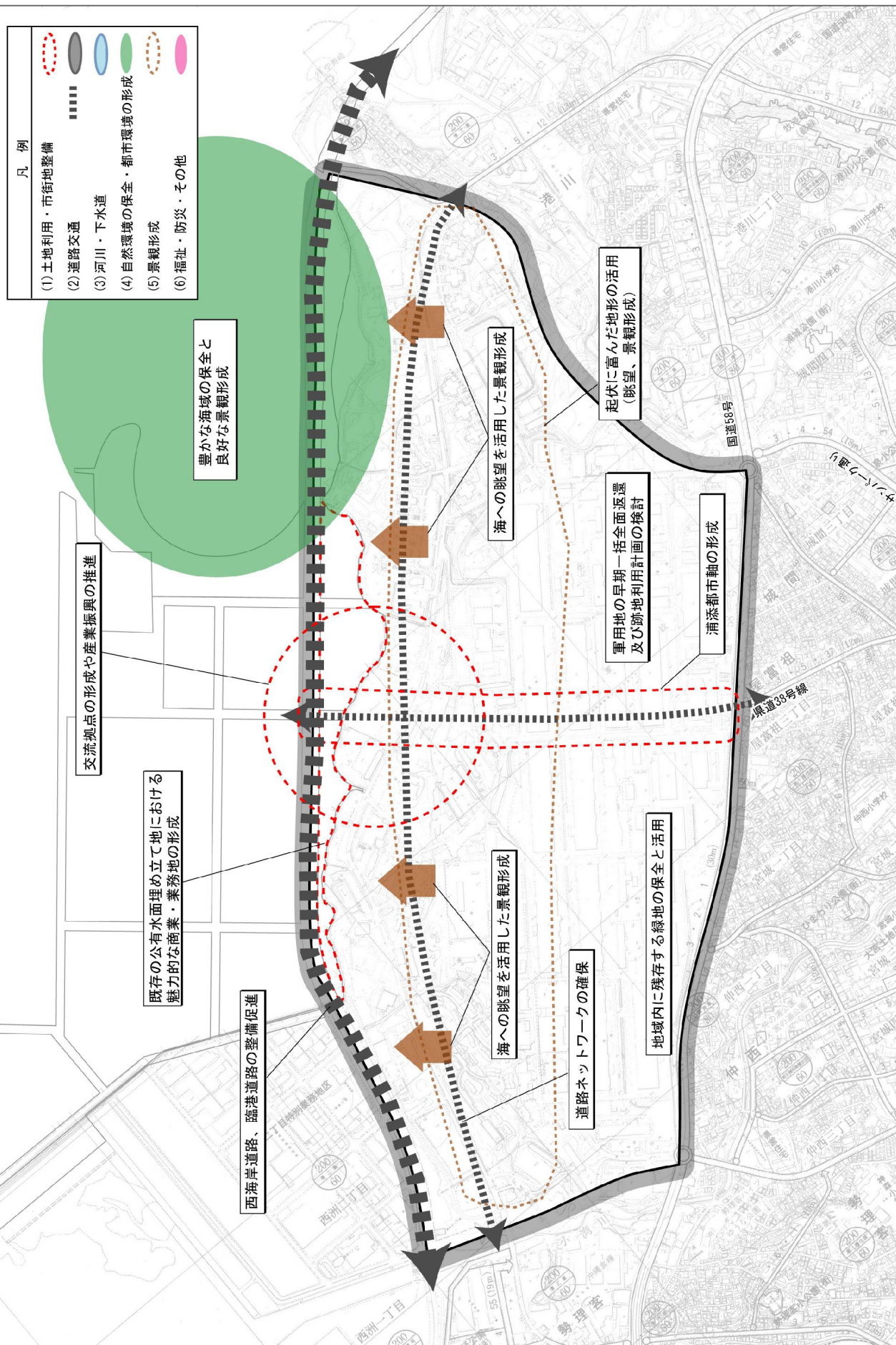
- ・ 本市の貴重な海浜環境の保全、活用が求められる。
- ・ 跡地内に残存する緑地の保全・活用が求められる。
- ・ 市民の憩いの場の形成が求められる。

(4) 景観形成に関する課題

- ・ 本市の都市軸については、シンボルロードとしての景観形成が望まれる。
- ・ 起伏に富んだ地形や海への眺望を活かした景観形成が求められる。
- ・ 新しい浦添らしさを表現する景観形成が望まれる。

(5) 防災まちづくりに関する課題

- ・ 海浜に隣接することから、津波対策が求められる。



新都市形成地域まちづくり方針

8) 方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①産業振興地区

- ・ 牧港補給地区跡地利用のうち、西海岸道路や地区内幹線道路沿線を含む跡地西側については、MICE機能や宿泊機能を中心としたリゾートコンベンション産業、芸術文化やエンターテインメント等を活かした文化産業のほか、健康・医療産業、環境エネルギー産業、国際流通産業、情報サービス産業などが集積する産業振興地区の形成を図る。

②中心商業・業務地区

- ・ 国道 58 号沿線は、利便性の高い商業・業務地区の形成を図る。
- ・ 公有水面埋立事業が行われている都市機能用地については、浦添都市軸の延長線上と西海岸道路の交差点に位置しており、臨海部である立地特性を活かし、本市の新たな顔として良好な景観形成を図るとともに、賑わいのある商業・業務地を形成する。

③シンボルロード地区

- ・ 本市を東西に走る浦添西原線沿線および西海岸までの延長線上は、浦添都市軸として商業・業務施設のみならず文化・交流施設等の施設立地を促進し、景観まちづくりと連携し、本市の「顔」に相応しい都市空間の創出を図る。

④低中層住宅地区

- ・ 本地域の高台を中心として、快適で潤いのある良好な住宅地を形成する。

(2) 道路交通に関する方針

①中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○地域高規格道路

- ・ 西海岸道路の整備を促進する。

②浦添市内の拠点間の移動を円滑に支える道路ネットワーク

②-1 幹線道路

- ・ 臨港道路の整備を促進する。
- ・ 跡地利用開発において、都市軸の延長となる東西幹線道路や地区内道路の整備を促進する。

②-2 補助幹線道路

- ・ 臨港道路に平行に位置する道路の整備を検討する。

④景観重要公共施設指定など景観形成と連携した道路整備

- ・ 浦添西原線については本市のシンボルロードとして、また臨港道路については広域的な交流拠点を形成する西海岸地域に接続する道路として、それぞれふさわしい道路整備を図る。

③公共交通

- ・ 誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、既存バスや、コミュニティバスの充実、国道 58 号における基幹バスシステム等の導入などを促進する。

④交通結節点

- ・ 屋富祖交差点付近においては、新たな公共交通システムの導入を含めて、自動車や自転車、歩行者の乗り継ぎを促進する交通結節点の形成を図る。
- ・ 東アジアの玄関口として、海上交通と、自動車、公共交通を含めた陸上交通を結ぶ複合型交通結節点の形成を図る。

(3) 河川・下水道に関する方針

- ・ 市街地整備と併せた下水道の整備を検討する。

(4) 自然環境の保全及び都市環境の形成に関する方針

- ・ 北側に残る貴重な海浜環境に配慮し、市民が憩える海浜空間の形成を図る。
- ・ 小湾川河口部など跡地に残る既存植生は、地域制緑地等による保全、活用に努める。

(5) 景観まちづくりに関する方針

【骨格別方針】 緑の両翼地区、水と緑の大循環地区、都市を貫く軸線地区に属す

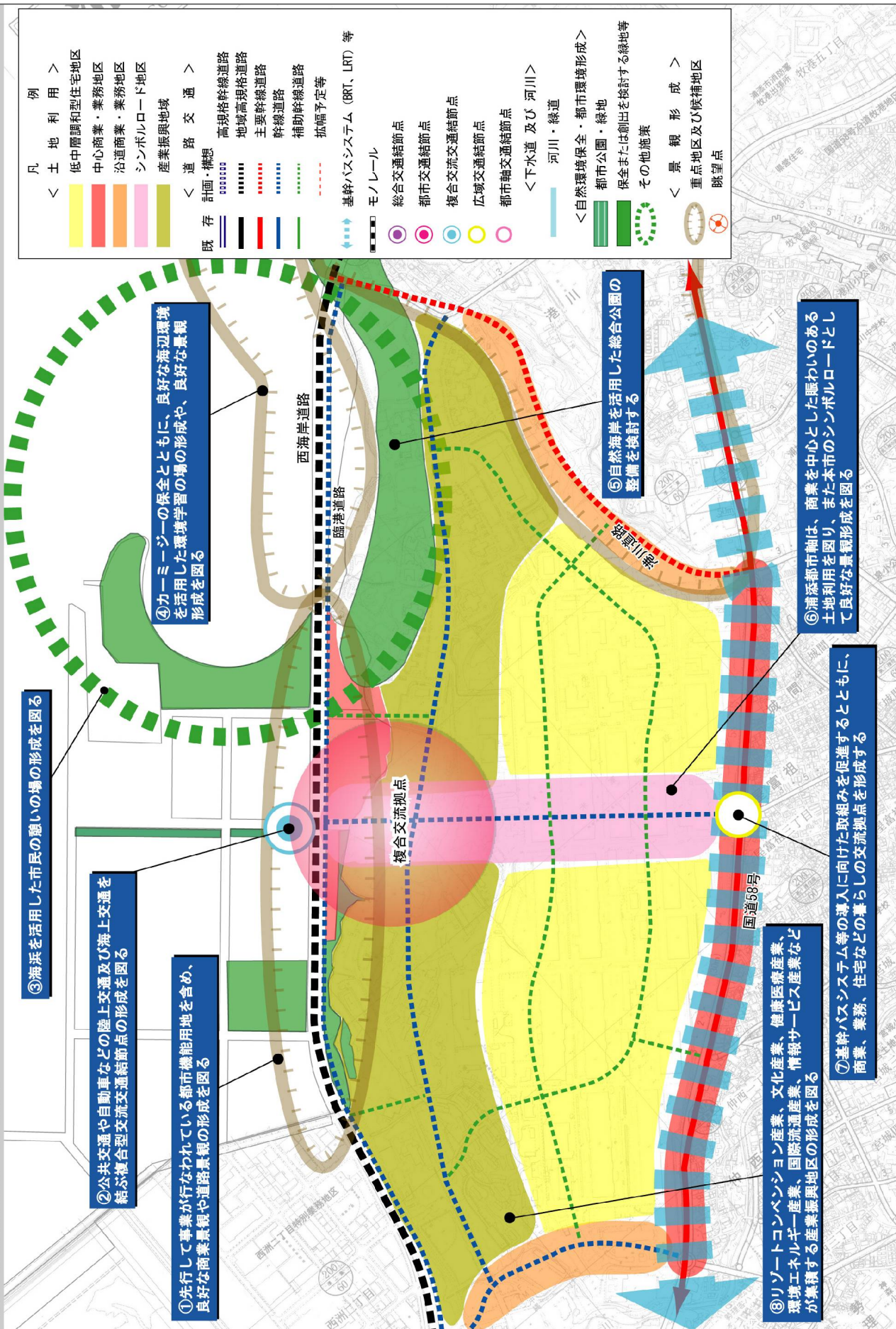
【類型別方針】 跡地利用・新規開発地区に属す

- ・ 都市機能用地地区については、良好な商業景観の形成を図るとともに、景観地区指定に向けた検討を行う。
- ・ 当該地区は、国道 58 号から海側にかけて約 20mの高低差があり、西海岸への眺望を活かした景観形成を図る。
- ・ 都市軸においては、道路整備と景観形成の連携により緑陰、ポケットパークの確保などを行い、賑わいと活力のある沿道景観の形成を図る。

(6) 防災まちづくりに関する方針

- ・ 西海岸一帯については、津波避難ビルの指定や整備を図るとともに、西海岸開発の進捗を見ながら、津波など災害発生時の防災や減災のあり方について検討を行う。

新都市形成地域・方針図



第Ⅴ章 計画の実現に向けて

1. まちづくりに対する社会的要請

これまでの都市計画は、都市への急速な人口集中や産業集積などによる市街地の無秩序な拡大、いわゆる量的なものへの対応を主な役割としてきた。しかし、少子高齢社会の進行、長期化する経済状況の低迷など社会状況は大きく変化してきており、まちづくりの面においても、景観法制定をはじめとして地域固有の風景や文化といった個性を取り戻そうとする動きが活発化するなど、人々の関心は質的なものへと変化している。

このように人々のまちづくりへの関心が高まるなか、これまでの行政主導型ではなく住民協働型のまちづくりが求められるようになり、地域住民のまちづくりに対する主体的な取り組みを積極的に都市計画行政に活用していくことが重要である。

2. 今後のまちづくりの進め方

①市民と行政の協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランの策定段階においては、市民協働のきっかけとして、ワークショップを開催した。計画実施段階においても、まちづくりプラン賞や道路愛護会など既存の市民参加のプログラムを活用しつつ、市民がまちづくりの主体であるとの認識を深め、市民と行政による協働のまちづくりを推進する。

また、多くの市民がまちづくりに関わることができるよう、まちづくり情報の積極的な発信、シンポジウムや勉強会の開催などを行うとともに、これら参加の機会を通して、地域のキーパーソンとなる人材の育成を図る。

②市民主体の取組への支援充実

上記のまちづくりプラン賞や美らまちサポーター制度など、まちづくり活動を行う市民やNPOなど各種団体などに対する支援制度の充実を図る。

③行政内部における推進体制の確立

将来像の実現に向けては、庁内関係各課の事業調整などの協力が必要であり、各課に関連する事業の調整機関として庁内における都市計画マスタープランの推進体制の確立を検討する。

④身近な地域のプランづくりの支援

まちづくりに熱心で組織としてのまとまりのある地区については、地区計画、景観地区など、身近なまちづくりを総合的に推進する詳細計画の策定や策定に向けた支援を行い、まちづくりのモデル地区として積極的な事業の推進を図る。

3. 都市計画マスタープランの活用

都市計画マスタープランは、市民・企業・行政が都市の将来像を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりを積極的に推進する際の指針となるものである。

一方で、まちづくりは、環境や産業振興、景観、防災など、都市計画分野のみならず、多数の関連分野との連携が求められる。

よって、本都市計画マスタープランは、具体の都市計画決定の方針としての活用のみならず、他分野施策などとの総合的な調整などに際して積極的に活用していくことにより、本市における総合的なまちづくりの推進を図る。

4. 都市計画マスタープラン進行管理と見直し

都市マスタープランは概ね 20 年間を見据えた方針であり、定期的にまちづくりの進捗状況を把握する体制づくりを検討し、効率的かつ効果的なまちづくりの推進を図る。

また、都市マスタープランは浦添市の都市計画における基本理念的な内容を示すものであるため、原則として社会情勢の変化や市全体に共通する基本的な施策の変更など必要が生じた場合に、柔軟な見直しを行うものとする。例えば、以下のような場合において見直しが想定され、見直しの具体的手法や主体、手続き等に関しては、都市計画審議会において決定するものとする。

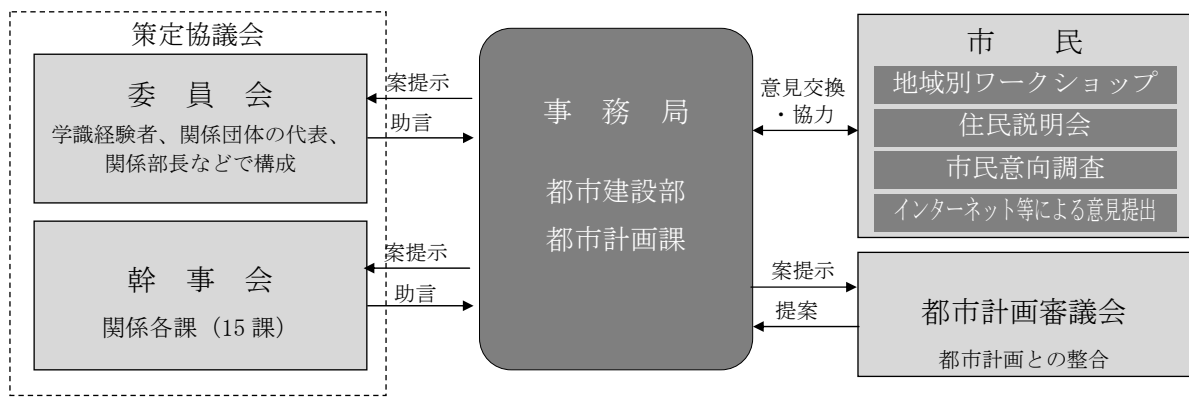
- ・ 都市計画基礎調査（都市計画法第 8 条）等の結果により、人口フレーム等の見直しが必要になった場合
- ・ 都市計画区域マスタープランや浦添市総合計画など上位計画の策定、見直しにより内容の修正が必要となった場合
- ・ 大規模なプロジェクトや駐留軍用地跡地利用、地域防災計画など、都市像に大きな影響を与える計画が策定された場合
- ・ 法改正等により将来の都市像実現のため新たな都市計画制度の活用が生じた場合
- ・ 住民意識やニーズの変化による新たな施策への展開が必要な場合

参考資料

1. 策定体制

策定にあたっては、委員会（学識経験者や関係団体代表、関係部長等により構成）、幹事会（庁内関係課により構成）により組織される浦添市都市計画マスタープラン策定協議会を設置し、検討を行った。

そのほか、地域別ワークショップ・住民説明会など市民と意見交換を実施するとともに、都市計画審議会からの提案を踏まえ、計画策定を行った。



2. 浦添市都市計画マスタープラン策定協議会規約

（平成 24 年1月 12 日）

（名称）

第 1 条 本会は、浦添市都市計画マスタープラン策定協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、浦添市の現状と課題を踏まえて、都市の目指すべき将来像とその実現に向けた都市計画の方針を示す都市計画マスタープラン策定に関して、専門的かつ多角的に検討を行うことを目的とする。

（組織）

第 3 条 協議会は「委員会」、「幹事会」で組織し、その構成は別表第1、別表第2のとおりとする。なお、行政職については、その者に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。

2 委員及び幹事の任期は、都市計画マスタープランの策定の完了までとする。

(委員会)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長に池田孝之琉球大学名誉教授、副委員長に浦添市都市建設部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

5 委員会は協議会の決定機関とする。

(幹事会)

第5条 幹事会には幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には企画部企画課長、副幹事長には都市建設部景観まちづくり室長をもって充てる。

2 幹事長は、会務を統括する。

3 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代行する。

4 所用により幹事会に出席することができない幹事は、代理の者を出席させることができる。

5 幹事長が必要と認めるときには、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

6 幹事会は、委員会に付すべき事項についてあらかじめ審議し調整を図る。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、浦添市都市計画課に置く。

2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。

3 事務局は、必要に応じて関係者を招集した会議を開催することができる。

(雑則)

第7条 この規約に定める他、協議会の運営に必要な事項は委員長で定める。

附 則

この規約は、平成24年1月12日から施行する。



別表1(第3条関係)

委員会名簿

	所 属	職 名	氏 名 上:H23 年度 下:H24 年度
○	琉球大学工学部	名誉教授	池 田 孝 之
	沖縄県立芸術大学	教 授	安 里 進
	一般社団法人 沖縄県中小企業診断士協会	会 長	西 里 喜 明
	社団法人 沖縄県建築士会	浦添・西原支部	久 高 多 美 子
	浦添商工会議所	建設部会 副部会長	福 山 弘 隆
	浦添市自治会会長会	副 会 長	神 山 高 成
	沖縄県農業協同組合 浦添支店	支 店 長	又 吉 武 和
	NPO法人 ライフサポートてだこ	代 表	松 本 哲 治
□	浦添市 都市建設部	部 長	銘 下 秀 盛 莉 地 節 於
	浦添市 企画部	部 長	野 口 広 行
	浦添市 市民部	部 長	新 垣 浩 山 田 勉

○:委員長 □:副委員長

別表2(第3条関係)

幹事会名簿

	所 属	職 名	氏 名 上:H23 年度 下:H24 年度
	浦添市 総務部 防災危機管理室	室 長	川 上 隆
○	浦添市 企画部 企画課	課 長	宇 根 弘
	浦添市 企画部 跡地利用推進室	室 長	仲 西 広 光
	浦添市 企画部 西海岸開発課	課 長	上 原 正 規
	浦添市 市民部 商工産業課	課 長	玉 利 宏 一 郎 知 念 伸 男
	浦添市 市民部 環境保全課	課 長	名 城 政 剛
	浦添市 市民部 環境施策推進室	室 長	兼 次 佐 千 男
□	浦添市 都市建設部 景観まちづくり室	室 長	登 野 城 寛
	浦添市 都市建設部 美らまち推進課	課 長	秋 田 繁 一 城 間 繁 一
	浦添市 都市建設部 建築課	課 長	友 寄 賢 二 親 泊 勲
	浦添市 都市建設部 区画整理課	課 長	安 里 慶 宏
	浦添市 都市建設部 道路課	課 長	饒 辺 稔 比 嘉 育 雄
	浦添市 都市建設部 下水道課	課 長	上 間 好 秀
	浦添市教育委員会 教育部 総務課	課 長	金 城 盛 達 比 嘉 克 巳
	浦添市教育委員会 文化部 文化課	課 長	當 間 眞 栄

○:幹事長 □:副幹事長

3. 地域別ワークショップ・住民説明会

①地域別ワークショップ

■趣 旨：市民の皆様がそれぞれの立場から、お住まい地域について、日頃感じていることや、浦添市への思いなどを話し合い、今後のまちづくりへ活かしていくことを目的とした意見交換の場である。

■開催日時：市内7地域*について、それぞれ3回（述べ21回）開催した。

○第1回ワークショップ（平成23年1月開催）

地域における問題、課題、魅力などについて意見交換を行った。

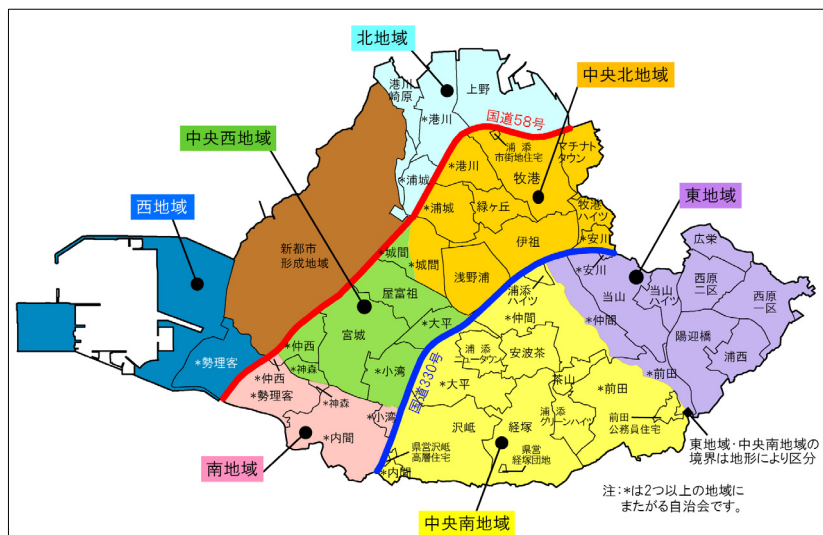
○第2回ワークショップ（平成23年3月開催）

第1回での意見等を受け、地域の将来像や、まちづくりの方針等について意見交換を行った。

○第3回ワークショップ（平成24年8月開催）

これまでの計2回のワークショップ結果や、協議会の検討結果を踏まえ、地域別まちづくり方針（案）を提示し、今後の地域のまちづくりについて住民及び行政相互で確認した。

■参加人数：のべ209名



②住民説明会

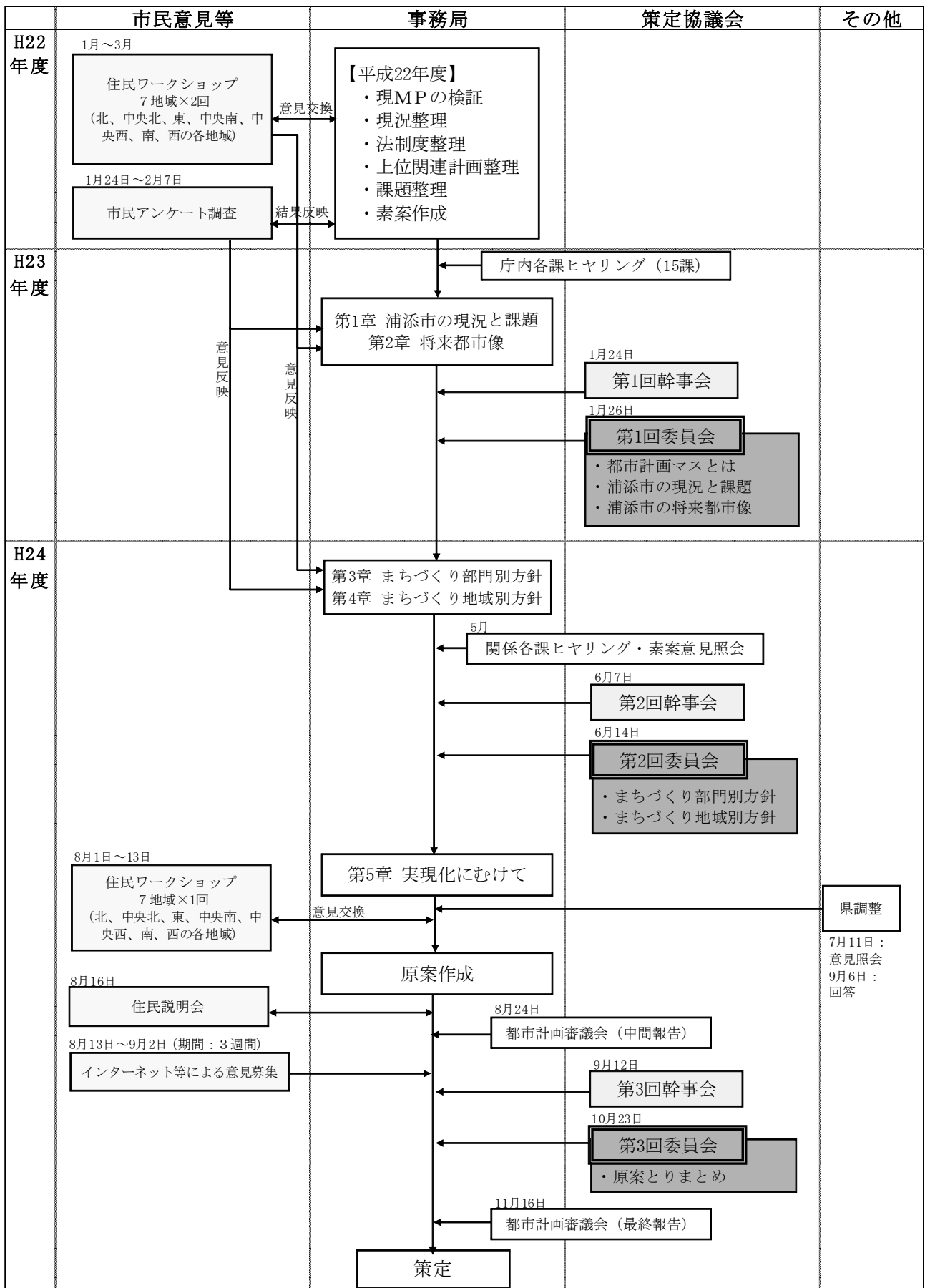
■趣 旨：住民意向調査や、協議会の検討結果を踏まえ、今後の浦添市の目標や部門別まちづくり方針（案）を提示し、今後の本市のまちづくりについて住民及び行政相互で確認し、意見交換を行った。

■開催日時：平成24年8月16日 19：00-21：00

■参加人数：19名

* 市域は自治会区域等を基本として8地域に区分されるが、そのうち「新市街地形成地域」に関しては、都市計画マスタープラン見直し作業と同時期に、牧港補給地区跡地利用基本計画策定に係る住民ワークショップ等が行われており、同計画の担当課から住民意見等のヒヤリングを行うとともに、同計画との整合を図った。

4. 策定の流れ



浦添市都市計画マスタープラン

平成 11 年 3 月	策	定
平成 16 年 6 月	第 1 回見直し	
平成 25 年 1 月	第 2 回見直し	

浦添市 都市建設部 都市計画課

〒901-2501 浦添市安波茶 1 丁目 1-1

TEL : 098-876-1234 (代表) FAX : 098-879-7138
